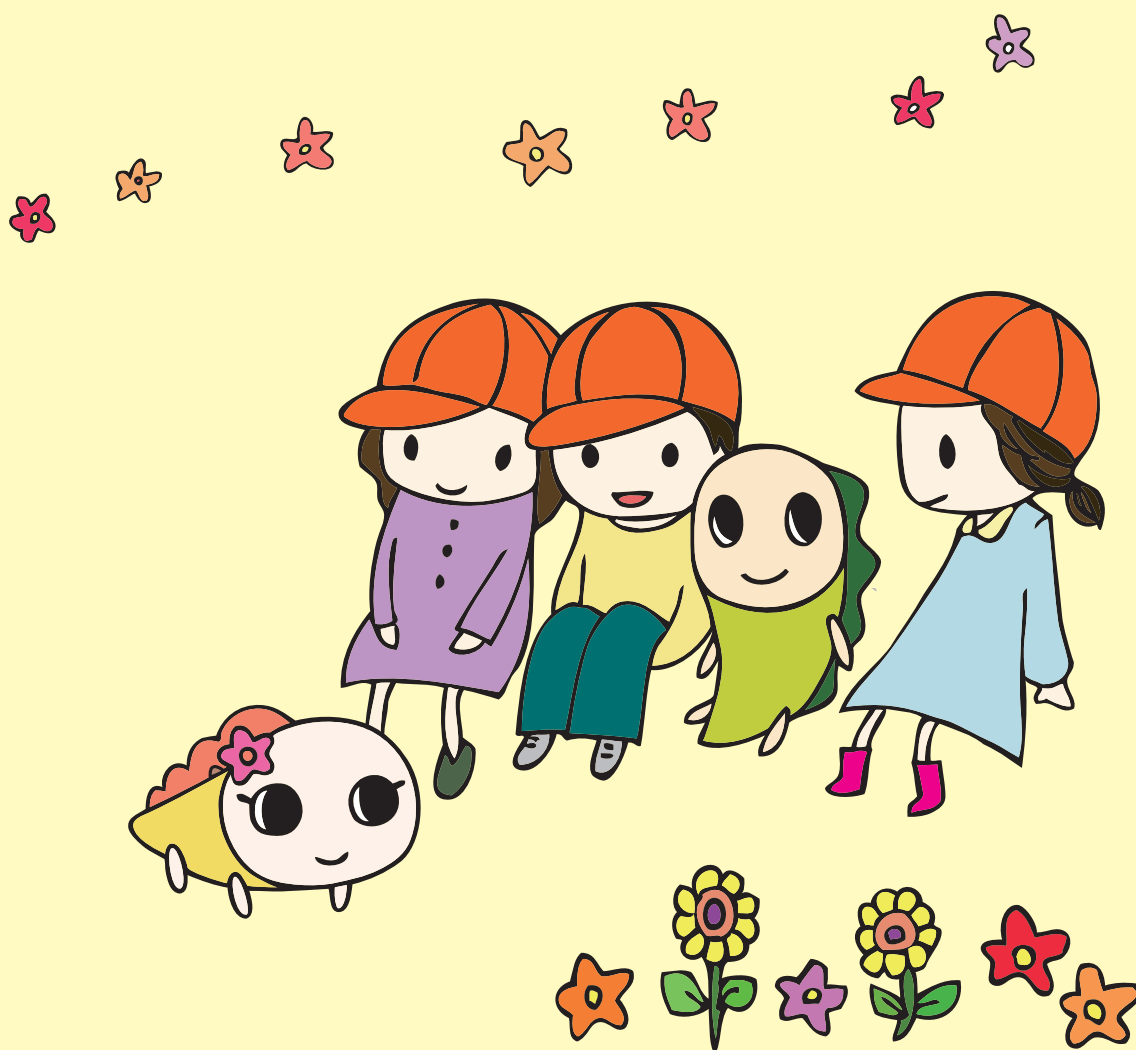


令和7年度 保育施設利用のご案内

令和7年4月～令和8年2月入所

- 保育所等の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認の上、お申込みください。また、入所後のお手続き等についても記載してありますので、大切に保管してください。



お願い

保育施設の定員や保育サービス、整備・運営形態等は、発行月時点の情報をもとに編集しているため、その後の保育施策の見直し等に伴い、変更となる場合がありますのでご了承ください。

「区ホームページ」とあるのは「保幼(ぼよ)ナビ」を指します(裏表紙参照)。

4月入所(一次)の申込みについて

※そのほかの入所月の受付期間については、P9を参照してください。

※原則、電子申請 または 郵送での受付となります。

電子申請

受付期間：令和6年10月1日(火)～12月2日(月)
午後5時送信完了分まで



<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/syorui/1069062.html>

郵送受付

受付期間：令和6年10月1日(火)～12月2日(月)午後5時必着
送付先：〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1
子ども家庭部 保育課
認定・入園係

簡易書留・
レターパックなど
発着記録が残る
方法でご送付
ください。

窓口受付

受付期間：令和6年10月1日(火)～12月2日(月)午後5時

【区役所】区役所 東棟3階 6番窓口
当日受付：予約の必要はありません
予約受付：以下のサイトか、右の二次元コードより
事前予約してください

<https://logoform.jp/form/Y4gR/26095>

1世帯
20分以内



障害児保育等の申込みの方は、10月16日(水)～22日(火)に区役所窓口でお申込みください。

【各子どもセンター】全て予約制窓口
(以下のサイトか右の二次元コードより
事前予約してください。)

<https://logoform.jp/form/Y4gR/338513>

1世帯
30分以内



- ※杉並区外の保育施設を申し込む場合は、受付期間が異なる場合がありますので、必ず各自治体にご確認ください。
- ※その他詳細はP6を参照してください。
- ※最終受付日は12月2日ですが、不足書類対応等が必要になる場合がありますので出来るだけ11月22日までにご提出ください。
- ※申込書の未着や書類の同封漏れなどについて、区は一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ※各保育施設の募集人数は、**10月15日(火)**に区ホームページに掲載します。
ホームページをご覧いただけない場合は、窓口でもご確認いただけます。

杉並区における保育施設の種類	P2
1 保育の必要性の認定について	P4
[1] 認定とは	P4
[2] 保育を必要とする事由と認定有効期間	P4
[3] 保育の必要量について	P5
[4] 認定の手続き～教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書の交付までの流れ	P5

区が窓口の保育施設への申込みのご案内 P6～P53 ※P10～12の内容は認定申請のみの方も該当します。

2 認定申請及び入所・転園申込みから決定までの流れ	P6
[1] 令和7年4月入所	P6
[2] 令和7年5月～令和8年2月入所	P8
3 区保育施設の入所・転園申込みに必要な書類について	P10
4 申請書提出・作成にあたっての注意事項	P13
[1] 申込み時のご注意	P13
[2] 保育施設の利用時間等について	P13
[3] 「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」について	P13
[4] 会社勤務の方で就労証明書を提出される方	P15
[5] ひとり親の方の提出書類について	P15
[6] 延長保育について	P16
5 申込みにあたっての注意事項	P17
[1] これから生まれる予定の児童の申込みについて(令和7年1月、2月、4月入所申込希望の場合のみ)	P17
[2] 育児休業取得中(取得予定)の方へ	P17
[3] 育児のための短時間勤務制度を利用予定または利用中の方へ	P18
[4] 別の保育施設へ転園を希望される方へ	P18
[5] 通院中の児童、障害や発達遅れの遅れなどの支援が必要な児童の申込みについて	P19
[6] 杉並区外にお住まいの方が杉並区の保育施設を申込みする場合	P19
[7] 杉並区民の方が区外の保育施設(認可保育所等)を申込みする場合	P21
6 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について	P22
7 認可保育所等	P29
8 今後の保育施設の整備予定について	P47
9 認可保育所等保育料について	P48
10 申込み後の手続き等について	P52

区が窓口の保育施設に入所後のご案内 P53～P57

11 入所直後に必要となる手続き	P53
12 入所中の手続き等について	P54

その他のご案内 P58～P65

13 家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室	P58
14 認証保育所	P58
15 認可外保育施設の保育料無償化・保育料補助制度について	P59
16 私立幼稚園	P60
17 区立子供園	P62
18 主な変更点とお知らせ	P63
19 よくあるご質問 FAQ	P64
20 電子申請が可能な申請について	P65

杉並区における保育施設の種類

施設区分／概要		クラス※1	開所時間※2		延長	保育の必要性の認定	施設利用申込先	保育料 ★契約条件による区補助あり			
保育施設	認可保育所 ・国の設置運営基準を満たした児童福祉施設 P29～45参照	区立	0歳～5歳	7時30分～18時30分	○				必要 (P4参照)	区	世帯の区民税所得割額による P48～49参照
		公設民営 私立		施設による	(施設による)						
		地域型保育事業(区の設置運営基準)	小規模保育事業所(A型・B型)※3 ・認可保育所に比べ小規模な環境(定員6～19人)で保育を行う施設 P29～45参照	11時間	施設による	(施設による)					
			事業所内保育事業所(地域枠) (保育所型・小規模A型・小規模B型)※4 ・区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設け保育を行う施設 P29～45参照	0歳～2歳	11時間	施設による	(施設による)				
			家庭的保育事業所 ・家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する施設(定員5名まで) P29～45参照	施設による	施設による	(施設による)					
	居宅訪問型保育事業 ・児童の自宅において1対1で保育を行う事業 P46参照						区または施設				
	認可以外の施設	家庭福祉員 家庭福祉員グループ ・自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、一定の資格を有し、区長の認定を受けた保育経験者が保育を行う P58参照	0歳～2歳	8時間以上	8時30分～17時	×	不要 (補助金申請時には必要)	施設		利用日数による P58参照	
		グループ保育室 ・杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営 P58参照	0歳～2歳	11時間	7時30分～18時30分	×					利用時間による★ P58参照
		認証保育所 ・東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設 P58参照	A型	産休明けから小学校就学前まで	13時間以上	施設による		(施設による)		施設	各施設による★
		その他認可外保育施設(ベビーホテル) ・民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都に届出している施設。 区ホームページ参照	0歳～施設による	施設による		(施設による)					
その他認可外保育施設(企業主導型) ・企業が従業員のために設置するもので、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる。 区ホームページ参照		0歳～施設による	施設による		(施設による)						
教育施設	幼保一体化施設 区立子供園 ・区立幼稚園を転換した、区独自の幼保一体化施設 ・短時間保育と長時間保育の児童と一緒に保育 P62参照	短時間保育	3歳～5歳	5時間	9時～14時	×	不要	施設	幼児教育・保育無償化により、無料		
		長時間保育		11時間	7時30分～18時30分					必要	区
	私立幼稚園 ・幼児の「学びの場」を提供する学校教育法に基づいた学校 P60参照	3歳～5歳 (一部2歳から)	4～5時間 (その他預かり保育実施施設有)	施設による	(施設による)	不要 (預かり保育補助金申請時には必要)	施設	幼児教育無償化により、上限内で無償			

同時期に複数の保育・教育施設に在籍することはできません。

※1:受入年齢や詳細は保育施設によって異なりますのでご注意ください。

※2:保育施設と区立子供園(長時間保育)の開所時間は利用可能な上限時間であり、実際に保育を必要とする時間のみ施設を利用することができます。

※3:A型は全ての保育従事者が保育士資格を有し、B型は6割以上の保育従事者が保育士資格を有します。

※4:保育所型は定員が20人以上、小規模A型及び小規模B型は定員が19人以下の事業所内保育事業所です。

保育所型及び小規模A型は全ての保育従事者が保育士資格を有し、小規模B型は6割以上の保育従事者が保育士資格を有します。

★:保育料補助制度等があります。詳細はP59をご確認ください。



【認可施設】

認可施設は、子ども・子育て支援法に基づいて、**保護者の就労又は疾病等の事由により、ご家庭で必要な保育を受けることが困難な児童を保育する児童福祉施設**です。

ご利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受ける必要があり、保育を必要とする事由がなくなった場合は、継続して認可施設を利用することができなくなります。

また、認可施設は、就学前までの保育を行う認可保育所のほか、乳児の保育を少ない児童数で行う家庭的保育事業所や小規模保育事業所などがあります。P29～P45の認可保育所等をご覧ください。

地域型保育事業等の連携

2歳児までの年齢制限がある地域型保育事業所等の認可施設については、卒園後も引き続き保育を受けられるよう「連携施設」を設けています。(P46 参照)

幼児教育・保育無償化(P48 参照)

幼児教育・保育無償化は、3歳児～5歳児及び非課税世帯の0歳児～2歳児を対象に令和元年10月1日から実施しています。無償化に係る費用については、全額公費(国、都、区)で負担しております。

また、幼児教育・保育無償化実施後、国の基準では、小中学校の給食を提供している施設と同様、保護者の実費負担となっておりますが、杉並区につきましては、当面の間、給食費は区が負担することとしています。

【認可以外の施設】

認可以外の施設は、待機児童対策の一環として区が整備している施設や民間施設等があり、施設の利用又は保育料の補助等を受けるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

杉並区保育所・幼稚園案内アプリ

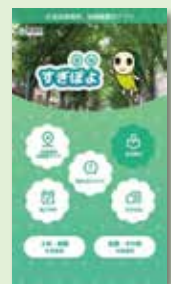
保育施設選び、手続等でよくご利用いただくコンテンツを集約したアプリです。入所申込時はもちろん、在園中も役立つコンテンツをご覧くださいことができます。電子申請もこちらから手続きできます。



App Store
(iPhone 端末用)



Google Play
(Android 端末用)



入園相談チャットボット

スマートフォン等から、いつでもどこでも保育施設の利用申込み等について対話形式で問い合わせができるようになりました。ぜひご利用ください。※ご利用いただくには、杉並区公式LINEの友だち追加が必要です。



1 保育の必要性の認定について

教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。

【1】認定とは

保育の必要性の認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。認定の決定は、**保育施設の利用可否を決定することとは異なります。**

教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法第19条)			
認定区分	1号	2号	3号
保育の必要性	なし	あり	あり
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 保育短時間	保育標準時間 保育短時間
年齢	満3歳～就学前	満3歳～就学前	0歳～満3歳未満
利用できる主な施設・事業	新制度幼稚園、区立子供園、 認定こども園等	認可保育所、認定こども園等	認可保育所、地域型保育事業、 認証保育所、認可外保育施設等
施設等利用給付認定(子ども・子育て支援法第30条)			
認定区分	1号(新1号)	2号(新2号)	3号(新3号)
保育の必要性	なし	あり	あり
保育必要量			
年齢	満3歳～就学前	4月1日時点で 満3歳以上～就学前	4月1日時点で満3歳未満のうち、 区民税非課税世帯
利用できる主な施設・事業	未移行幼稚園	区立子供園(保育の必要性の認定を受けた方)、幼稚園の預かり 保育事業等、認証保育所、認可外 保育施設	幼稚園の預かり保育事業等、一時 預かり保育、認可外保育施設、ベ ビーシッター等

●保育施設を利用できるのは、保育の必要性がある方のみです。年に1回現況確認が必要です。

●既に教育・保育給付認定2号・3号認定を受けている場合は、必要に応じて施設等利用給付認定2号・3号認定を受けているものとみなします。

※教育・保育給付認定3号認定以外は、幼児教育・保育の無償化の対象です。

【2】保育を必要とする事由と認定有効期間

上表の認定(1号認定を除く)を受けるには、「保育の必要性」が「あり」と認定される必要があります。保護者の「保育の必要性」は下表の「保育を必要とする事由」に応じて提出していただく書類に基づき審査します。また、保育を必要とする事由ごとに、認定有効期間が定められています。

保育を必要とする事由	認定有効期間	認定時の条件・注意点
就 労	就労している期間 ※ただし育児休業中の方は復職月から有効。 なお、当該児童の育児休業から復職せずに 下の子の出産休暇中に入所を希望する場合、 「妊娠または出産」に該当します。	1か月に48時間以上就労することを常態とすることが条件 です。
疾病または障害	各事由が生じている期間	診断書は、発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が 困難な状況について具体的な記載が必要です。
介護または看護		保護者が同居の親族を常時介護または看護している場合に限り ます。病院の送迎のみの場合は要件として認められません。
災害復旧		保護者が震災、風水害、その他の災害の復旧にあたっていること が条件です。
妊娠または出産	出産予定月の前2か月から、出産(予定)日から 起算して8週間を経過する日の翌日が属する月 の末日まで	認可保育所等に入所した場合、期間満了後に保育を必要とする 事由を変更して継続通園することは認められません。 退園後、再度入所申込みが必要です。
求職活動	認定希望月の初日から起算して90日経過を する日が属する月の末日まで	常時求職活動を行っていることが条件です。(求職活動を中止 した場合、その時点で認定有効期間は終了となります。) 就労先が決定した場合は、保育課認定・入園係にご連絡くださ い。
就学(職業訓練)	在学している期間	カリキュラムや時間割等から日中保育を必要とすることが 確認できることが条件です。詳細はP24・25参照。
虐待・DV	保育を必要とする期間	保育課認定・入園係にお問い合わせください。

[3] 保育の必要量について

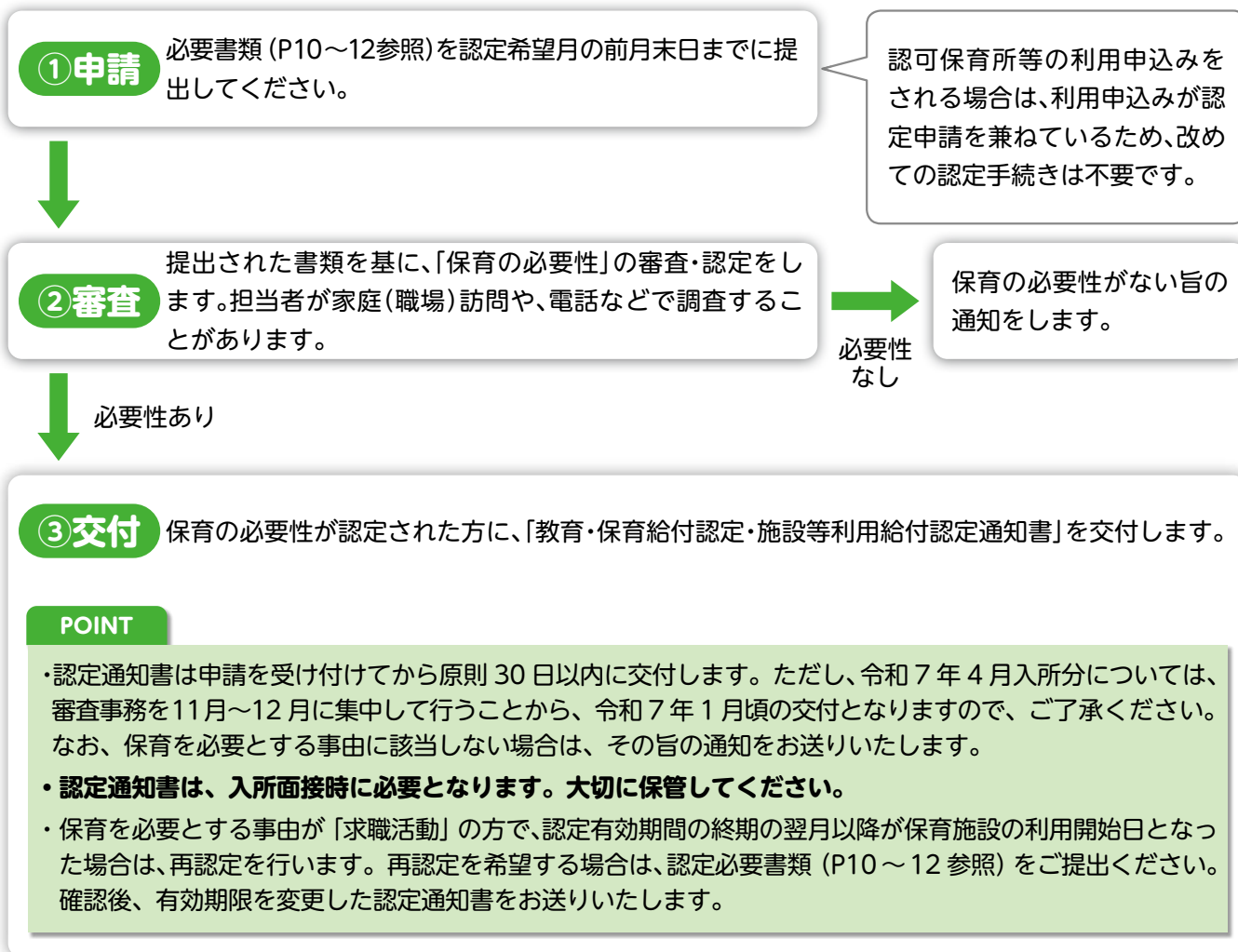
2号・3号認定を受けた場合、認定事由や状況に応じて、保育施設を利用可能な上限時間として、「保育必要量」を認定します。認定事由が「就労」の場合、就労先の1日の拘束時間と通勤時間（保育所と職場の往復に要する時間）を足した時間により、判断します。

区分	内容	判定基準(例)
保育標準時間	1日最大11時間まで	「就労」で拘束時間+通勤時間が8時間を超える場合 等
保育短時間	1日最大8時間まで	「就労」で就労時間が月48時間以上、「求職活動」 等

※保育を必要とする事由が「就労」で、保育の必要量が「保育短時間」の認定を受けた方が、勤務時間や通勤経路が変わる等の理由で「保育標準時間」を希望する場合は、保育課認定・入園係にご連絡ください。（「保育標準時間」から「保育短時間」への変更も同様にご連絡ください。）

※復職と同時に短時間勤務制度を利用する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。

[4] 認定の手続き～教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書の交付までの流れ



「保育の必要性の認定」のみを申請する（認可保育所等を申込まない）場合

以下の書類を、認定希望月の前月末日までに、保育課認定・入園係または子どもセンターに提出してください。

● No.1 「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」 ● No.4 「マイナンバー記入用紙」 ● 「保育の必要性を確認する書類」 (P10 参照) ※「ひとり親の方」または「外国籍で永住権がない方」は【4】その他の必須書類 (P12 参照) を提出してください。

POINT

「保育の必要性の認定」が必要な場合

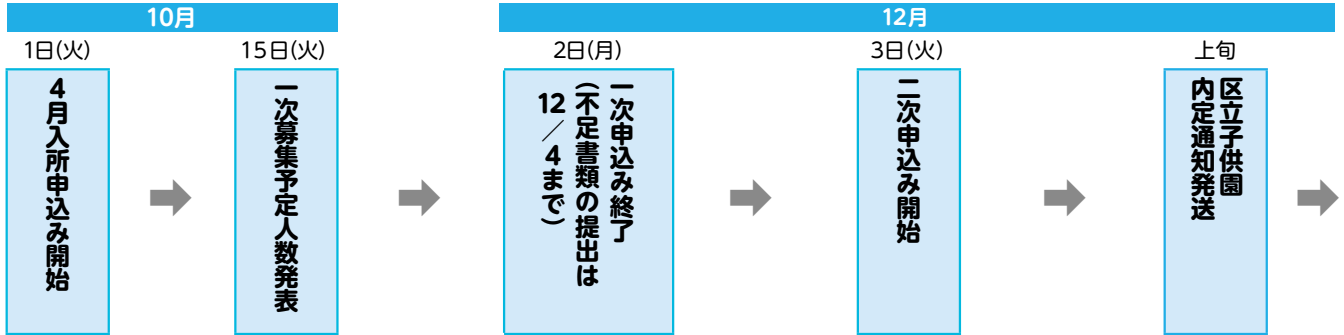
- 「保育の必要性の認定」が必要な施設（家庭福祉員・グループ保育室）や認証保育所等の保育料補助を申請する場合 (P59 参照)
- 「幼児教育・保育の無償化」の対象となる場合

電子申請可能
詳細は P65 参照

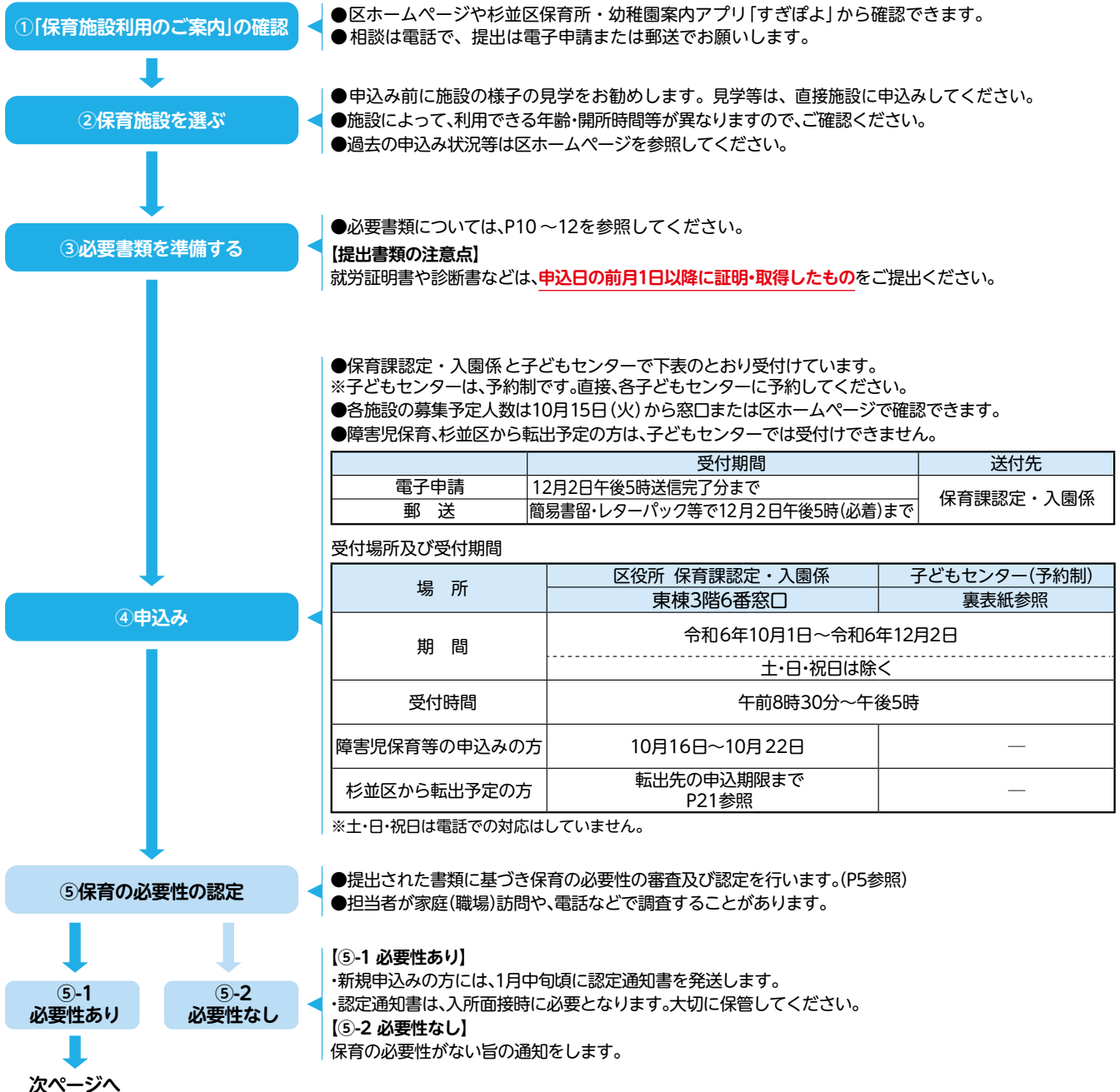
2 認定申請及び入所・転園申込みから決定までの流れ

[1] 令和7年4月入所

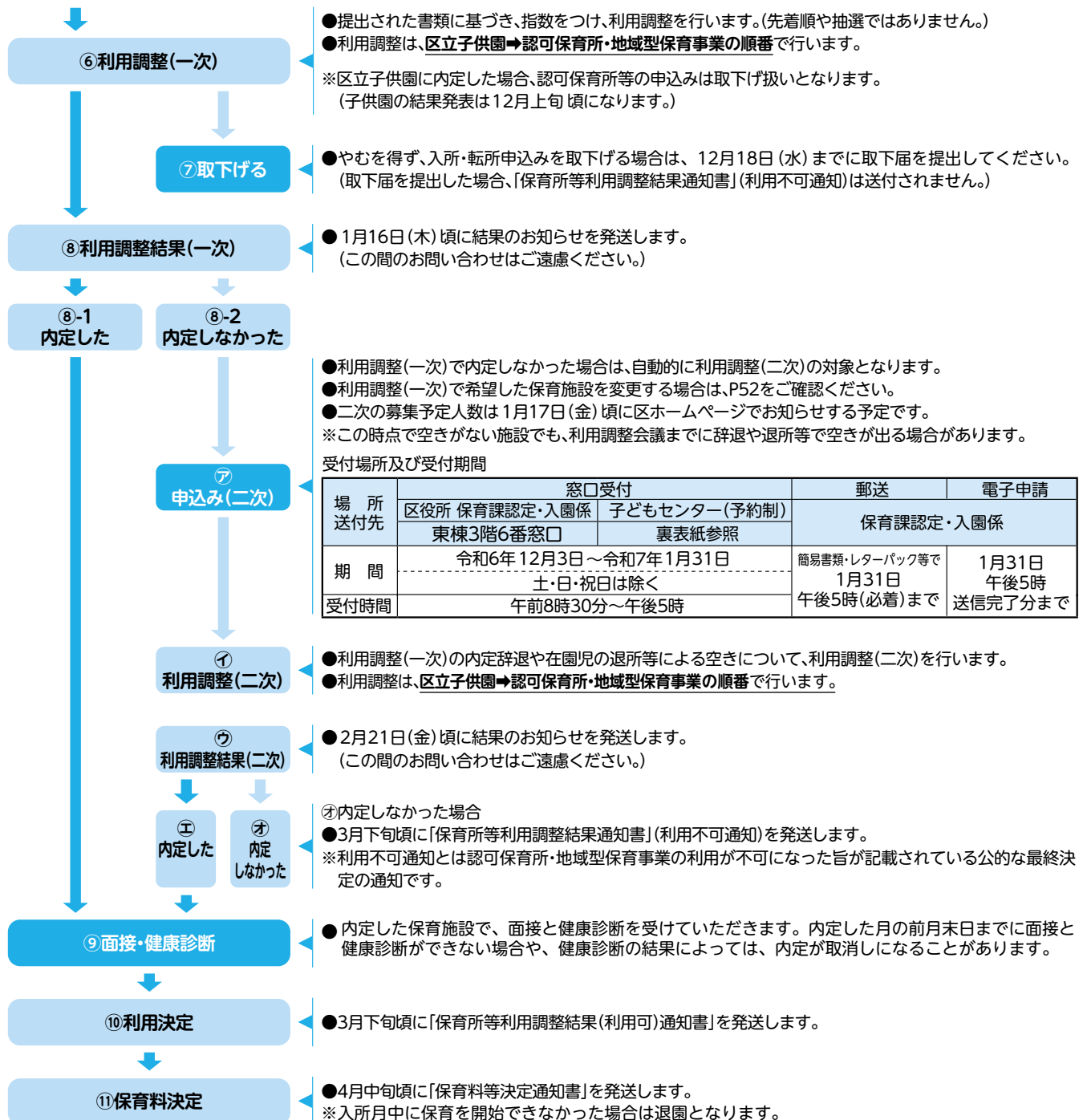
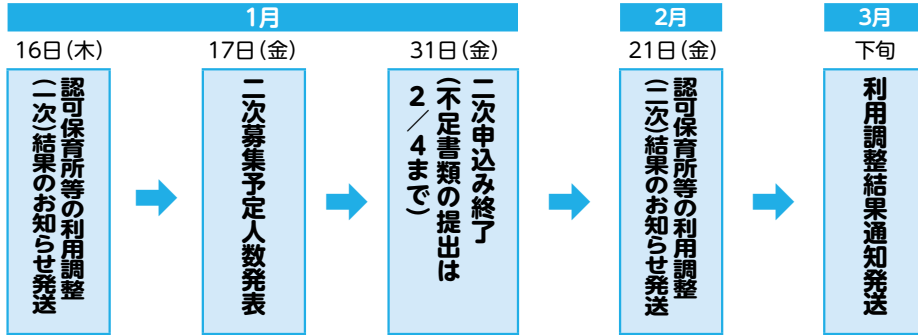
令和6年



具体的な流れ及び注意事項



令和7年



【2】令和7年5月～令和8年2月入所 ※3月入所の募集はありません。

- 募集予定人数は入所希望月の前々月末頃に区ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」でお知らせします。ただし、1・2月入所の募集予定人数は、申込締切日が早いためお知らせできません。
掲載時点で空きがない施設でも、利用調整会議までに退所等で空きが出た場合は、利用調整を行います。
- 申込有効期間は申込日から6か月間です。(次ページ表2参照)
- 障害児保育、杉並区から転出予定の方の申込みは、各子どもセンターでは受け付けできません。

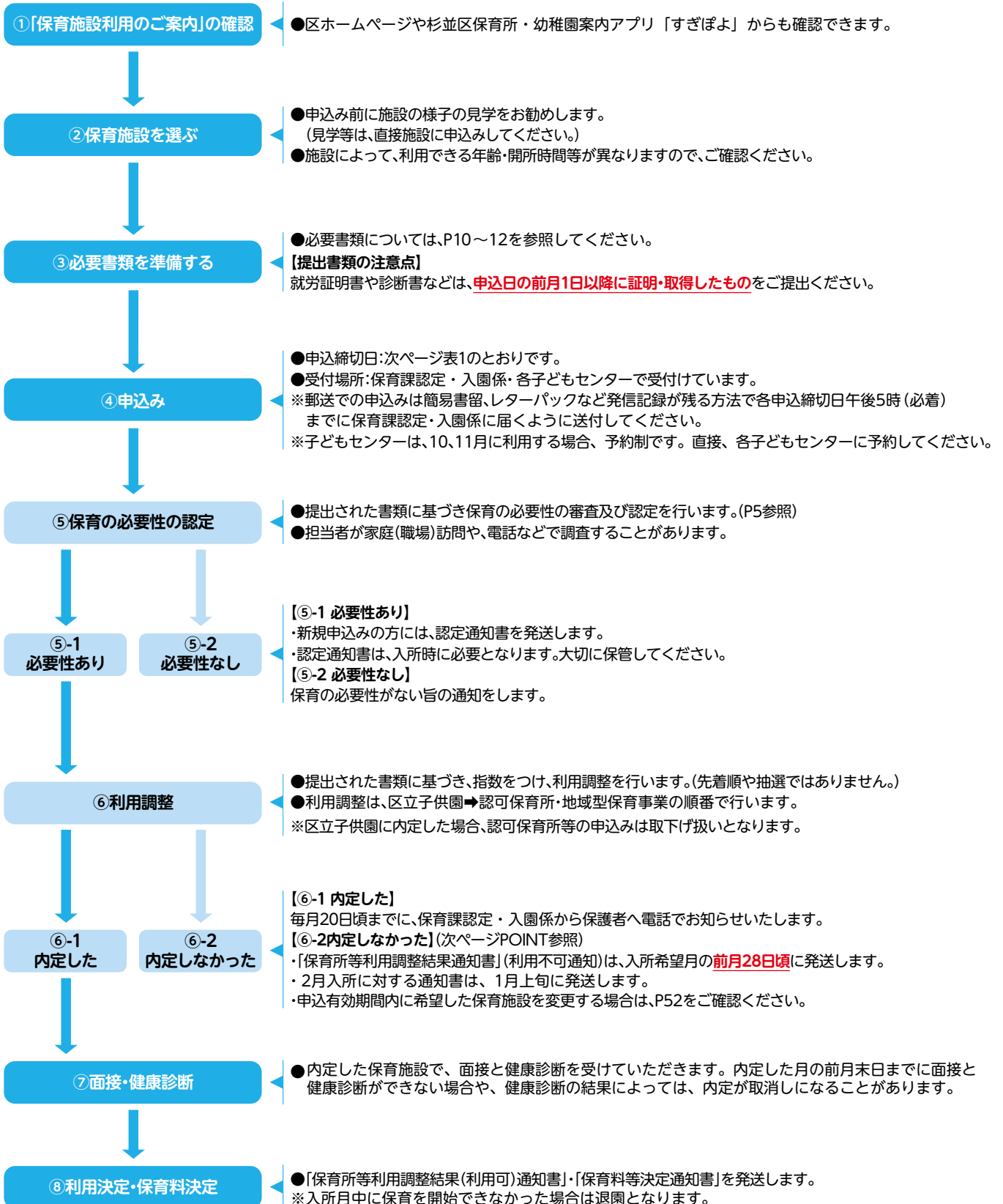


表1【申込締切日】 ※申込締切日の午後5時送信完了分まで

入所希望月	申込締切日
令和7年5月入所	令和7年4月10日(木)
6月入所	5月12日(月)
7月入所	6月10日(火)
8月入所	7月10日(木)
9月入所	8月12日(火)
10月入所	9月10日(水)
11月入所	10月10日(金)
12月入所	11月10日(月)
令和8年1月入所 ※1	
2月入所 ※1	
3月入所	3月入所の募集はありません

※1:1・2月入所の申込締切日が他の月に比べて早くなっております。

表2【申込有効期間】

申込書提出日	申込有効期間
令和6年11月	令和7年5月入所分まで
12月	6月入所分まで
令和7年1月	7月入所分まで
2月	8月入所分まで
3月	9月入所分まで
4月	10月入所分まで
5月	11月入所分まで
6月	12月入所分まで
7月	令和8年1月入所分まで
8月	2月入所分まで
9月	
10月	4月入所分まで
11月	5月入所分まで
12月	6月入所分まで

- 申請書類は、提出後不足書類があった場合は、申込締切日から2開庁日後の午後5時までに提出されたものを、当月の利用調整に反映します。それ以降に提出された書類については、翌月以降の利用調整から反映します。
 - 申込有効期間中は、自動的に利用調整の対象となります。
 - 入所・転所の内定が出ると、申込有効期間に関わらず、翌月以降は取下げ扱いとなります。
 - 内定後、再申請時は改めて全ての書類の提出が必要です。
 - 申込有効期間中に、希望保育施設変更等申込み内容を変更する場合は、P52を参照してください。
- (例)6月に7月入所の申込みをした場合
- ・7月入所で内定しなくても、12月入所分までは、自動的に利用調整の対象となります。
 - ・その間に希望した保育施設に空きが出た場合は、⑥利用調整が行われます。

【年度途中の申込みと、翌年4月の申込みを両方提出する方へ】

- 1月、2月の利用調整は、4月申込みの締切後となります。
- 12月、1月、2月の利用調整で内定が出ると、その内定した施設に入所となるため、4月入所申込みは取下げ扱いとなります。

POINT

「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)について

- 利用不可通知には第1希望及び第2希望以下の利用調整上の指数(基準指数+調整指数の合計)が記載されます。
- 最初の入所希望月分のみ、利用不可通知を発送します。
- 上記以降の月の通知が必要な場合は、必要な月の申込締切日までに「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。ただし、その場合有効期間は延長されません。
- 利用不可通知は、入所希望月の前月28日頃に発送します。2月入所に対する通知書は、1月上旬頃に発送します。

MEMO

3 区保育施設の入所・転園申込みに必要な書類について

- 入所・転園申込みに、以下の書類が必要です。
- 太字の書類は区指定の書式でご用意ください。
区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。
- 状況に応じて以下に記載のない書類を求める場合があります。



申請書ダウンロード
・各申請書の記入例



必要書類
チェックシート

【1】入所申込み（新たに保育所へ入所したい）に必要な書類

【1】 + 【3】 + 【4】（該当する方のみ） + 【5】（該当する方のみ）の書類が必要です

【1】区保育施設入所申込書類（No.1～No.4 すべて）

No. 1	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※申込児童 1 人につき 1 枚の申請となります。 ※4 月入所を申し込む方は、右上に 4 月入所用と印字された No.1「 保育所等利用申込書 兼 教育保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 」に記入してください。
No. 2	児童の状況 ※申込児童が 2 人いる場合は 2 人分ご用意ください。
No.3 ① - ②	確認書
No.4	マイナンバー記入用紙 ※2 回目以降の申込みで、保育の必要性の認定が有効な方は不要です。 ※転入予定で申し込む方は、マイナンバー記入用紙は転入手続きの際に提出してください。

【3】保育の必要性を確認する書類（P11 参照）

※育児休業中（取得予定）の方は、【4】その他必須書類の**育児休業確認書**を提出してください。

【4】その他必須書類（P12 参照）

【5】その他必要書類（P12 参照）

【2】転園申込み（杉並区内の認可保育所等から転園したい）に必要な書類

「杉並区外の保育所から、杉並区内の認可保育所等へ転園したい」「認可以外の施設から、杉並区内の認可保育所等へ転園したい」場合、【1】**入所申込み**（新たに保育所へ入所したい）に必要な書類を提出してください。転園の際の注意事項は P18【4】を参照してください。

【2】 + 【3】 + 【4】（該当する方のみ） + 【5】（該当する方のみ）の書類が必要です

【2】保育所等転園申込書

【3】保育の必要性を確認する書類（P11 参照）

【4】その他必須書類（P12 参照）

【5】その他必要書類（P12 参照）

[3] 保育の必要性を確認する書類

保護者（父・母）ともに各1部ずつ必要です（婚姻の事実がなくとも、子の保護者として生計を一にしている方（パートナー等）がいる場合は、相手方の書類も必要です）。

[注意] 就労証明書、診断書、在学証明書、就学証明書等は、**申込日の前月1日以降に証明・取得したものを**提出してください。

保育を必要とする事由		父	母	必要な書類
就労（内定）	会社勤務の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ※ P15 参照（区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります。） ※申込日の前月1日以降に勤務先の方に証明を受けたものを提出してください。 ※保護者本人が会社の代表者等で、記入者が保護者自身の場合は、就労証明書に記載された、就労実績の裏付けが確認できる書類（給与明細書の写し、タイムカード等）も併せて提出してください。
	自営業 個人事業主の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります。） ※申込日の前月1日以降に記入したものを提出してください。 ㊦仕事の内容が分かる資料（開業届や営業許可書など） ㊧直近3か月の就労日数、時間が分かる資料（当該資料が無い場合は、直近3か月の売上が分かる資料） ※下表【自営業・個人事業主の方】参照
就学（就学予定）の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学証明書 ・在学証明書または入学許可書等（在学期間が分かるもの）の写し ・カリキュラム、時間割等（就学証明書を提出する場合で、時間割表の記載がある場合不要）
妊娠・出産の方		-	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）
疾病・障害の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（原本）または各種手帳の写し（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級） ※診断書は発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的な記載があるもの
介護・看護の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護状況申告書 ・介護状況表 ・被介護者・被看護者に関する書類（要介護度が分かる介護保険被保険者証・障害支援区分通知書・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し）または医師の診断書（介護用） ・介護・看護の実態が分かるもの（直近のサービス利用票など）
災害復旧の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し ・復旧活動の状況及び今後の見通しが分かるもの
求職活動の方		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワーク受付票の写し、面接の日程や就職活動サイトへの登録が確認できる書類等）

次のページも必ずご確認ください▶

[自営業・個人事業主の方]

- 就労証明書に下表の㊦、㊧を添えて提出してください。
- 直近の収入（3か月分）が著しく低い場合は、以下「POINT」により調整指数項番20に該当する場合があります。

㊦	仕事の内容が分かる資料	税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書、営業許可書、事業所やお店の賃貸契約書、開業していることが分かるパンフレットやホームページ等、仕入れ伝票、業務委託契約書の写し等
㊧	直近3か月の就労日数、時間が分かる資料（当該資料が無い場合は、直近3か月の売上が分かる資料）	タイムカード、給与明細、通帳の写し、請負契約書の写し、事業による入金分かる資料（請求書の場合は、領収書の添付も必要）等
㊨	最新の個人の確定申告書（第1表および第2表）の写しまたは源泉徴収票の写し※	

※㊦㊧のほか、直近の収入（3か月分）について月ごとに幅がある場合は、提出を求めることがあります。

POINT

就労証明書の「7. 就労実績」について、各月の就労日数、時間が「6. 就労時間」に相当するか確認します。なお、直近3か月の売上が分かる書類を提出する場合は、各月の売上または給与の金額と「東京都における最低賃金×実労働時間×日数＝最低ラインの支払額」とを比較して著しい差があるかどうかを確認します。その結果、申告の就労時間の一部を就労として見なせない場合があります。

[4] その他必須書類

該当する方のみ

※以下の書類については、**申込日の前月1日以降に取得**したもの(更新が必要なものは最新のものを)を提出してください。

育児休業中(取得予定)の方	・育児休業確認書
申込日現在育児休業中で、弟妹の産前産後休暇が入所月にかかる方	・入所月中の産前産後休暇取得に関する同意書
ひとり親の方	・申請保護者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書(継続認定通知書)の写し ※ P15 参照(外国籍の方は独身証明書とその和訳)
外国籍で永住権がない方	・在留カードの両面写し(認定の申請のみの場合も必要です) ※就労、求職活動で申込みの場合は、就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性の認定ができません。
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方	・転入に関する確認書 ※ P19 参照 ・賃貸借契約書、売買契約書の写し(転入先住所・入居可能日・契約印があるもの)または同居(入居)同意書 ・児童の生年月日が確認できる公的な書類(住民票の写し、パスポート、母子健康手帳の出生届出済証明のページの写し等)
区立保育園の月ぎめ延長保育を希望する方(満1歳以上)	・区立保育園延長保育申込書 ・保育園延長保育実施のお願い ※ P16 参照
児童に障害がある、または児童が定期的に通院中の申込みの方	・診療情報提供書 ※ P19 参照 ※2回目以降の申込みの場合は、提出が不要となることもあるため、事前に保育課認定・入園係にご相談ください。
これから生まれる予定の児童の申込みをする方(令和7年1月、2月、4月入所申込み希望の場合のみ)	・母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ) ※ P17 参照 ※調整指数(P26参照)項番6または7に該当する場合、妊娠中の経過が記載されているページの写しも併せて提出してください。

[5] その他必要書類

該当する方のみ

書類の提出がなくても利用調整の対象となりますが、利用調整時の調整指数、同一指数の優先順位で影響がありますので、ご了承ください。

令和6年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	・勤務先が発行した令和5年1月から令和5年12月分(賞与含む)の給与証明書 ※外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載してください。 ※令和7年9月入所以降申込の場合は不要です。
令和7年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	・勤務先が発行した令和6年1月から令和6年12月分(賞与含む)の給与証明書 ※外国語の場合は、日本語に和訳し、円に換算した内容で記載してください。
外国籍の方で平成24年7月8日以前から杉並区に引き続き居住している方	・平成24年7月8日以前から杉並区に居住していることが確認できる書類(例)公共料金の支払いが確認できるもの、アパートの契約書等の写し
児童を他の保育施設・保育者に月ぎめで預けている方	・受託証明書 ※調整指数(P26・27参照)項番12に該当する場合のみ
保育を必要とする事由が就労・就学で、保護者が各種手帳をお持ちの方	・各種手帳の写し(身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級)
区内の民営認可保育所・地域型保育事業等に保育士としてお勤めの方(常勤または非常勤で80時間/月)区職員は除く	・保育士証の写し ※育児休業中の方のみ
生活保護受給中の方	・保護証明書の写し
入所希望月の初日までに出産予定日がある方	・母子健康手帳の写し(表紙、分娩予定日が記載されているページ、妊娠中の経過が記載されているページ) ※調整指数(P26参照)項番6または7に該当する場合のみ
保護者全員が育児休業制度が無い又は取得不可の方	・育児休業対象外であることの証明書 ※調整指数(P26参照)項番17に該当し会社勤務の場合のみ
平成26年4月以降に杉並区から転出し、申込日現在杉並区に住民登録がある方	・住民票の除票(写しでも可)
区民税非課税世帯の方	・保護者全員の非課税証明書(令和7年4～8月入所の場合は令和6年度非課税証明書、令和7年9月～令和8年2月入所の場合は令和7年度非課税証明書)
現在、兄弟姉妹が同じ認可保育所等に在籍しているが、区内転居により、転園申込をする方(令和7年4月入所申込の場合のみ)	・通園時間に関する申告書 ・住宅の売買契約書の写し、賃貸契約書の写しまたは同居(入居)同意書
個別連携先施設の幼稚園に在園する児童の兄弟姉妹が個別連携元施設を第一志望とした入所または転園申込する方	・受託証明書または幼稚園在園証明書
個別連携先施設の幼稚園に入園予定の児童の兄弟姉妹が個別連携元施設を第一希望とした入所または転園申込する方(令和7年4月入所申込の場合のみ)	・幼稚園への入園を内定していることが分かる書類
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方(現在通っている認可保育所を継続通園しない場合)	・退園届の写し ※ P19 参照
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方	・保護者全員の課税(非課税)証明書(令和7年4～8月入所の場合は令和6年度、令和7年9月～令和8年2月入所の場合は令和7年度のもの) ※ P19 参照

4 申請書提出・作成にあたっての注意事項

※申請書類の記入の際は、鉛筆やこすると消えるペンでの記入はしないでください。また、修正液や修正テープは使用しないでください。訂正する場合は、二重線で消していただき正しく記入してください。

※提出していただいた書類は返却できません。写し等が必要な場合は、事前にご自身で写しをお取りください。

【1】申込み時のご注意 ※P52・53記載の内容もあわせてご確認ください。

- 受付時または後日、保育課認定・入園係から必要な書類を追加で依頼することがあります。追加書類を依頼した場合の提出にかかる郵送料・交通費等費用は保護者負担になりますので、ご了承ください。
- 申込み時の状況から変更があった場合は、その都度書類の提出が必要です。
- 証明書類には証明年月日の記載があるか必ず確認してください。未記入の場合は再提出していただく場合があります。
- 申請の内容が事実と異なる場合は、給付認定や保育施設の利用の内定・決定を取消します。

【2】保育施設の利用時間等について

保育施設の利用時間は認定された「保育の必要量」に基づき、利用する保育施設と面談を行った上で決まります。原則として、認定された事由以外で利用することはできません。

POINT

保育施設の利用時間の考え方は保育施設によって異なります。見学の際に保育施設へ必ず確認してください。

※保育短時間認定の場合、各保育施設で設定されているコアタイム(核となる保育時間)があります。コアタイムの時間帯を超えて利用を希望する場合は、保育施設によって対応状況が異なりますので、必ず事前に確認してください。

【3】「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」について

- 4月入所を申込み場合、「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」は、本冊子に挟み込まれた利用申込書(右上に「4月入所用」と印字されているもの)を使用してください。
- 10月以降に令和6年11月～令和7年2月入所を申込み場合、有効期間が6か月となるため4月入所の利用調整の対象になります。4月入所の利用申込書の提出がない場合も利用調整の対象になりますが、4月に内定しなかった場合の「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)は送付されません。

希望保育施設の選び方

- 認可保育所と地域型保育事業を合わせて最大9か所 **(0～2歳児クラスの場合は、認可保育所は最大6か所)**まで申込みことができます。
- 希望の認可保育所等に**空きがなくとも**申込みことができます(退所等で空きが出る場合があります)。
- 0歳児クラスについては、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数・月齢に達していないと申込みできません。P14「保育施設クラス編成【0歳児早見表】」を必ずご確認ください。
- 各施設によって保育方針が異なりますので、事前に問い合わせや見学することをお勧めします(見学の際は、各保育施設への事前連絡が必要です)。あらかじめ保育内容・開所時間等をご確認ください。

令和7年度保育施設クラス編成

- 認可保育所等のクラスは4月1日時点の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和6年4月2日～下表【0歳児早見表】をご覧ください。
1歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日生
2歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日生
3歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日生
4歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日生
5歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日生

POINT

0歳児クラスを申込みの場合、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数・月齢に達していないと希望できません。

保育施設クラス編成【0歳児早見表】

0歳児早見表(生年月日)					
入所月	7週	9週	3か月	6か月	8か月
令和6年12月	令和6年10月19日	令和6年10月5日	令和6年 9月1日	令和6年 6月1日	令和6年 4月1日
令和7年 1月	令和6年11月19日	令和6年11月5日	令和6年10月1日	令和6年 7月1日	令和6年 5月1日
令和7年 2月	令和6年12月20日	令和6年12月6日	令和6年11月1日	令和6年 8月1日	令和6年 6月1日
令和7年 3月	3月の利用調整(選考)は行いません。				
令和7年 4月	令和7年 2月17日	令和7年 2月3日	令和7年 1月1日	令和6年10月1日	令和6年 8月1日
令和7年 5月	令和7年 3月19日	令和7年 3月5日	令和7年 2月1日	令和6年11月1日	令和6年 9月1日
令和7年 6月	令和7年 4月19日	令和7年 4月5日	令和7年 3月1日	令和6年12月1日	令和6年10月1日
令和7年 7月	令和7年 5月19日	令和7年 5月5日	令和7年 4月1日	令和7年 1月1日	令和6年11月1日
令和7年 8月	令和7年 6月19日	令和7年 6月5日	令和7年 5月1日	令和7年 2月1日	令和6年12月1日
令和7年 9月	令和7年 7月20日	令和7年 7月6日	令和7年 6月1日	令和7年 3月1日	令和7年 1月1日
令和7年10月	令和7年 8月19日	令和7年 8月5日	令和7年 7月1日	令和7年 4月1日	令和7年 2月1日
令和7年11月	令和7年 9月19日	令和7年 9月5日	令和7年 8月1日	令和7年 5月1日	令和7年 3月1日
令和7年12月	令和7年10月19日	令和7年10月5日	令和7年 9月1日	令和7年 6月1日	令和7年 4月1日
令和8年 1月	令和7年11月19日	令和7年11月5日	令和7年10月1日	令和7年 7月1日	令和7年 5月1日
令和8年 2月	令和7年12月20日	令和7年12月6日	令和7年11月1日	令和7年 8月1日	令和7年 6月1日

※(例)令和7年4月入所で9週目以上の保育施設を希望する場合は、令和7年2月3日までに生まれる児童が申込みできます。

兄弟姉妹での同時申込み

- 兄弟姉妹が同時に申込みの場合は、「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の「2人以上の申込みをされる方」の欄の「同時同園を希望」「同時別園【希望順位優先】を希望」「同時別園【同園優先】を希望」「一人だけでも入所を希望」のいずれかを選択してください。
- 「一人だけでも入所を希望」を選択した場合は兄弟姉妹を別々に選考し、入園可能なより高い希望順位の園に内定します。同じ園に内定が出せる場合であっても希望順が優先され、同じ園にならない場合があるのでご注意ください。
- 「同時別園【希望順位優先】を希望」は、内定した園の中でも、それぞれの希望順位の最も高い園に内定します。「同時別園【同園優先】を希望」は、希望順位がより高い異なる園に内定する可能性があっても、同園に内定を出せる場合はその内定が優先されます。

例:姉と弟が同時に申込みをし、下記のように内定が出せる状況になった場合

	姉		弟	
	希望園		希望園	
第1希望	A園	不内定	A園	内定
第2希望	B園	不内定	B園	不内定
第3希望	C園	内定	C園	不内定
第4希望	D園	内定	D園	内定

- ・「同時別園【希望順位優先】を希望」を選択した場合
…姉はC園、弟はA園に内定
- ・「同時別園【同園優先】を希望」を選択した場合
…姉と弟はD園に内定

※「同時同園を希望」「同時別園【希望順位優先】を希望」「同時別園【同園優先】を希望」を選択した場合は、ひとりの児童に内定が出せる状況でも、**もうひとりが決まらない場合は、内定が出せる児童についても内定が出せなくなります**のでご注意ください。

- 「No.1保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」と「No.2児童の状況」は、申込み児童ごとに記入してください。

【4】会社勤務の方で就労証明書を提出される方

- 就労証明書は、**勤務先から証明を受け**、証明内容や証明年月日等をご自身で必ずご確認のうえ、原本を提出してください。電子申請の場合は、原本のイメージデータを送信してください。また、**こすると消えるペンでの証明は認められていません**。誤って記入した内容の訂正は、二重線で消して訂正されていることを確認してください。
- 就労証明書は、**申込日の前月1日以降に証明・取得したもの**をご提出ください。
- 証明の内容について、保護者または勤務先等に確認する場合があります。

「7.就労実績」について

- 就労証明書で1か月以上の実績が確認できない場合、調整指数(P26・27参照)項番19を適用します。
- 転職した方で、前職と現職の転職期間が空いていない場合は、**前職の直近の実績(3か月分)が確認できる就労証明書と現職の就労証明書**を提出してください。現職の実績が出たら、再度就労証明書を提出してください。
- 就労証明書の「6.就労日数」に対して「7.就労実績」が足りない場合は、調整指数項番20を適用します。

POINT

「7.就労実績」について、各月の就労日数、時間が「6.就労時間」に相当するかどうかを確認します。

- 育児休業取得中の方は、産前休暇に入る前の就労実績を記入していただくよう、勤務先に依頼してください。
- 妊娠による体調不良・子の看護等で「7.就労実績」が少ない場合はその期間を除き、就労実績を記載していただくよう勤務先に依頼してください。体調不良等の期間について勤務先からの証明(理由、期間等が「備考」に具体的に記載があるもの)、または医師の診断書(病名、期間等具体的に記載があるもの)・子が病院を受診したことがわかる書類(日付等記載があるもの)が提出されるとその期間について考慮できる場合があります。勤務先からの証明または医師の診断書・子が病院を受診したことがわかる書類の提出がない場合は、調整指数項番20を適用します。
(例1) 出産休暇が8月22日から開始の場合→就労実績の月は5、6、7月の記載となる。
(例2) 出産休暇が8月22日からだが、6、7月は切迫早産で会社を休んでいた場合
→3、4、5月の就労実績を記入。かつ、傷病休暇取得期間・理由を就労証明書の「備考」に記載

【5】ひとり親の方の提出書類について

- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、児童扶養手当証書、ひとり親医療証、児童育成手当認定通知書(継続認定通知書)のいずれかで確認できた場合は、基準指数(P24・25参照) No.5「不存在」該当と判断します。外国籍の方は各国の大使館発行の独身証明書とその和訳が必要となります。離婚調停中、裁判中、離婚前提の別居中、婚姻の事実がなくても子の保護者として生計を一にする方(パートナー等)がいる場合は、相手方の保育の必要性を確認できる書類(P11必要書類)が必要となります。

POINT

認定申請・認可保育所等の利用申込みができる保護者は、子ども・子育て支援法上、親権を行うものとされているため、区では、客観的に基準指数 No.5「不存在」とみなせる書類の提出がない限りは、両方の保護者の「保育の必要性が確認できる書類」を必要としています。これは、両方の保護者が別々に申込みをすることによる混乱を未然に防ぐという意図で実施しているものです。

【6】延長保育について

延長保育とは、児童を保育所ごとの定員の範囲内で保育時間を延長してお預かりする制度です。希望する場合は申込みが必要です。なお、延長保育時間は保育所により異なります。P32～45をご確認ください。

電子申請可能

詳細は
P65 参照

①区立保育園・小規模保育事業所(区立)

延長保育が必要な方(※)のために、利用調整を経て利用者を決定する「月ぎめ延長保育」と1回ずつご利用いただく「延長スポット保育」の2つの制度があります。

※延長保育が必要な方:保育の必要性の認定事由により、やむを得ず午後6時30分までのお迎えが困難なご家庭。

●月ぎめ延長保育

【対象】 杉並区在住の満1歳以上の児童(転入予定含む)で、1か月に10日以上延長保育を必要とする方(原則、入所後の延長スポット利用実績を見て判断します。産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務等を取得している場合は利用できません。)

【申込締切日】入所の申込みと同じです。(P9表1参照)

【必要書類】 ㊦「区立保育園 延長保育申込書」㊧保育の必要性を確認する書類(P11～12の【3】及び【4】参照)
㊨「保育園延長保育実施のお願い」(保育の必要性の認定事由が「就労」の方のみ)

【利用調整結果】各保育園よりお知らせします。

【延長保育料】保育料とは別に月ぎめ延長保育料がかかります。(P49参照)

●延長スポット保育(満1歳以上)

各保育園の延長保育に空きがある場合、1日単位で利用できます。事前に保育園で利用券を購入し、利用希望日を保育園に予約のうえ、ご利用ください。料金は1回500円です。

●区立保育園の例



②公設民営保育園・私立保育園・小規模保育事業所(私立)

延長保育の申込み・利用の決定・延長保育料の決定及び徴収は各園で行います。詳しくは各保育園に直接お問い合わせください。(対象年齢:公設民営保育園は満1歳から、私立保育園・小規模保育事業所(私立)は各保育園により異なります。)入所決定後の手続きとなります。延長保育定員の空き状況によっては、すぐに利用できない場合があります。

5 申込みにあたっての注意事項

電子申請・郵送申請にご協力ください

- ※申込書の未着や同封漏れなどについては、区は一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ※簡易書留・レターパックなど、発着履歴が残る方法でご送付ください。
- ※送付先は表紙裏をご覧ください。

【1】これから生まれる予定の児童の申込みについて(令和7年1月、2月、4月入所申込希望の場合のみ)

令和7年1月、2月、4月入所の各申込締切日時時点でまだ出生していない場合、0歳児クラスを対象に「仮受付」を行います。「仮受付」の対象は下表のとおりです。申込書類と同時に必要書類をご提出ください。

※令和7年1月、2月、4月入所以外の仮受付は行っていません。

【仮受付対象児童】

入所希望月	出産予定日
令和7年1月入所	令和6年11月19日まで
令和7年2月入所	令和6年12月20日まで
令和7年4月入所	令和6年11月18日～令和7年2月17日まで

【必要書類】

- ア区保育施設利用申込書類一式(No.2及びNo.4を除く)※P10～12参照
 - イ母子健康手帳の表紙 ②母子健康手帳の分娩予定日のページの写し
 - ③母子健康手帳の妊娠中の経過が記載されているページ(※調整指数(P26参照)項番6または7に該当する場合のみ)
- ※母子健康手帳の分娩予定日が上表の「出産予定日」に該当しない場合、受付ができません。
- ※各保育所の受入れ週数・月齢に注意して希望園を記入してください。(P14参照)

【出産後の手続き】

- ①保育課認定・入園係に児童の誕生日と氏名を連絡してください。
- ②申込書No.2「児童の状況」、母子健康手帳の出生届出済証明のページの写しを速やかにご提出ください。(郵送可) **【注意】書類の提出がないと受付完了とはなりません。そのため、結果のお知らせも発送できません。**
- ③育児休業制度を取る方は、育児休業取得(予定)証明書の提出も必要です。
- ④児童のマイナンバーが付番もしくは個人番号通知書が交付されたら、No.4「マイナンバー記入用紙」を提出してください。

【2】育児休業取得中(取得予定)の方へ

【注意】該当する方は必ず内容をご理解の上、お申込みください。

育児休業を取得している場合は、入所月中に休業前と同じ勤務条件(P18【3】参照)で復職(育児休業を認めていた会社に戻ることを)をすることが入所の条件です。

育児休業取得中(取得予定)の申込みにかかる注意事項

- 育児休業取得期間については、申込み時点での予定を記入してください。4月入所希望の場合は、育児休業の期間を3月31日までに定める必要はありません。
- 申込有効期限内に育児休業が切れてしまう方は育児休業延長後に、**再度、育児休業取得(予定)証明書を提出してください。**様式は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。
※育児休業取得(予定)証明書の提出が確認できない場合は、指数が下がります。
- 保育の必要性の事由が就労となるため、入所が決まった場合は、**入所月中に復職することが条件**です。
※弟・妹の育児休業を取得している場合や育児休業特例制度利用中(予定)の在園児が転園する場合でも、復職が必要になります。
※育児休業特例制度は在園児がいる場合の制度です。P55をご確認ください。
※**年齢上限がある杉並区内の認可保育所等を卒園し、引き続き区内の認可保育所等に4月入所した場合は、対象外です。**
- 育児休業延長及び給付金受給の手続きについては勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

復職を希望するが、保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容でき、「育児休業確認書」の7で「ア」「イ」を選択した方

●入所が決定しなかった場合に送付される「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)には、【調整指数 - 20点】適用後の指数である、利用調整上の指数(基準指数 + 調整指数19~24の合計)が記載されます。

(例)父母合わせて40点の基準指数があり、-20点の調整指数を希望した場合、20点と記載

●【調整指数 - 20点】を適用した場合でも、申込み状況等によっては内定する可能性があります。

育児休業を取得していた方が復職する場合の注意事項

●入所月中に休業前と同じ勤務条件で、育児休業を取得していた勤務先に復職をしてください。

●入所後、復職証明書を入所月の20日までにご提出ください。復職証明書は**復職日以降**に証明を受けたものを提出してください。様式は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。(期日までに提出が困難な場合は入所月の20日までに「復職証明書提出期限延長願い」を提出してください。)

電子申請可能

詳細は
P65 参照

ご注意ください

休業前と同じ勤務条件で復職する前提で指数を決めています。そのため以下の場合は、内定取消または退所になります。

①育児休業中または育児休業終了後に復職せず退職(転職を含む)した場合

(例)申込み時にA社で8時間勤務→A社で復職をせず退職し、入所月からB社で8時間勤務予定

→勤務時間は同じですが、申込時にB社で就労を開始していないため、“就労内定”の指数となります。

“就労内定”の指数で再計算した後、当該保育園の利用調整結果に影響がある場合、内定取消しになります。

②入所月中の復職が確認できない場合

(例)入所後に復職をしたが、入所月の翌月20日までに復職証明書を提出しない場合など

③勤務条件が休業前と変わった場合

(例)復職をしたが、申込時の勤務日数、勤務時間を減らした場合など

派遣社員の方は特にご注意ください。

④休業前と同じ派遣元に復職できない場合

(例)派遣元のC社に登録、派遣先D社で勤務。その後派遣元E社に転職し、派遣先D社で勤務

→派遣先は同じですが派遣元が異なるため、復職には該当しません。

※派遣元が変わらずに派遣先が変わる場合は、復職に該当します。

※復職後の派遣先が決まらない場合は、保育課認定・入園係にご相談ください。

会社都合の解雇や倒産等、やむを得ない事情の場合にはご相談ください。

【3】育児のための短時間勤務制度を利用予定または利用中の方へ

勤務先の短時間勤務制度を利用する予定または申込日現在利用中の方で、通常勤務時間(契約時間)を変えずに勤務時間を短縮する場合(短縮後の勤務について、勤務日数が減らないかつ1日4時間を下回らないことが条件)には、通常勤務時間により、指数を付与します(P24・25参照)。なお、保育必要量は時間短縮後の勤務時間で認定します。

【4】別の保育施設へ転園を希望する方へ

●入所申込みと同様に利用調整を行います。

●転園の内定後は、元の園に戻ることはできません。

●申込児童の兄弟姉妹の育児休業特例中で保育所等を利用中の場合は、転園月中に復職することが必要です。

●転園先で延長保育を必要とする場合は、別途、延長保育の申込みが必要です。

(区立園) 保育課宛てに延長保育申込書を提出 (私立園) 直接転園先の園にお問い合わせください。

●杉並区外の保育所等へ転園を希望する場合は、P21【7】を参照してください。

[5]通院中の児童、障害や発達の遅れなどの支援が必要な児童の申込みについて

障害や発達の遅れ等気になる症状がある児童については、以下の手続きが必要になりますので、お早めに保育課認定・入園係までご相談ください。また、**医療的ケアが必要な児童**についても同じく保育課認定・入園係にご相談ください。**※来庁の際は必ず事前にご連絡ください。**

- ①申込みの際に、児童の状況について詳しくお聞きした上で、児童の状況により、通所している施設等の所見やかかりつけの医師から診療情報提供書(区所定の様式)を提出していただきます。
- ②申込み時の聞き取りや提出書類等により、特別な支援が必要であると思われる児童については、申込み後、区立保育園で保護者と一緒に体験保育(2日程度)等を受けていただきます。
- ③提出書類や体験保育の結果等をもとに、集団保育の可否や支援の必要性や支援内容等を保育園関係者で構成する会議で判断した後、利用調整します。

※③の判断を行う会議の開催時期によっては、利用調整をお待ちいただく場合があります。

※区立障害児指定園では3～7名まで、その他の区立・私立(新設園を除く)・公設民営認可保育所では可能な範囲で2名まで、障害児認定された児童を受け入れています。

※地域型保育事業では受け入れできません。

※子どもセンターでの相談・申込みはできません。

[6]杉並区外にお住まいの方が杉並区の保育施設を申込みする場合

杉並区に転入予定がある、または杉並区に在勤・在学している、里帰り出産をする場合のみ申込みを受け付けます。

転入予定がある場合

【申込窓口】 杉並区(保育課認定・入園係)

【申込みできる方】 **入所希望月の前月末日まで**に転入の届出及び保育課での手続きをする予定の方。
※末日が土・日・祝日の場合は、その前開庁日までに転入の届出及び保育課への手続きが必要です。

【申込締切日】 4月入所(一次):令和6年10月1日～令和6年12月2日午後5時
4月入所(二次):令和6年12月3日～令和7年1月31日午後5時
5～2月入所:P9表1のとおり

【必要書類】 下記①～④の書類を、杉並区指定の書式で揃えてください。

- ①申込書等一式(P10～12参照)(マイナンバー記入用紙は転入後に提出)
※No.1の住所は、申込時点の住所を記入
- ②「転入に関する確認書」
- ③入所希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できるいずれかの書類
 - ・住宅の売買契約書の写し(転入先住所・引き渡し日・契約者双方の記名・押印があるもの)
 - ・賃貸借契約書の写し(転入先住所・入居可能日・契約者双方の記名・押印があるもの)
 - ・「同居(入居)同意書」
- ④児童の生年月日が確認できるいずれかの公的な書類
 - ・住民票の写し、パスポート、母子健康手帳の出生届出済証明のページの写し等
- ⑤退園届の写し等(現在通っている認可保育所を継続通園せず退所する場合)
- ⑥課税(非課税)証明書(令和7年4～8月入所の場合は令和6年度、令和7年9月～令和8年2月入所の場合は令和7年度のもの)
※⑤⑥は提出がなくても利用調整の対象となりますが、同一指数の優先順位で優先度が下がります。

【申込み後の手続き】 入所の可否にかかわらず、入所希望月の前月末日(土・日・祝日の場合は、その前開庁日)までに、転入届を提出し、杉並区民として「保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の1枚目及びマイナンバー記入用紙を記入の上、保育課認定・入園係に速やかに提出してください。なお、転入ができない場合には、速やかに取下届を提出してください。

POINT

入所希望月の前月末日(土・日・祝日の場合は、その前開庁日)までに転入しない場合や転入しても杉並区民として保育課認定・入園係へ申込書の提出がない場合は、内定取消しまたは申込みが無効となります。

転入予定がない場合

- 【申込窓口】** 住民登録がある自治体
- 【申込みできる方】** ①保護者のいずれかまたは両方が杉並区に月 48 時間以上在勤または在学している場合
 ・杉並区に在勤・在学予定の場合は申込みできません。
 ・保護者のいずれかが求職活動の要件の場合は申込みできません。
 ②里帰り出産のため、保護者と申込みする児童が杉並区内へ帰省する場合
 ・保護者のいずれかが求職活動の要件の場合は申込みできません。
- 【申込制限】** 申込みできる施設やクラス、入所希望月に係る制限は下記の表のとおりです。
各クラスの空きが 1 名となったときは、杉並区民枠として確保するため、空きが 2 名以上ある場合のみ利用調整の対象となります。
- 【申込締切日】** 杉並区の各入所希望月の締切日の 1 週間前までに、住民登録がある自治体にお申込みください。
- 【必要書類】** 下記ア㉞を杉並区指定の書式、㉞を住民登録がある自治体の書式で揃えてください。
 ㉞ 申込書等一式 (P10～12 参照) ※在学の場合は、杉並区で月 48 時間以上の就学をしている証明が必要
 ㉞ 支給認定証の写しまたは認定を受けていることが確認できる書類
 ㉞ 「帰省先に関する確認書」(里帰り出産の場合のみ)
- 【指数について】** ①申込日現在、保護者のいずれかまたは両方が杉並区に在勤または在学している場合
 ・杉並区に在勤または在学している保護者
 →基準指数 (杉並区で在勤・在学している日数・時間のみ対象) に対して調整指数 (P26・27) 項番 24 (-5 点) を適用
 ・杉並区に在勤または在学していない保護者
 →基準指数 (P24・25) No.12 その他 (1 点) を適用
 ②里帰り出産の場合
 ・保護者両方にそれぞれ基準指数 (P24・25) No.12 その他 (1 点) を適用
- 【在園可能期間】** ①在勤または在学の場合
 卒園まで。ただし、入所後に保護者の就労先(就学先)が杉並区外に変更となった場合はその年度の末日までの利用となります。
 ②里帰り出産の場合
 出産予定月の前 2 か月から、出産(予定)日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用となります。(期間を過ぎての継続入所はできません。)
- 【注意事項】** 申込みをする児童が、住民登録がある自治体で保育施設(認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等)を利用中の場合、申込制限がある場合があるため、住民登録がある自治体にご確認ください。

●杉並区内に在勤・在学している方または里帰り出産の方の希望保育所申込制限

○：対象 ×：対象外

保育施設	クラス	入所申込		延長保育
区立	0～2 歳児	×		—
	3～5 歳児	4 月入所	×	月ぎめ申込不可 (延長スポット保育は可能)
5 月入所以降		○		
公設民営・私立	0～5 歳児	○		園による
地域型保育事業	0～2 歳児	×		—

【7】杉並区民の方が区外の保育施設（認可保育所等）を申込み場合

申込締切日や必要書類等は自治体により異なります。また、申込み制限がある場合がありますので、必ず申込み前に希望先の自治体に、①申込要件②申込締切日③必要書類の確認をしてください。

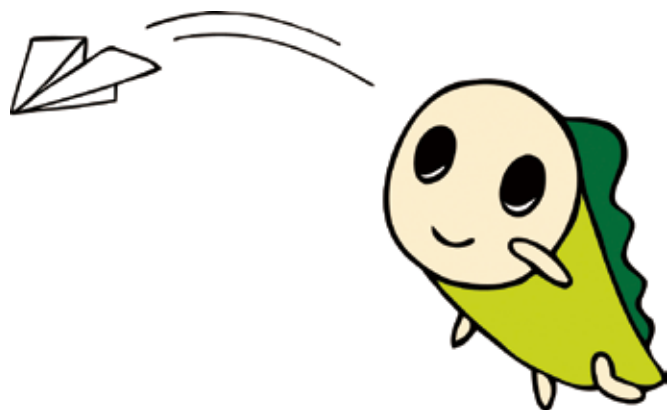
杉並区から転出予定がある場合

- 【申込窓口】 希望先の自治体
- 【申込みできる方】 希望先の自治体に確認してください。
- 【申込締切日】 希望先の自治体に確認してください。
- 【必要書類】 希望先の自治体に確認してください。
- 【転出後の手続き】 希望先の自治体に確認してください。
希望先の自治体が指定する期限までに必要な手続きを行わないと、内定取消しや申込みが無効となる場合があります。
- 【認可保育所等を利用中の方】 「認定事由の消滅届 兼 保育園退園（継続通園）届」を**転出前**に提出してください。
転出後の継続利用を希望する場合も**転出前**に退園の届出が必要です。
継続利用の制限がありますので、事前に杉並区保育課認定・入園係にご相談ください。（P56 参照）

杉並区から転出予定がない場合

申込みできる条件や必要書類は自治体によって異なります。必ず申込み前に希望先の自治体に①申込窓口②申込要件③申込締切日④必要書類を確認してください。

杉並区が申込窓口の場合は、希望先の自治体の申込締切日の1週間前までに、杉並区保育課認定・入園係に書類を提出してください。



6 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について

認可保育所等の入所は、提出された書類等をもとに、①～③のとおり保育を必要とする状況に応じて指数(点数)をつけ、指数が高いほど保育所を必要とする度合いが高いと判断して、利用調整します。

指数のつけ方

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた基準指数をつけます。
- ②条件に該当する場合、調整指数(加算または減算P26・27参照)をつけます。
- ③基準指数と調整指数を合算し、指数を決定します。

保護者1 基準指数 + 保護者2 基準指数 + 調整指数 = 合計指数

※保護者1人につき、保育を必要とする事由が複数ある場合は、より必要度の高い主たる事由の指数のみを適用します。
 ※締切日(P6・7・9参照)までに提出された書類をもとに、指数をつけます。

指数のつけ方…(例)就労の場合

No.	項目	記 載 欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日～ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名 称 住 所
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)
6	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績	※日数に有休日数を含み、 ※日数に有休日数を含み、 年月 年 月 日 年月 年 月 日 年月 年 月 日 日/日 日/日 日/日 日/日 日/日 日/日
8	産前・産後休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日～ 年 月 日
9	育児休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日～ 年 月 日
10	産休・育休以外の 休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他() 期間 年 月 日～ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日～ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士としての勤務経験の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無
14	雇用の目的の届出後の雇用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定
15	入所内定時育休継続可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日～ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 年 月 日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中 児童名 生年月日 年 月 日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中

基準指数は労働契約上の就労常態の「就労日数」「就労時間」でつけ、整合性の有無は「就労実績」で判断します。

短時間勤務制度利用の場合はP18をご確認ください。

利用調整の方法

- ①各保育所の入所希望者全てをクラス年齢ごとに、合計指数の高い方順に並べます。
- ②園ごとの募集人数に基づき、指数が高い順に内定者を決定します。また、同一指数で並んだ場合は、同一指数の場合の優先順位(P28参照)の①から順に(①→②……→⑦)内定者を決定します。

POINT

第1希望の申込人数が入所可能数(予定)内であったとしても内定となるわけではありません。第1希望から第7希望まで、全ての申込みをあわせて指数により利用調整します。

(例) ○○保育園

Aさん 第2希望:合計指数[42] Bさん 第1希望:合計指数[40]

指数[42]のAさんが第1希望の園に決まらなかった場合、○○保育園は指数[42]のAさんが内定となります。

兄弟姉妹同園入所・転園への取り組み（4月入所選考のみ適用）

区では、地域で入所しやすい環境を整えるため、これまで認可保育所の整備を中心に待機児童対策を行った結果、7年連続待機児童ゼロを達成しました。

入所状況が改善したことから、以下の1～3のいずれかの条件に該当する場合は優先的に利用調整を行い（※1）、兄弟姉妹が別園となる保護者・児童の負担を軽減できる環境を整えます。

- 1 杉並区民である兄弟姉妹が引き続き利用している認可保育所等を第一希望とした入所・転園の申込みをする場合（※2）（※7）（※8）
- 2 杉並区民である兄弟姉妹が既に別の認可保育所等に在籍していて、同時に、現在通っていない同じ認可保育所等に転園を申込みする場合（※3）
- 3 現在、同じ認可保育所等に通園しているが、区内転居により明らかに通園が困難になった場合（※4）で、同時に、通園が容易になると認められる同じ認可保育所等に転園を申込みする場合（※3）（※5）（※6）

調整指数項番 21 を適用する場合は、上記 1～3 に該当する場合であっても、優先的な利用調整は行いません。

- ※1 入所先の空き数に対し、申込み数が多かった場合は、当該優先的な利用調整の適用を受ける申込児童間で、前頁の「利用調整の方法」に基づき選考を行います。その結果、兄弟姉妹の在籍園に内定できず、かつ他の利用希望保育所があった場合は、一般の利用調整により選考を行います。
なお、条件中の「認可保育所等」とは、杉並区内の認可保育所及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）を指します。
- ※2 利用希望保育所に在籍する兄弟姉妹が転園申込みをしている場合は、当該優先的な利用調整の対象外となります。
- ※3 「保育所等転園申込書」中、「2人以上の申込みをされる方」欄の「同時同園を希望」を選択し、かつ兄弟姉妹の希望園と希望順位がすべて同一の場合に限り、優先的な利用調整を行います。
- ※4 区内転居により現在通園している園への通園が、公共交通機関を利用しても30分以上かかるようになった場合を指します。
- ※5 希望園すべてが転居先から30分以内に通園できる場合に限り、希望園のうち1園でも通園に30分以上かかる場合は、希望園すべてに対して優先的な利用調整は行いません。
- ※6 申請時に、①通園時間に関する申告書、②区内転居した又は区内転居することがわかる資料（P11参照）等の提出が必要となります。また、転園が決定した後、区内転居していない又は区内転居しないことが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。（転園元には戻れません。）
- ※7 個別連携先施設に在園する園児の兄弟姉妹の個別連携元施設を第1希望とした申込みをする場合も対象となります。（個別連携元施設、個別連携先施設についてはP46を参照してください。）
- ※8 令和7年2月1日までに杉並区民として、個別連携元施設に在園し、令和7年3月31日をもって当該施設の最年長クラスを卒園する方が、個別連携先施設を第一希望とした入所の申込みをする場合であって、当該児童の兄弟姉妹が、当該児童が利用する個別連携元施設または当該児童の申込みをする個別連携先施設へ第一希望で入所・転園の申込みをする場合も対象となります。（この場合において、個別連携先施設が幼稚園の場合も含まれます。幼稚園の場合、入園を内定していることが分かる書類が必要となります。必要書類はP12をご確認ください。）（個別連携元施設、個別連携先施設についてはP46を参照してください。）

（例1）

当該児童	「kanga ルーのへや」を卒園予定で、「世尊院幼稚園」を第一希望とした入園手続き
弟または妹	「kanga ルーのへや」を第一希望とした入所・転園申込み＝優先的に利用調整を行います ※当該児童が「世尊院幼稚園」への入園を内定していることが分かる書類を提出した場合に限り

（例2）

当該児童	「マザーズハート成田東園」を卒園予定で、「杉並の家さくら」を第一希望とした入所の申込み
兄弟姉妹	「杉並の家さくら」を第一希望とした入所・転園申込み＝優先的に利用調整を行います

●基準指数

No.	事由	保護者の状況	指数	備考		
1	就労	月20日以上就労	週40時間以上の就労を常態とする場合	20	(注)P25 ※参照 ※育児休業が切れて休職する場合は「就労内定」扱いとなる。 ※自営業等で育児休業制度がなく、出産月の翌月から4か月以上休まれる場合は「就労内定」扱いとなる。 例) 8/10出産の場合、出産月の翌月である9/1から4か月経つ1/1までに活動再開しない場合は「就労内定」扱い。	
		月16日以上就労	週32時間以上の就労を常態とする場合	18		
		月12日以上就労	週24時間以上の就労を常態とする場合	16		
			週20時間以上の就労を常態とする場合	14		
			週16時間以上の就労を常態とする場合	12		
			週12時間以上の就労を常態とする場合	10		
		週3日以上交替制による勤務等	週40時間以上の就労を常態とする場合	20		
			週32時間以上の就労を常態とする場合	18		
			週24時間以上の就労を常態とする場合	16		
			週20時間以上の就労を常態とする場合	14		
			週16時間以上の就労を常態とする場合	12		
	週12時間以上の就労を常態とする場合	10				
	月48時間以上の就労を常態とする場合	8				
2	就労内定	月20日以上就労内定	週40時間以上の就労を常態とする場合	16	就労時間、勤務日数の拡大予定も含む。	
		月16日以上就労内定	週32時間以上の就労を常態とする場合	15		
		月12日以上就労内定	週24時間以上の就労を常態とする場合	14		
			週20時間以上の就労を常態とする場合	12		
			週16時間以上の就労を常態とする場合	10		
			週12時間以上の就労を常態とする場合	8		
		週3日以上交替制による勤務等の就労内定	週40時間以上の就労を常態とする場合	16		
			週32時間以上の就労を常態とする場合	15		
			週24時間以上の就労を常態とする場合	14		
			週20時間以上の就労を常態とする場合	12		
			週16時間以上の就労を常態とする場合	10		
	週12時間以上の就労を常態とする場合	8				
	月48時間以上の就労を常態とする場合	7				
3	就学・職業訓練	就学時間	月20日以上就学	週40時間以上又は月160時間以上の就学を常態とする場合	20	※就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練を指します。 ※上記教育施設等が実施する通信教育の場合は、月48時間以上の授業の受講が必要となります。 ※就学時間、就学種別の両方の項目に該当する場合はより高い指数を適用します。
			月16日以上就学	週32時間以上又は月128時間以上の就学を常態とする場合	18	
			月12日以上就学	週24時間以上又は月96時間以上の就学を常態とする場合	16	
				週20時間以上又は月80時間以上の就学を常態とする場合	14	
				週16時間以上又は月64時間以上の就学を常態とする場合	12	
				週12時間以上又は月48時間以上の就学を常態とする場合	10	
	就学種別	就学期間が6か月以上である専修学校、大学若しくは大学院（卒業が国家資格取得の要件又は国家資格取得試験の受験資格となるものに限る。）又は職業訓練校（以下「専修学校等」という。）に就学している場合	18			
		就学期間が6か月未満である専修学校等に就学している場合	15			
		その他大学又は大学院に就学している場合	12			
		その他就学をしている場合	8			

No.	事由	保護者の状況		指数	備考	
4	就学・ 職業訓練 (予定)	就学 時間	月20日以上の就学	週40時間以上又は月160時間以上の就学を常態とする場合	16	※前ページNO.3の備考 参照
			月16日以上の就学	週32時間以上又は月128時間以上の就学を常態とする場合	15	
			月12日以上の就学	週24時間以上又は月96時間以上の就学を常態とする場合	14	
				週20時間以上又は月80時間以上の就学を常態とする場合	12	
				週16時間以上又は月64時間以上の就学を常態とする場合	10	
			就学 種別	就学期間が6か月以上である専修学校、大学若しくは大学院（卒業が国家資格取得の要件又は国家資格取得試験の受験資格となるものに限る。）又は職業訓練校（以下「専修学校等」という。）に就学予定の場合		
		就学期間が6か月未満である専修学校等に就学予定の場合		12		
		その他大学又は大学院に就学予定の場合		10		
		その他就学予定の場合		7		
		5	不存在	死亡・離婚・遺棄・拘禁等		
6	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難な状態		8		
7	疾病	長期入院(1か月以上)		20		
		常時臥床・感染症疾患		20		
		精神疾患	精神障害者保健福祉手帳1・2級程度			20
			上記以外の程度			16
		次に掲げるいずれかの場合 ●長期安静（1か月以上）を要する状態 ●週3日以上通院・加療をしている状態 ●国・都が指定する難病または介護保険法施行令に基づく特定疾病が原因で週1日以上以上の通院もしくは加療を要する状態		16		
上記以外の一般療養		12				
8	心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1・2級		20		
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級		16		
		身体障害者手帳4級		12		
9	介護・看護	月20日以上	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護4・5の高齢者 ●身体障害者手帳1・2級（※1） ●愛の手帳1・2度（※1） ●精神障害者保健福祉手帳1・2級（※1）	20	※1 入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部について、常時介護を要する者に限る。	
		月16～19日		18		
		月12～15日		16		
		月20日以上	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護3の高齢者 ●身体障害者手帳1、2級（※1を除く）・3級 ●愛の手帳1、2度（※1を除く）・3、4度 ●精神障害者保健福祉手帳1、2級（※1を除く）・3級	16		
		月16～19日		14		
		月12～15日		12		
		病院等付添い(週4日以上)		16		
		上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる状態		12		
10	災害復旧	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な状況		20		
11	求職活動 (起業準備を含む)	早急に就職しなければならない状況		7		
		上記以外の状況		1		
12	その他	特に区長が必要と認めた状態		20		
		その他、保育が必要と認められた状態		1		

※同じ認定事由内で複数の項目に該当する場合、より高い指数を適用します。※就労時間には休憩時間を含みます。

※育児・介護休業法に基づく「育児休業」を取得している場合は、休業前の就労日数及び就労時間により、No.1 就労の指数を適用します。

※No.1就労で、育児のための時間短縮勤務制度を取得の場合 ①就労時間を短縮する場合は、1日あたり4時間以上の就労常態に限り、通常就労時間の指数で利用調整します。②就労日数を短縮する場合は、勤務を要しない日（保育を必要とする事由がない日）が発生するため基準指数が下がります。

●調整指数

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件		
			入所	転園				
1	世帯	生活保護世帯	○	△	2	●認定事由が就労または就労内定の場合のみ適用する。 ●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。		
2		65歳未満の同居人がいないひとり親世帯	○	△	3	●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。 ●同居には、別世帯であっても同一敷地内の建物(集合住宅を含む)に居住している場合を含む。		
3		ひとり親世帯に準ずる世帯	○	△	2			
4		65歳未満の同居人がいないひとり親世帯で、就労内定の証明(月20日以上)が提出されている場合	○	△	4			
5	保護者	障害 保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかに該当する方	○	○	1		認定事由が就労、就学(職業訓練)の場合のみ適用する。	
6	児童	兄弟姉妹等	保護者と同一の世帯にいる子を年齢の高い順に数えて3番目以降の児童の申込み		○	○	4	3番目以降の児童が双子以上の場合、当該双子内の兄弟姉妹の申込みも適用する。
7	世帯		生計を一にする子が3人以上いる世帯		○	○	1	
8	児童		双子以上が同時に同じ認可保育所等の利用を申込み場合		○	○	1	
9			入所を申込み児童の兄弟姉妹が同時に入所または兄弟姉妹が同時に同じ認可保育所等の利用を申込み場合		○	○	2	※P27(※6)参照
10			兄弟姉妹が利用希望月から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした入所申込みの場合		○	×	3	第1希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。
11			兄弟姉妹が利用希望月から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした転園申込みの場合		×	○	3	第1希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。
12	児童	卒園	年齢上限がある保育施設を卒園(進級を希望する際に、再度申込みが必要な場合も含む)し、引き続き区内の認可保育所等の入所を申し込む場合		○	×	4	●4月利用希望の3歳児の入所申込み児童のみ適用する。 ●申込日現在、保護者及び申込み児童が杉並区に住民登録している場合に適用する。 ●当該施設に在籍していることが確認できる場合に適用する。 ●認定事由を理由として保育施設に預けている場合に適用する。
13	児童	再申込	区内の認可保育所等の利用を、保護者の育児休業取得を理由として終了した児童が、当該育児休業明けに再度入所を申し込む場合、または当該児童の弟妹が申し込む場合		○	×	10	●産後休暇中に退所することが条件(育児休業に入った後で退所した場合には適用しない)。 ●利用を終了した月の翌月から利用希望月まで1年以上経過している場合のみ適用する。 ●当該育児休業が当該児童に係る場合を除く。
14	児童	育児休業等	1歳児クラスへの入所申込み		○	×	2	●項番12(卒園)と重複する場合は適用しない。
15			申込日現在、保護者が育児休業を取得している場合 2歳児クラスへの入所申込み		○	×	3	
16			3歳児クラスへの入所申込み		○	×	4	
17	世帯	育児休業等	保護者全員が育児休業制度のない自営業や勤務先に育児休業制度があるが適用対象外の場合であって、出産休暇後、復職(予定)する場合 0歳児クラスへの入所申込み		○	×	4	●給付認定に係る事由が就労又は就労内定(産前休暇前まで引き続き就労していた場合に限る)の場合に適用する。 ●外勤の場合、勤務先の証明がある場合に限る。
			1歳児～2歳児クラスへの入所申込み		○	×	2	

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件
			入所	転園		
18	児 童	児童福祉の観点から特に調整が必要な場合	○	○	4	
19	保 護 者	提出書類で、1か月以上の就労実績が確認できない場合	○	○	-2	直近3か月の就労実績で1か月以上の勤務が確認できない場合に適用する。 ※P15参照
20		就労状況(日数・時間等)に対して就労実績に整合性がない場合	○	○	-2 } -12	状況に応じて段階的に減算する。
21	世 帯	希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得(延長)する場合	○	○	-20	「育児休業確認書」の7で「ア」及び「イ」を選択し、希望した場合のみ適用する。
22		過去に利用調整時の入所要件(家庭・就労状況等)と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合または利用期間中に違反行為が判明した場合	○	○	-5	届出義務違反や書類未提出の場合を含む。
23		正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料を滞納している場合(卒園児にかかる保育料を滞納している場合を含む)	○	○	-10	
24	保 護 者	保護者が区外に在住し、かつ、区内に在勤または在学している場合	○	○	-5	
25	児 童	申込み児童が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第2条第2項に規定する医療的ケア児である場合	○	○	50	医療的ケア児の受入れを実施する園のみ適用する。(P28参照)
26		申込み児童が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親から養育を受けている場合	○	○	2	

※1：上表「調整指数」における「認可保育所等」とは、区内認可保育所、地域型保育事業とします。

※2：入所申込み、転園申込みについては以下の場合となります。

入所申込み… ①現在、区内の認可保育所等を利用していない方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。

②杉並区保育室を利用している方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。

③他自治体の認可保育所等・認定こども園(保育利用に限る。)を利用している方で、当該保育施設の退園が決まっている状態で、認可保育所等の入所を申し込む。

④年齢上限がある認可保育所等を卒園する方が認可保育所等の入所を申し込む。

⑤事業所内保育事業所の従業員枠を利用している方が認可保育所等の入所を申し込む。

転園申込み… ①現在、区内の認可保育所等を利用している方が、別の認可保育所等への転園を申し込む。

②区外の認可保育所等・認定こども園(保育利用に限る。)を利用している方が、杉並区の認可保育所等に決まらなかった際には元の保育施設を利用できる状態で、認可保育所等への転園を申し込む。

※3：調整指数の加減算は基準指数に対して行い、保護者からの申込みに基づき、各月の申込み締切日までに書類等で事実が確認できる場合に適用します。

※4：項番21を適用する場合は、項番1～18、項番25～26は重複して適用しません。

※5：項番1～11、項番13～23、項番25～26は、申込日現在、保護者及び申込み児童(但し、仮受付に係る児童は除く)が杉並区に住民登録をし、かつ、居住している場合または保育の利用を希望する前月末日までに杉並区に転入予定である場合に適用します。

※6：項番9の適応対象について、兄弟姉妹が右記の状況で申込みをする場合、希望園が全て同じであることが条件となります。
希望保育園名や希望数が全て同じであれば、希望順位は問いません。
なお、兄弟姉妹が同時に入所申込する場合、上記条件はございません。

上の子	下の子
入所	転園
転園	入所
転園	転園

※7：項番10と項番11は、個別連携先施設に在園する園児の兄弟姉妹の個別連携元施設を第1希望とした申込みにも適用します。(個別連携施設の一覧についてはP46を参照してください。)

※8：項番12を適用する場合は、項番16は重複して適用しません。

※9：項番1～4は、それぞれ重複して適用しません。(重複して該当する場合は、高位の指数を適用します。)

●同一指数の場合の優先順位

項番	対 象	適用条件
①	申込日現在、申込児童及びいずれかの保護者が杉並区に住民登録し、現に在住している世帯	仮受付に係る申込児童の場合は、いずれかの保護者のみで判断する。
②	障害児認定を受けている児童(障害児指定園を除く)	入所を希望する認可保育所等が障害児の受入が可能な場合に適用する。
③	・入所申込み児童 ・調整指数項番9の適用を受ける転園の申込み児童 ・調整指数項番11の適用を受ける児童	兄弟姉妹が利用していない認可保育所等を第1希望とした転園の申込みの場合は適用しない。
④	申込み児童の保護者が、杉並区内の認可保育所等・定期利用保育事業(但し、民営の施設に限る。)及び認証保育所・幼稚園(長時間預かり保育実施園に限る)・グループ保育室・家庭福祉員・家庭福祉員グループ・認可外保育施設(都の指導監督基準を満たしたベビーホテル)に保育士・保育教諭として勤務し、申込日現在、育児休業中である世帯	令和10年4月入所までの利用調整において適用する。月80時間以上の勤務に限る。区の職員は除く。
⑤	経済的に困窮度が高い世帯(保育料の階層区分がA・B階層に相当する世帯)	確認できる資料が提出された場合に適用する。
⑥	杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間(日数)が長い世帯(平成26年4月以降に転出入があった場合は平成26年4月以降の住民登録期間を合算した期間を対象とする。)	保護者のどちらか長い期間を適用する。
⑦	利用希望月に係る保育料決定の算出根拠となる区民税所得割額が低位の世帯	

※上表「同一指数の場合の優先順位」における「認可保育所等」とは、区内認可保育所、地域型保育事業とします。

医療的ケア児の保育施設利用への取り組み(4月入所選考のみ適用)

区では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をふまえ、地域における医療的ケア児の支援体制の整備を推進しています。この一環として、区内の医療的ケア児が、医療的ケアの実施体制が整った保育所等に入所を希望する場合、優先的な利用調整を実施します。

ただし、医療的ケアの内容や集団保育の中で配慮を必要とするか等を、区の会議で確認する必要があることから、令和6年10月16日から10月22日までに、窓口予約の上、必要書類の提出をお願いするほか、保育課への事前の連絡をお願いします。

※受け入れの要件、対象とする医療的ケアの範囲、対象年齢、受け入れ可能な保育時間等については、区ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」の「杉並区立保育園における医療的ケア実施ガイドライン」をご覧ください。

※子どもセンターでの相談・申込みはできません。

※受け入れ園については、保育課へお問い合わせください。

7 認可保育所等

- 4月入所における各歳児の募集予定人数は原則として1つ下の歳児との定員の差となりますが、区の待機児童対策等により表中の定員より多くの児童が在籍している場合は定員の差が募集予定人数とはなりません。
- 実際の募集予定人数は表中の定員数と異なる場合や募集停止となる場合があります。詳細は区ホームページに掲載する募集予定人数表をご確認ください。

認可保育所等索引

地区番号

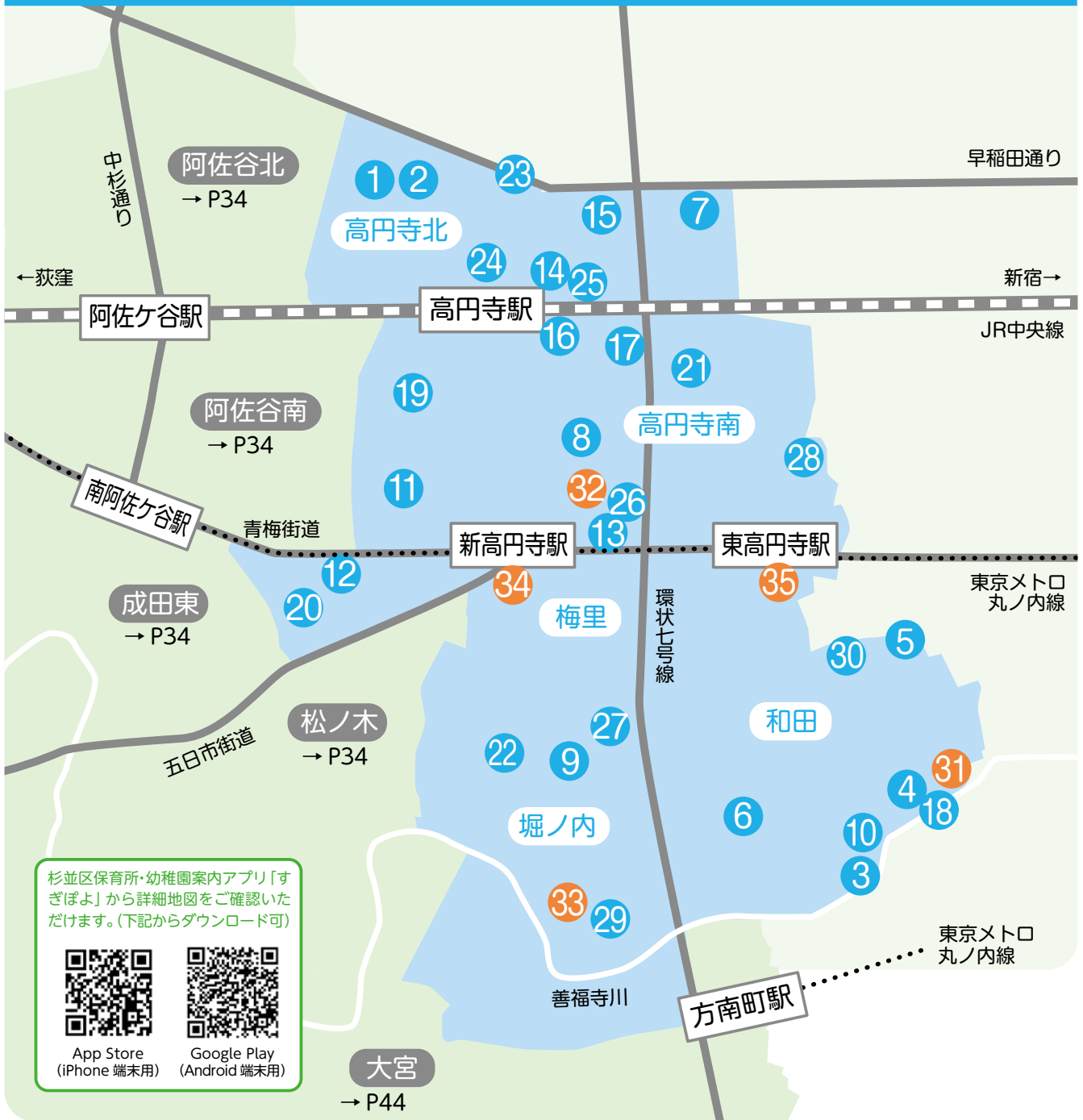
- ① 梅里・高円寺北・高円寺南・堀ノ内・和田
- ② 阿佐谷北・阿佐谷南・成田西・成田東・松ノ木
- ③ 井草・今川・上井草・清水・下井草・桃井
- ④ 荻窪・本天沼・天沼・南荻窪
- ⑤ 上荻・松庵・善福寺・西荻北・西荻南
- ⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸・高井戸西・高井戸東・宮前
- ⑦ 和泉・永福・大宮・浜田山・方南

	月齢	園コード	保育所名	施設区分	所在地 <small>※詳しい所在地はP32～P45参照</small>	地区番号	ページ	No.	
アルファベット	9W	2101900	AI AI NURSERY 荻窪	私立	荻窪 5 丁目	④	P39	113	
	9W	2105553	AI AI NURSERY 西荻北	私立	西荻北 5 丁目	⑤	P41	142	
	1歳	2104798	AI AI NURSERY 西荻窪	私立	松庵 3 丁目	⑤	P41	146	
	1歳	2704713	doors 新高円寺	事業所 B	梅里 1 丁目	①	P33	34	
	3M	2704712	doors 南阿佐ヶ谷	事業所 B	阿佐谷南 1 丁目	②	P35	67	
	8M	2504698	Fun Fun 保育室	家庭的	阿佐谷北 4 丁目	②	P35	70	
	9W	2104797	Gakken ほいくえん 浜田山	私立	浜田山 3 丁目	⑦	P45	212	
	9W	2101867	Gakken ほいくえん 桃井	私立	桃井 4 丁目	③	P37	77	
	9W	2104805	HOPPA 阿佐谷南	私立	阿佐谷南 1 丁目	②	P35	48	
	9W	2404681	HOPPA 中野富士見町	小規模 A	和田 1 丁目	①	P33	31	
	9W	2404685	Kanga ルーのへや	小規模 B	阿佐谷北 1 丁目	②	P35	65	
	9W	2101857	Nicot 井荻	私立	井草 3 丁目	③	P37	75	
	9W	2101863	Pico ナーサリ久我山	私立	久我山 3 丁目	⑥	P43	167	
	9W	2101878	Pico ナーサリ久我山駅前	私立	久我山 4 丁目	⑥	P43	168	
	1歳	2105864	Pico ナーサリ久我山ガーデン	私立	久我山 1 丁目	⑥	P42	183	
	9W	2101927	Pico ナーサリ新高円寺	私立	梅里 2 丁目	①	P33	12	
	9W	2104793	Pico ナーサリ玉川上水公園	私立	久我山 1 丁目	⑥	P43	178	
	9W	2101903	Pico ナーサリ和田堀公園	私立	大宮 1 丁目	⑦	P44	200	
	あ行	1歳	2105230	アイグラン保育園上荻	私立	上荻 1 丁目	⑤	P41	148
		9W	2101879	アイグラン保育園久我山	私立	久我山 5 丁目	⑥	P43	169
9W		2101893	アイグラン保育園下井草	私立	下井草 3 丁目	③	P37	80	
9W		2101887	アウル宮前	私立	宮前 2 丁目	⑥	P43	170	
6M		2504699	あおぞら	家庭的	天沼 3 丁目	④	P39	127	
9W		2101840	阿佐谷	私立	阿佐谷北 3 丁目	②	P34	36	
8M		1101815	阿佐谷北 (障 5)	区立	下井草 1 丁目	③	P37	95	
9W		2101908	阿佐ヶ谷たいよう	私立	阿佐谷南 1 丁目	②	P35	45	
9W		1101810	阿佐谷東	区立	阿佐谷南 1 丁目	②	P35	57	
8M		1101798	阿佐谷南 (障 7)	区立	阿佐谷南 3 丁目	②	P35	58	
9W		2101859	アスクおぎくぼ	私立	清水 1 丁目	③	P37	76	
9W		2104774	アスク上高井戸保育園～都会のふるさと～	私立	上高井戸 1 丁目	⑥	P43	176	
9W		2101870	アスク西荻南	私立	西荻南 1 丁目	⑤	P41	134	
9W		2704715	あすもベビーホーム松庵	事業所 A	松庵 3 丁目	⑤	P41	163	
1歳		2105559	天沼	私立	天沼 2 丁目	④	P39	123	
7M		2404676	アロハエンジェルナーサリ荻窪駅前園	小規模 A	上荻 1 丁目	⑤	P41	161	
9W		2104808	井荻	私立	善福寺 1 丁目	⑤	P41	141	
1歳		1101812	井草 (障 4)	区立	井草 2 丁目	③	P37	98	
1歳		1101797	和泉	区立	和泉 4 丁目	⑦	P45	226	
9W		2101899	和泉ここわ	私立	和泉 2 丁目	⑦	P44	198	
8M		2105228	樹	私立	上荻 3 丁目	⑤	P41	144	
8M		1101824	今川 (障 7)	区立	今川 3 丁目	③	P37	96	
9W		2101860	ういず阿佐ヶ谷駅前	私立	阿佐谷北 1 丁目	②	P34	38	
9W		2101907	ういず杉並和泉	私立	和泉 2 丁目	⑦	P44	201	
9W		2101869	ういず成田東	私立	成田東 3 丁目	②	P34	40	
1歳		2104803	ウイズブック保育園高円寺南	私立	高円寺南 5 丁目	①	P33	21	
9W		2104783	ウイズブック保育園東高円寺	私立	高円寺南 2 丁目	①	P33	13	
9W		2101886	ういず本天沼	私立	本天沼 2 丁目	④	P39	111	
1歳		2104911	ヴィラまなびの森保育園高井戸	私立	高井戸西 2 丁目	⑥	P42	181	
9W		2101918	永福ここわ	私立	和泉 2 丁目	⑦	P44	204	
8M		1101817	永福南 (障 3)	区立	永福 2 丁目	⑦	P45	225	
1歳		2104777	えがおの森保育園・あさがや	私立	阿佐谷北 4 丁目	②	P35	55	
1歳		2104781	エンジェル高円寺	私立	高円寺南 3 丁目	①	P33	19	
6M		2504700	おうち保育 0・1・2	家庭的	今川 4 丁目	③	P37	101	
9W		2404669	おうち保育園あさがや	小規模 A	阿佐谷北 5 丁目	②	P35	62	
9W		2404667	おうち保育園えいふく町	小規模 A	大宮 2 丁目	⑦	P45	227	
1歳		2101916	大空と大地のなーさりい高円寺南園	私立	高円寺南 4 丁目	①	P33	17	
9W		2101883	大空と大地のなーさりい下井草駅前園	私立	井草 1 丁目	③	P37	78	
1歳		2104780	大空と大地のなーさりい中野富士見町駅前園	私立	和田 1 丁目	①	P33	18	
9W		2105555	大宮	私立	大宮 2 丁目	⑦	P45	216	
1歳		1101791	大宮前	区立	宮前 5 丁目	⑥	P43	188	
8M		2105242	荻窪	私立	南荻窪 2 丁目	④	P39	116	
9W		2105239	荻窪北	私立	荻窪 5 丁目	④	P39	105	
9W		2104806	荻窪コスモ (本園)	私立	荻窪 5 丁目	④	P39	103	
9W		2104782	荻窪すきっぷ	私立	荻窪 2 丁目	④	P39	114	
9W		1101826	荻窪東	区立	荻窪 4 丁目	④	P39	124	

	月齢	園コード	保育所名	施設区分	所在地	※詳しい所在地は P32～P45参照	地区番号	ページ	No.	
あ 行	1歳	1101807	荻窪南(障5)	区立	荻窪1丁目		④	P39	126	
	9W	2101877	荻窪りとるばんぶきんず	私立	荻窪3丁目		④	P39	109	
	3歳	2104807	おぎぶんコスモ(分園)	私立	天沼3丁目		④	P39	104	
か 行	1歳	2104802	かえで保育園杉並いずみ	私立	和泉4丁目		⑦	P45	222	
	6M	2504702	家庭的保育室のぞみ	家庭的	和泉3丁目		①	P33	35	
	9W	2101921	上井草	私立	上井草3丁目		③	P37	83	
	8M	1101811	上荻(障3)	区立	上荻1丁目		⑤	P41	152	
	9W	2704714	かわきたおひさま保育所	事業所(保)	阿佐谷北1丁目		②	P35	66	
	1歳	2105236	キッズガーデン阿佐谷南	私立	阿佐谷南1丁目		②	P35	56	
	1歳	2104923	キッズガーデン高円寺北	私立	高円寺北2丁目		①	P33	25	
	9W	2101915	キッズガーデン杉並和泉	私立	和泉3丁目		⑦	P44	203	
	1歳	2104913	キッズガーデン杉並堀ノ内	私立	堀ノ内3丁目		①	P33	22	
	9W	2104775	キッズガーデン浜田山	私立	浜田山2丁目		⑦	P44	208	
	9W	2104791	キッズフォレスト荻窪	私立	西荻北2丁目		⑤	P41	140	
	1歳	2104795	きらきらぼし	私立	清水2丁目		③	P37	90	
	6M	2404683	きらら保育園杉並松庵	小規模A	松庵3丁目		⑤	P41	158	
	8M	1101819	久我山	区立	久我山5丁目		⑥	P42	187	
	8M	1101806	久我山東(障7)	区立	久我山5丁目		⑥	P42	185	
	9W	2101868	グローバルキッズ荻窪	私立	阿佐谷南3丁目		②	P34	39	
	9W	2101912	グローバルキッズ松庵園	私立	松庵2丁目		⑤	P41	137	
	9W	2101929	グローバルキッズ浜田山園	私立	浜田山3丁目		⑦	P44	207	
	9W	2104787	京王キッズプラッツ永福町	私立	永福2丁目		⑦	P45	210	
	9W	1101823	高円寺東(障3)	区立	高円寺南1丁目		①	P33	28	
	9W	2105241	高円寺南	私立	高円寺南4丁目		①	P33	16	
	9W	2101905	高円寺りとるばんぶきんず	私立	高円寺北1丁目		①	P32	7	
	9W	2101836	佼成育子園	私立	堀ノ内1丁目		①	P32	4	
	5M	2404684	小鳥の詩	小規模A	堀ノ内2丁目		①	P33	33	
	9W	2404668	こどもヶ丘保育園 阿佐谷南園	小規模A	阿佐谷南1丁目		②	P35	61	
	9W	2404662	こどもヶ丘保育園 成田西園	小規模B	成田西3丁目		②	P35	64	
	9W	2504695	こどもの広場ソレイユ	家庭的	井草2丁目		③	P37	99	
	9W	2404692	コロボックル保育室	小規模A	高円寺南2丁目		①	P33	32	
	9W	2105240	コンピプラザ高円寺北	私立	高円寺北2丁目		①	P33	15	
	9W	2101885	コンピプラザ善福寺	私立	善福寺1丁目		⑤	P41	135	
	9W	2104804	コンピプラザ桃井	私立	桃井3丁目		③	P37	85	
	さ 行	1歳	2105237	さくらさくみらい 荻窪	私立	荻窪3丁目		④	P39	121
		9W	2104917	さくらさくみらい 西永福	私立	大宮2丁目		⑦	P45	215
9W		2101911	さくらさくみらい 堀ノ内	私立	堀ノ内3丁目		①	P33	9	
6M		2504701	サニーサイドキッズルーム	家庭的	阿佐谷北3丁目		②	P35	69	
1歳		1101794	四宮	区立	上井草2丁目		③	P37	97	
6M		2504706	しまキッズナーサリー	家庭的	荻窪3丁目		④	P39	128	
1歳		2105802	清水	私立	清水3丁目		③	P37	93	
9W		1101825	下井草	区立	下井草3丁目		③	P37	94	
1歳		2104922	下井草すきっぷ	私立	井草2丁目		③	P37	91	
9W		2105238	下高井戸	私立	下高井戸3丁目		⑥	P43	164	
9W		2104776	下高井戸ここわ	私立	下高井戸2丁目		⑥	P43	177	
9W		1101816	松庵	区立	松庵2丁目		⑤	P41	151	
4M		2101837	頌栄	私立	上荻3丁目		⑤	P41	143	
1歳		2104914	頌栄しらゆり(本園)	私立	桃井2丁目		③	P36	74	
4M		2104915	頌栄しらゆり保育園杉並分園	私立	桃井4丁目		③	P36	73	
9W		2104784	小学館アカデミーにしおぎ駅前	私立	松庵3丁目		⑤	P41	138	
9W		2101854	小学館アカデミーにしおぎ南	私立	西荻南4丁目		⑤	P41	133	
9W		2404689	小規模保育園 ピーカーぶっ	小規模A	和泉4丁目		⑦	P45	230	
9W		1404707	(区立)小規模保育事業宮前北	小規模A	宮前3丁目		⑥	P43	189	
9W		2101839	上水	私立	高井戸東2丁目		⑥	P43	165	
1歳		2104788	杉並	私立	梅里2丁目		①	P33	20	
9W		2101914	杉並井荻雲母	私立	今川1丁目		③	P37	82	
9W		2101855	杉並大田みたけ	私立	上高井戸2丁目		⑥	P43	166	
9W		2101889	杉並元氣	私立	上井草4丁目		③	P37	79	
9W		2104799	杉並コスモス	私立	成田東4丁目		②	P35	47	
7W		2101842	杉並さゆり(本園)	私立	高円寺北4丁目		①	P32	1	
3歳		2101858	杉並さゆり保育園幼児分園	私立	高円寺北4丁目		①	P32	2	
9W		2101902	杉並たかいどいちご	私立	高井戸東4丁目		⑥	P43	174	
1歳		2104801	杉並西荻窪雲母	私立	西荻南1丁目		⑤	P41	147	
7W		2101845	杉並の家	私立	浜田山4丁目		⑦	P44	193	
1歳		2104794	杉並の家けやき	私立	浜田山1丁目		⑦	P45	220	
9W		2101910	杉並の家ことり	私立	浜田山4丁目		⑦	P44	202	
1歳		2101926	杉並の家さくら	私立	成田東4丁目		②	P35	54	
9W		2101874	杉並の家ちゅうりっぷ	私立	浜田山2丁目		⑦	P44	196	
1歳		2104792	すぎなみのぞみ	私立	桃井4丁目		③	P37	89	
1歳		2101924	杉並ひまわり	私立	成田東3丁目		②	P35	53	
6M		2404671	杉並保育園ソラグミ	小規模A	西荻南2丁目		⑤	P41	157	
9W		2101841	杉並ゆりかご	小規模A	成田東1丁目		②	P34	37	
9W		2404677	スクルドエンジェル保育園下高井戸園	小規模A	下高井戸3丁目		⑥	P43	191	
9W		2404678	スクルドエンジェル保育園方南町園	小規模A	方南2丁目		⑦	P45	228	
6M		2101881	スマイスセレソン井草	私立	井草1丁目		③	P37	88	
6M		2101838	聖心	私立	桃井2丁目		③	P37	87	
8M	1101818	善福寺(障3)	区立	善福寺2丁目		⑤	P41	153		
9W	2404674	ソーナやなぎくぼ	小規模A	高井戸東4丁目		⑥	P43	190		
た 行	1歳	2104796	第二永福ここわ	私立	和泉2丁目		⑦	P45	221	
	9W	<small>2月入所 1101789 4月入所 2106180</small> 高井戸	私立	高井戸西1丁目		⑥	P43	180		
	8M	1101809	高井戸東(障3)	区立	高井戸東3丁目		⑥	P42	186	
	1歳	2105232	ちやいれっく和泉	私立	和泉4丁目		⑦	P45	223	
	9W	2101896	テンダーラビング保育園天沼	私立	本天沼3丁目		④	P39	112	
	1歳	2105233	同援いぐさ	私立	井草5丁目		③	P37	92	
9W	2101913	東京立正	私立	松ノ木2丁目		②	P35	46		

	月齢	園コード	保育所名	施設区分	所在地	※詳しい所在地は P32～P45参照	地区番号	ページ	No.
な 行	6M	2504704	なないろ	家庭的	下井草 2丁目		③	P37	100
	1歳	1101802	成田	区立	成田西 1丁目		②	P35	59
	9W	2101898	成田コスモ	私立	成田西 3丁目		②	P35	44
	1歳	2105234	にじいろ保育園荻窪一丁目	私立	荻窪 1丁目		④	P39	119
	9W	2104778	にじいろ保育園上井草	私立	上井草 1丁目		③	P37	84
	9W	2101928	にじいろ保育園浜田山	私立	浜田山 3丁目		⑦	P44	206
	9W	2101875	にじいろ保育園南荻窪	私立	南荻窪 2丁目		④	P39	108
	6M	2404672	西永福らる小規模保育園	小規模 B	永福 3丁目		⑦	P45	233
	1歳	1101808	西荻北(障3)	区立	西荻北 2丁目		⑤	P41	154
	9W	2104789	西荻窪きらきら	私立	西荻窪 4丁目		⑤	P41	139
	9W	2101895	にじいろ保育園杉並井草	私立	下井草 5丁目		③	P37	81
	9W	2101876	にじいろ保育園杉並松の木	私立	松ノ木 1丁目		②	P34	41
	1歳	2101856	のほら	私立	成田東 2丁目		②	P35	52
	は 行	6M	2404690	ハーモニー・キッズ	小規模 A	高井戸東 2丁目		⑥	P43
1歳		2101925	パピーナ荻窪天沼	私立	天沼 3丁目		④	P39	118
9W		2104785	パピーナ荻窪北口	私立	天沼 3丁目		④	P39	115
9W		2104924	パピーナ久我山	私立	久我山 3丁目		⑥	P43	179
9W		2101906	パピーナ西荻北	私立	西荻北 2丁目		⑤	P41	136
9W		2101861	パピーナ本天沼	私立	本天沼 3丁目		④	P39	106
1歳		2105235	パピーナ南荻窪	私立	南荻窪 4丁目		④	P39	120
9W		1101822	浜田山(障4)	区立	浜田山 4丁目		⑦	P45	224
1歳		2101888	びっころきっず西荻窪北口園	私立	西荻北 2丁目		⑤	P41	145
9W		2404687	びっぴのもり	小規模 A	永福 4丁目		⑦	P45	229
9W		2104916	ピノキオ幼児舎阿佐谷北	私立	阿佐谷北 6丁目		②	P35	49
9W		2101897	ピノキオ幼児舎井荻	私立	井草 4丁目		③	P36	71
9W		2104786	ピノキオ幼児舎井草	私立	井草 3丁目		③	P36	72
1歳		2105552	ピノキオ幼児舎荻窪	私立	上荻 1丁目		⑤	P41	150
1歳		2105550	ピノキオ幼児舎高円寺南	私立	高円寺南 2丁目		①	P33	26
9W		2104800	ピノキオ幼児舎浜田山	私立	浜田山 3丁目		⑦	P45	213
9W		2101853	ピノキオ幼児舎桃井	私立	上荻 4丁目		⑤	P41	132
9W		2101904	ピノキオ幼児舎和田	私立	和田 2丁目		①	P32	6
1歳		2101872	ひのまるキッズガーデンナーサリー	私立	荻窪 5丁目		④	P39	117
7W		2504703	ひまわり園	家庭的	和泉 3丁目		⑦	P45	234
6M		2404708	ピヨピヨおうちえん	小規模 A	上荻 2丁目		⑤	P41	160
6M		2404686	ピヨピヨおうちえん荻窪駅前	小規模 A	上荻 1丁目		⑤	P41	159
9W		2404666	ふたばクラブ西永福	小規模 A	永福 4丁目		⑦	P45	231
9W		2404675	ふたばクラブ浜田山井の頭通り	小規模 A	浜田山 4丁目		⑦	P45	232
9W		2104779	ふたばクラブ浜田山駅前	私立	浜田山 3丁目		⑦	P45	209
9W		2104790	ふたばクラブ浜田山柏の宮	私立	浜田山 2丁目		⑦	P45	211
9W		2105865	ベネッセ永福北	私立	永福 3丁目		⑦	P45	217
1歳		2101866	ベネッセ杉並和泉	私立	和泉 2丁目		⑦	P45	218
1歳		2105231	ベネッセ西荻窪	私立	西荻北 1丁目		⑤	P41	149
9W		2101847	保育センターこどもの木かげ野のはな空のとおり	私立	松庵 1丁目		⑤	P41	131
6M		2504696	保育ルーム方南	家庭的	方南 1丁目		⑦	P45	235
8M		2504705	保育ルームリカリロ	家庭的	清水 1丁目		③	P37	102
9W		2101835	方南隣保館	私立	方南 1丁目		⑦	P44	194
7M		2404679	ほっぺらランド西荻窪	小規模 A	西荻北 4丁目		⑤	P41	162
9W		2105227	ポピンズナーサリースクール阿佐ヶ谷	私立	阿佐谷北 5丁目		②	P35	51
9W		2101892	ポピンズナーサリースクール久我山	私立	久我山 5丁目		⑥	P43	172
9W		2101901	ポピンズナーサリースクール方南町	私立	方南 2丁目		⑦	P44	199
8M		1101784	堀ノ内	区立	堀ノ内 2丁目		①	P33	29
9W		1101805	堀ノ内東	公設民営	堀ノ内 3丁目		①	P33	27
8M		1101803	本天沼	区立	本天沼 3丁目		④	P39	125
ま 行	9W	2404693	マグハウス西荻	小規模 A	西荻南 2丁目		⑤	P41	155
	5M	2404682	マグハウス西荻第2	小規模 A	松庵 3丁目		⑤	P41	156
	1歳	2104918	まことたかいど	私立	高井戸西 1丁目		⑥	P42	182
	6M	2504697	マザーズハート成田東園	家庭的	成田東 3丁目		②	P35	68
	1歳	1101813	松ノ木(障3)	区立	松ノ木 2丁目		②	P35	60
	9W	2104912	まなびの森保育園永福町	私立	和泉 4丁目		⑦	P45	214
	9W	2101865	まなびの森保育園荻窪	私立	荻窪 4丁目		④	P39	107
	9W	2101894	まなびの森保育園高井戸	私立	高井戸西 1丁目		⑥	P43	173
	1歳	2105554	まなびの森保育園本天沼	私立	本天沼 2丁目		④	P39	122
	9W	2101920	馬橋	私立	高円寺南 3丁目		①	P33	11
	9W	2101909	マミー高円寺	私立	高円寺南 2丁目		①	P32	8
	1歳	2104921	マミーズエンジェル高円寺駅前	私立	高円寺北 3丁目		①	P33	24
	1歳	2104920	マミーズエンジェル高円寺通り	私立	高円寺北 2丁目		①	P33	23
	9W	2105229	マリア	私立	高円寺北 2丁目		①	P33	14
	1歳	2101871	ミアヘルサ保育園ひびき永福町	私立	永福 2丁目		⑦	P45	219
	9W	2101873	ミアヘルサ保育園ゆらりん荻窪(本園)	私立	上荻 1丁目		⑤	P40	129
	1歳	2106052	ミアヘルサ保育園ゆらりん荻窪分園	私立	上荻 1丁目		⑤	P40	130
	9W	2404680	南阿佐ヶ谷どみそ	小規模 A	阿佐谷南 3丁目		②	P35	63
	9W	1101804	宮前	区立	宮前 2丁目		⑥	P42	184
	9W	2101891	宮前おおぞら	私立	宮前 2丁目		⑥	P43	171
	9W	2101834	むさしの	私立	和田 1丁目		①	P32	3
	9W	2101849	むさしの保育園方南分園	私立	方南 1丁目		⑦	P44	195
	9W	2101864	明愛	私立	和田 1丁目		①	P32	5
	9W	2104919	もりのなかま保育園松ノ木園	私立	松ノ木 1丁目		②	P35	50
や 行	9W	2101882	山吹あさがやきた	私立	阿佐谷北 3丁目		②	P35	42
	9W	2101880	ゆめの樹保育園おぎくぼ	私立	荻窪 1丁目		④	P39	110
	9W	2101890	ゆめの樹保育園なりたにし	私立	成田西 2丁目		②	P35	43
	9W	2101922	よつぎ永福	私立	永福 1丁目		⑦	P44	205
ら 行	9W	2101884	ラ・プリマプランカえいふく	私立	永福 2丁目		⑦	P44	197
	9W	2101923	レイモンド下高井戸	私立	下高井戸 3丁目		⑥	P43	175
	9W	2104809	レイモンド中瀬	私立	下井草 4丁目		③	P37	86
わ 行	1歳	1101820	和田(障5)	区立	和田 1丁目		①	P33	30
	9W	2101917	和田ここわ	私立	和田 1丁目		①	P33	10

① 梅里・高円寺北・高円寺南・堀ノ内・和田



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学校区
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
※1	1	杉並さゆり(本園) (7週目以上)	高円寺北 4-34-22	03-3337-1374	10	10	10	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	馬橋
	2	杉並さゆり保育園 幼児分園(3歳以上)	高円寺北 4-33-1	03-5373-3530	—	—	—	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	馬橋
私立 9W	3	むさしの	和田 1-8-20	03-3383-1589	15	22	22	27	54	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(満1歳以上)	和田
	4	佼成育子園	和田 1-16-7	03-3381-0398	12	30	36	40	80	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00(平日・満1歳以上)	和田
	5	明愛	和田 1-61-15	03-5340-7825	3	20	24	—	—	開)7:30~18:30 延)無	杉並第十
	6	ピノキオ幼児舎和田	和田 2-21-8	03-6382-4620	6	12	15	15	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	和田
	7	高円寺 りとるぱんぶきんず	高円寺北 1-27-3	03-5318-5605	8	13	13	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺
	8	マミー高円寺	高円寺南 2-40-45	03-6383-1348	6	12	13	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高円寺

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学校区			
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳					
私立	9W	9	2101911	さくらさくみらい 堀ノ内	堀ノ内 3-5-12	03-5929-9322	6	8	10	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	済美	
		10	2101917	和田ここわ	和田 1-5-7	03-5340-7412	6	14	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	和田	
		11	2101920	馬橋	高円寺南 3-16-14	03-3314-0287	6	15	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	杉並 第六	
		12	2101927	Pico ナーサリ新高円寺	梅里 2-24-6	03-6304-9580	6	12	12	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	堀之内	
		13	2104783	ウィズブック保育園 東高円寺 ※2	高円寺南 2-34-14 チアフルCOCO1階	03-5929-8718	6	7	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	高円寺	
		14	2105229	マリア	高円寺北 2-2-18	03-3338-9634	3	10	12	13	26	開)7:30~18:30 延)18:31~20:30(平日のみ)	高円寺	
		15	2105240	コンピプラザ高円寺北	高円寺北 2-32-7	03-3338-2110	9	14	14	18	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺	
		16	2105241	高円寺南	高円寺南 4-44-11	03-3315-1391	12	18	22	30	60	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺	
	1歳	17	2101916	大空と大地のなーさりい 高円寺南園	高円寺南 4-37-23	03-5929-8720	—	10	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺	
		18	2104780	大空と大地のなーさりい 中野富士見町駅前園	和田 1-1-6 アイビィアネックス杉並 1階	03-6382-5950	—	6	9	11	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	和田	
		19	2104781	エンジェル高円寺	高円寺南 3-38-14	03-6304-9322	—	9	9	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第六	
		20	2104788	杉並	梅里 2-34-22	03-3313-7508	—	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	堀之内	
		21	2104803	ウィズブック保育園 高円寺南 ※2	高円寺南 5-23-25	03-6383-1791	—	9	9	13	27	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第三	
		22	2104913	キッズガーデン 杉並堀ノ内	堀ノ内 3-16-1	03-5929-9381	—	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	堀之内	
		23	2104920	マミーズエンジェル 高円寺通り	高円寺北 2-41-21	03-5327-8588	—	10	10	10	20	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	高円寺	
		24	2104921	マミーズエンジェル 高円寺駅前	高円寺北 3-20-4	03-3223-8882	—	9	9	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高円寺	
		25	2104923	キッズガーデン 高円寺北	高円寺北 2-2-4	03-5356-9906	—	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	高円寺	
		26	2105550	ピノキオ幼児舎 高円寺南	高円寺南 2-35-10	03-5913-8645	—	8	8	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高円寺	
	公設 民営	9W	27	1101805	堀ノ内東 ※3	堀ノ内 3-49-19	03-3315-7922	12	12	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並 第十
	区立	9W	28	1101823	高円寺東（障3） ※4	令和7年5月30日まで 高円寺南 1-28-4 令和7年6月2日から 高円寺南 2-40-24	03-3316-1938	12	16	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	杉並 第三
		8M	29	1101784	堀ノ内	堀ノ内 2-8-7	03-3313-7536	11	16	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	済美
		1歳	30	1101820	和田（障5）	和田 1-66-19	03-3382-5218	—	12	15	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	杉並 第十
	小規模 A	9W	31	2404681	HOPPA 中野富士見町	和田 1-17-12 ソサエティ中野富士見町1階	03-5340-7266	6	6	7	—	—	開)7:15~18:15 延)18:15~19:15	和田
			32	2404692	コロボックル保育室	高円寺南 2-32-5	03-3316-5041	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高円寺
		5M	33	2404684	小鳥の詩	堀ノ内 2-6-21 パークハイム杉並 D-103	03-3315-1008	3	4	5	—	—	開)7:30~18:30 延)無	済美
	事業所 B	1歳	34	2704713	doors 新高円寺 ※5	梅里 1-8-10 ドウエル佐藤 1階	03-5913-7544	★	6	6	—	—	開)7:30~18:30 延)無	杉並 第十
家庭的	6M	35	2504702	家庭的保育室のぞみ ※6	和田 3-57-2 岸コーポ 101	03-6454-6900	1	2	2	—	—	開)8:00~18:00 ア)有	杉並 第十	

（障○）は障害児保育指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長時間の（）内の数字は延長定員数です。

※1：1と2に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番12は適用されません。

※2：ウィズブック保育園東高円寺は、ウィズブック保育園高円寺南が連携施設として設定されています。ただし、連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間で利用調整となります。

※3：区立堀ノ内東保育園は、令和8年4月に現園舎（堀ノ内 2-8-7）から梅里 1-1（以下未定）に整備予定の園舎に移転し、私立保育園へ転換する予定です。転換に当たっては、令和6年度末までに事業者を選定する予定です。

※4：高円寺東保育園は、令和7年6月2日から、旧杉並第八小学校跡地（高円寺南 2-40-24）に整備する複合施設内の新園舎に移転し、運営を開始する予定です。

※5：doors 新高円寺は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は18名となります。

※6：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

★：0歳児保育も募集する場合があります。「認可保育施設の募集予定人数」をご覧ください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本荻窪
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

② 阿佐谷北・阿佐谷南・成田西・成田東・松ノ木

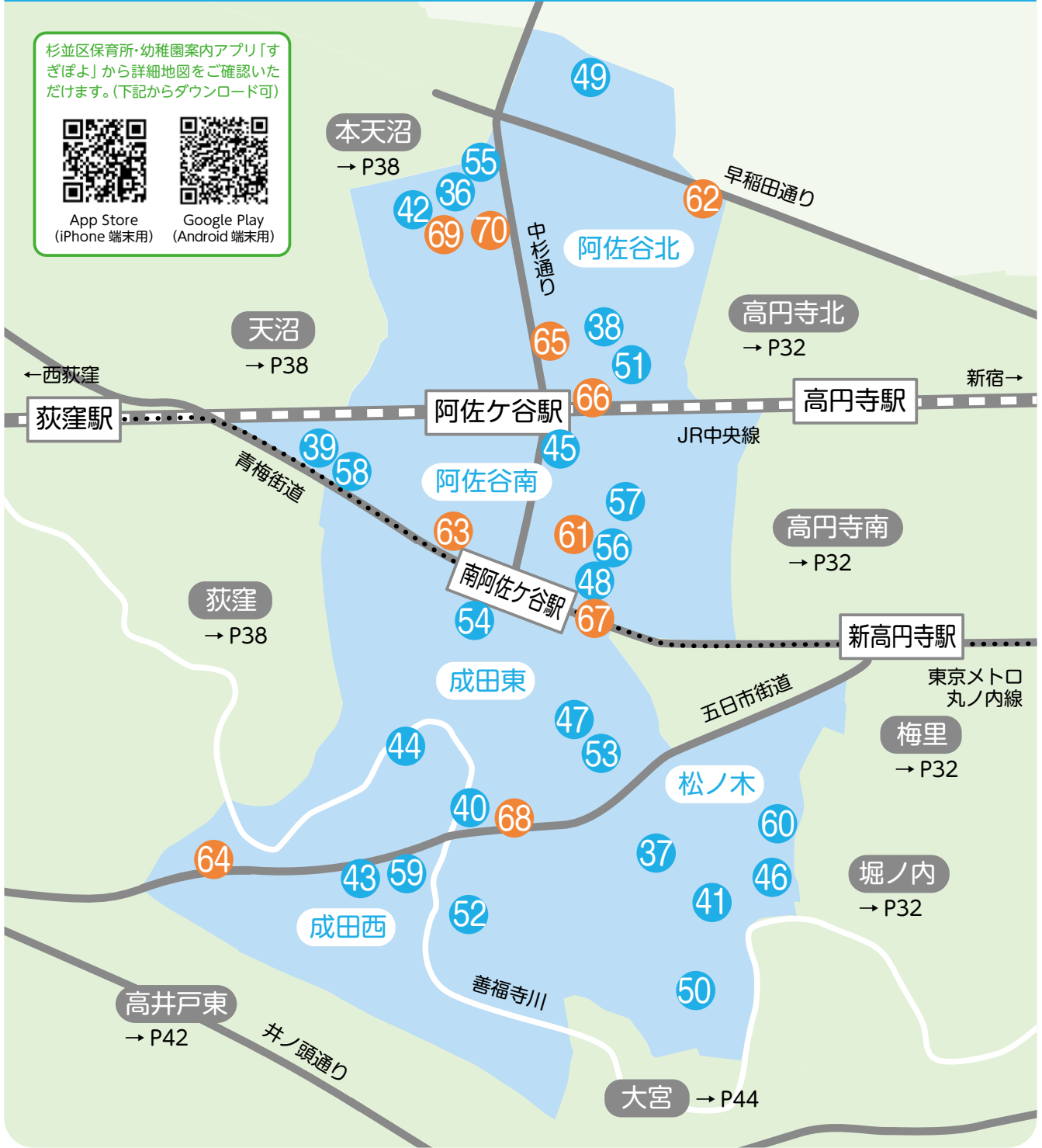
杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store
(iPhone 端末用)



Google Play
(Android 端末用)



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学校区
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立 9W	36	2101840 阿佐谷	阿佐谷北 3-36-20	03-3338-9418	12	20	20	24	48	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30	杉並第九
	37	2101841 杉並ゆりかご	成田東 1-18-8	03-3312-5851	12	14	15	16	32	開) 7:15~18:15 延) 18:15~19:15	東田
	38	2101860 ういず阿佐ヶ谷駅前	阿佐谷北 1-15-3	03-5327-8622	6	14	15	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00	杉並第一
	39	2101868 グローバルキッズ荻窪	阿佐谷南 3-13-12	03-3220-8686	9	14	16	17	34	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30	杉並第七
	40	2101869 ういず成田東	成田東 3-17-32	03-6454-6974	6	9	10	11	24	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00	杉並第二
	41	2101876 にじのいるか保育園 杉並松の木	松ノ木 1-12-39	03-6454-6625	6	12	15	15	32	開) 7:15~18:15 延) 18:15~20:15	松ノ木

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立	9W	42	2101882	山吹あさがやきた	阿佐谷北 3-29-12	03-5356-5531	9	12	12	20	48	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(満1歳以上)	杉並第九
		43	2101890	ゆめの樹保育園 なりたにし	成田西 2-24-20	03-6276-9805	9	15	18	22	44	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	杉並第二
		44	2101898	成田コスモ	成田西 3-8-12	03-3311-6060	10	18	22	24	48	開)7:15~18:15 延)18:15~19:30(平日のみ)	杉並第二
		45	2101908	阿佐ヶ谷たいよう	阿佐谷南 1-48-5 み空ビル 2・3階	03-5378-7866	8	16	16	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並第七
		46	2101913	東京立正	松ノ木 2-29-19	03-3312-6600	6	17	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	堀之内
		47	2104799	杉並コスモス	成田東 4-24-2	03-6454-6037	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	東田
		48	2104805	HOPPA 阿佐谷南	阿佐谷南 1-9-8 アルファ1階	03-5913-7226	6	8	8	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並第六
		49	2104916	ピノキオ幼児舎 阿佐谷北	阿佐谷北 6-26-13	03-6383-0791	9	20	20	23	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	馬橋
		50	2104919	もりのなかま保育園 松ノ木園	松ノ木 1-2-23	03-6304-9703	6	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松ノ木
	51	2105227	ポピンスナーサリー スクール阿佐ヶ谷	阿佐谷北 5-2-1	03-5356-6840	6	14	14	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	馬橋	
	1歳	52	2101856	のほら	成田東 2-16-5	03-5930-3236	-	14	16	16	33	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並第二
53		2101924	杉並ひまわり※1	成田東 3-32-26	03-5913-8722	-	12	13	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	東田	
54		2101926	杉並の家さくら	成田東 4-9-19	03-6383-5615	-	18	20	24	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並第二	
55		2104777	えがおの森保育園・ あさがや	阿佐谷北 4-21-9	03-3337-7521	-	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	杉並第九	
56		2105236	キッズガーデン 阿佐谷南	阿佐谷南 1-19-13	03-6383-2662	-	17	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	杉並第六	
区立	9W	57	1101810	阿佐谷東	阿佐谷南 1-42-7	03-3314-4535	12	16	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	杉並第六
		58	1101798	阿佐谷南（障7）	阿佐谷南 3-12-12	03-3398-2231	9	18	20	24	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	杉並第七
	1歳	59	1101802	成田	成田西 1-28-18	03-3315-6272	-	16	17	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	杉並第二
		60	1101813	松ノ木（障3）	松ノ木 2-33-6	03-3315-4534	-	15	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	堀之内
小規模A	9W	61	2404668	こどもヶ丘保育園 阿佐谷南園	阿佐谷南 1-13-16 フエンテTAMAKI 1階	03-4285-3997	3	7	7	-	-	開)7:30~18:30 延)無	杉並第六
		62	2404669	おうち保育園あさがや	阿佐谷北 5-47-11 ルセーヌ阿佐ヶ谷1階	03-5356-8337	4	4	4	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	馬橋
		63	2404680	南阿佐ヶ谷どみそ	阿佐谷南 3-5-2 牧野ビル1階	03-6276-9399	3	6	10	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00	杉並第七
小規模B	9W	64	2404662	こどもヶ丘保育園 成田西園	成田西 3-19-6 菊地ビル1階	03-6279-9218	3	8	8	-	-	開)7:30~18:30 延)無	杉並第二
		65	2404685	Kangalーのへや ※2	阿佐谷北 1-26-18 世尊院幼稚園 2階	080-3534-5772	3	6	6	-	-	開)7:30~18:30 延)無	杉並第一
事業所(保)	9W	66	2704714	かわきたおひさま保育所 ※3	阿佐谷北 1-3-10 Baum1階	03-5327-8671	2	2	3	-	-	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00	杉並第一
事業所B	3M	67	2704712	doors 南阿佐ヶ谷 ※4	阿佐谷南 1-11-8 Bell House Asagaya 101	03-5913-7377	4	4	4	-	-	開)7:30~18:30 延)無	杉並第七

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	小学校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
家庭的	6M	68	2504697	マザーズハート 成田東園 ※5、6	成田東 3-16-12 1階	03-5913-8553	1	2	2	-	-	開)8:30~17:30 ア)有	杉並第二
		69	2504701	サニーサイド キッズルーム ※6	阿佐谷北 3-26-8	03-3338-5505	1	2	2	-	-	開)8:00~18:00 ア)有	杉並第九
	8M	70	2504698	Fun Fun 保育室 ※6	阿佐谷北 4-7-11 パルテールビル1階	03-5364-9828	1	2	2	-	-	開)8:00~17:30 ア)有	杉並第九

- (障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。区立保育園延長保育時間の()内の数字は延長定員数です。
- ※1：杉並ひまわり保育園の園舎は、定期建物賃貸借契約が令和11年3月末に満了します。そのため、移転などについては、令和8年9月までに改めてお知らせします。
 - ※2：Kangalーのへやは、世尊院幼稚園が連携施設として設定されています。
 - ※3：かわきたおひさま保育所は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は30名となります。
 - ※4：doors 南阿佐ヶ谷は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は15名となります。
 - ※5：マザーズハート成田東園は、杉並の家さくら保育園が連携施設として設定されています。
 - ※6：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田

② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木

③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井

④ 荻窪・本荻窪
天沼・南荻窪

⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南

⑥ 上高井戸・久我山・高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前

⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

③ 井草・今川・上井草・清水・下井草・桃井

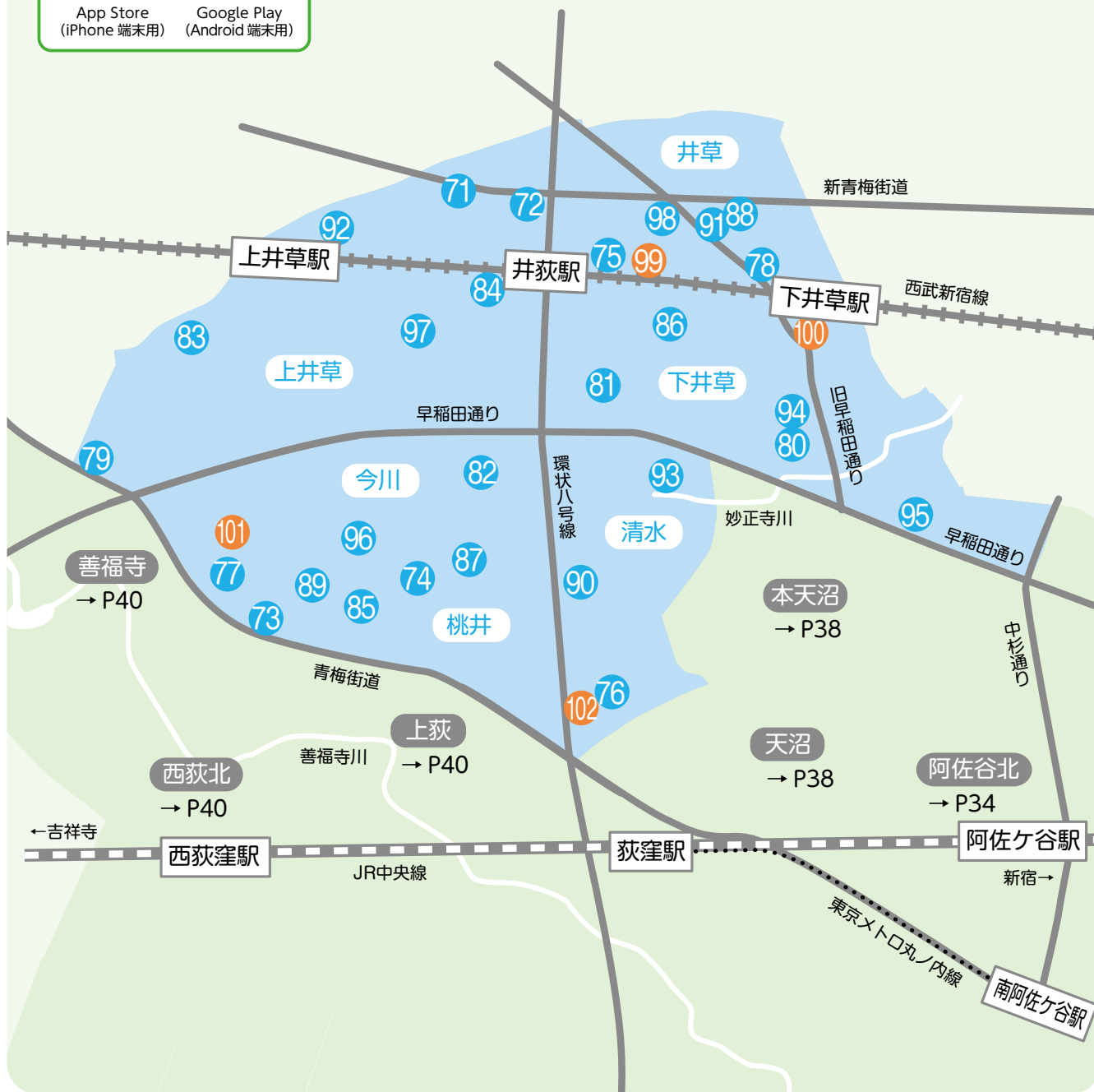
杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store
(iPhone 端末用)



Google Play
(Android 端末用)



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立 ※1	71	2101897	ピノキオ幼児舎井荻 (9週目以上)	井草 4-15-16	03-5311-1055	9	12	13	20	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	四宮
	72	2104786	ピノキオ幼児舎井草 (9週目以上)	井草 3-17-14 サイレンスミヨシ202	03-5303-2735	6	7	7	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	八成
	73	2104915	頌栄しらゆり保育園 杉並分園 (4か月以上)	桃井4-3-2 勤労福祉会館 ・西荻区民センター2階	03-6913-6148	6	10	12	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	三谷
	74	2104914	頌栄しらゆり(本園) (1歳以上)	桃井 2-19-2	03-5311-1877	—	12	14	26	52	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	桃井 第一

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学校区
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立	9W	75 2101857 Nicot 井荻	井草 3-1-8 2 階	03-5311-8650	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	八成
		76 2101859 アスクおぎくぼ	清水 1-18-11	03-5311-5803	6	18	19	19	38	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	天沼
		77 2101867 Gakkenほいくえん 桃井	桃井 4-7-17	03-5311-7570	6	10	10	18	36	開)7:00~18:00 延)18:01~20:00	三谷
		78 2101883 大空と大地のなーざりい 下井草駅前園	井草 1-6-11	03-6913-7072	6	10	12	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	八成
		79 2101889 杉並元氣	上井草 4-6-6	03-3394-9300	12	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	桃井 第四
		80 2101893 アイグラン保育園 下井草	下井草 3-13-5	03-6454-7582	12	16	20	25	50	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第五
		81 2101895 にじのいるか保育園 杉並井草	下井草 5-7-19	03-6913-7227	12	18	20	23	48	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	桃井 第五
		82 2101914 杉並井荻雲母	今川 1-15-16	03-5311-3031	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	四宮
		83 2101921 上井草	上井草 3-25-19	03-3395-3648	10	38	38	38	76	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第四
		84 2104778 にじいる保育園上井草	上井草 1-32-5	03-6913-9830	6	8	10	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	四宮
	85 2104804 コンビプラザ桃井	桃井 3-7-3 プロムナード 荻窪 3 号棟 1 階	03-5311-3255	6	6	7	7	14	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30 (1歳クラスから)	桃井 第一	
	86 2104809 レイモンド中瀬	下井草 4-25-10	03-3399-9150	12	15	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第五	
	6M	87 2101838 聖心	桃井 2-24-18	03-3395-1005	9	10	10	11	22	開)7:30~18:30 延)無	桃井 第一
		88 2101881 スマイスセレソン井草	井草 1-31-9 ピラニューロード 1 階	03-6454-7141	3	5	5	5	10	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	八成
1歳	89 2104792 すぎなみのぞみ	桃井 4-13-19	03-6913-6340	—	6	6	9	19	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00 (平日のみ)	桃井 第一	
	90 2104795 きらきらぼし	清水 2-17-11	03-6915-0080	—	6	11	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	沓掛	
	91 2104922 下井草すきっぷ	井草 2-17-12	03-6913-7871	—	12	12	12	24	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	八成	
	92 2105233 同援いぐさ	井草 5-6-16	03-5303-9467	—	12	12	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	四宮	
	93 2105802 清水	清水 3-22-11	03-6454-7011	—	8	10	12	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	沓掛	
区立	9W	94 1101825 下井草	下井草 3-13-9	03-3394-4323	12	14	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)	桃井 第五
		95 1101815 阿佐谷北 (障 5)	下井草 1-25-9	03-3396-0051	9	15	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)	杉並 第九
	8M	96 1101824 今川 (障 7)	今川 3-3-18	03-3394-2831	9	14	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)	三谷
		97 1101794 四宮	上井草 2-28-3	03-3390-5288	—	13	14	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)	四宮
1歳	98 1101812 井草 (障 4)	井草 2-15-15	03-3395-8257	—	14	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)	八成	

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	小学校区
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
家庭的	9W	99 2504695 こどもの広場ソレイユ ※ 2	井草 2-2-9 シティドルチェ井荻101	03-5303-9353	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有	八成
		100 2504704 なないろ ※ 2	下井草 2-39-8 プチフルール102	090-1105-2890	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有	桃井 第五
	6M	101 2504700 おうち保育 0・1・2 ※ 2	今川 4-13-17	03-6762-9050	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有	三谷
		102 2504705 保育ルームリカリロ ※ 2 ※ 3	清水 1-16-10 レジデンス荻窪102号	03-6913-5048	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有	天沼

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の () 内の数字は延長定員数です。

※ 1：71 と 72、73 と 74 に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番 12 は適用されません。

※ 2：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。

開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

※ 3：保育ルームリカリロは、令和7年3月末で閉園します。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本天沼
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

④ 荻窪・本天沼・天沼・南荻窪



杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store
(iPhone 端末用)



Google Play
(Android 端末用)

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立	※1	103	2104806	荻窪コスモ（本園） （9週目以上）	荻窪 5-6-5 ガーデンア荻窪 1階	03-3220-3535	6	12	12	—	—	開）7:15～18:15 延）18:15～19:30（平日のみ）	桃井第二
		104	2104807	おぎぶんコスモ（分園） （3歳以上）	天沼 3-11-1 プラウド フラット荻窪 I 1階	03-5347-1866	—	—	—	14	28	開）7:15～18:15 延）18:15～19:30（平日のみ）	天沼
	9W	105	2105239	荻窪北	荻窪 5-17-8	03-3391-5171	11	13	16	18	40	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30	桃井第二
		106	2101861	パピーナ本天沼	本天沼 3-35-4	03-6913-8911	6	10	12	15	30	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	沓掛
		107	2101865	まなびの森保育園荻窪	荻窪 4-11-23	03-3398-7400	6	16	17	17	34	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30（平日のみ）	桃井第二
		108	2101875	にじいろ保育園南荻窪	南荻窪 2-33-5	03-5344-9450	9	12	14	15	30	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30	荻窪
		109	2101877	荻窪りとるばんぶきんず	荻窪 3-7-29	03-5347-2088	6	12	16	18	38	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30	西田
		110	2101880	ゆめの樹保育園 おぎくぼ	荻窪 1-3-16	03-6915-1457	6	12	12	16	34	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00	西田
		111	2101886	ういず本天沼	本天沼 2-42-24	03-6454-7144	6	10	11	11	22	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00	杉並第九
		112	2101896	テングーラビング保育 園天沼	本天沼 3-13-21	03-6913-7677	10	14	16	16	32	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	沓掛
		113	2101900	AIAI NURSERY 荻窪	荻窪 5-15-21 トライアード 2階	03-6915-1161	6	10	11	11	22	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	桃井第二
		114	2104782	荻窪すきっぷ	荻窪 2-28-14	03-5335-9731	6	10	11	11	22	開）7:15～18:15 延）18:15～20:15	西田
	115	2104785	パピーナ荻窪北口	天沼 3-6-27 エクレール飯田	03-3391-0220	3	10	12	—	—	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	天沼	
	8M	116	2105242	荻窪	南荻窪 2-25-17	03-3333-6988	6	11	12	12	24	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	荻窪
	1歳	117	2101872	ひのまるキッズガーデン ナーサリー	荻窪 5-17-15	03-3391-1747	—	10	10	20	40	開）8:00～19:00 延）無	桃井第二
118		2101925	パピーナ荻窪天沼 ※2	天沼 3-15-20	03-3398-1155	—	18	20	25	50	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	天沼	
119		2105234	にじいろ保育園 荻窪一丁目	荻窪 1-57-3	03-6915-1394	—	10	12	16	32	開）7:30～18:30 延）18:30～20:30	西田	
120		2105235	パピーナ南荻窪	南荻窪 4-42-4	03-5941-7791	—	10	10	10	20	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	桃井第二	
121		2105237	さくらさくみらい 荻窪	荻窪 3-28-5	03-6279-9339	—	9	9	10	20	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00	西田	
122		2105554	まなびの森 保育園本天沼	本天沼 2-31-11	03-6913-6831	—	12	12	12	24	開）7:00～18:00 延）18:00～20:00（平日のみ）	沓掛	
123		2105559	天沼	天沼 2-30-4	03-3398-2207	—	16	19	22	44	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30	天沼	
区立	9W	124	1101826	荻窪東	荻窪 4-23-20	03-3220-1621	9	10	12	14	30	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（13）	桃井第二
	8M	125	1101803	本天沼	本天沼 3-34-35	03-3395-3802	6	15	16	17	34	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（13）	沓掛
	1歳	126	1101807	荻窪南（障5）	荻窪 1-1-6	03-3398-9168	—	14	15	16	32	開）7:30～18:30 延）18:30～19:30（13）	西田

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	小学校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
家庭的	6M	127	2504699	あおぞら ※3	天沼 3-2-3 光ビル 1階	03-6276-9383	1	2	2	—	—	開）8:30～17:30 ア）有	天沼
		128	2504706	しまキッズナーサリー ※3	荻窪 3-35-5 ハウス MM101号	03-5364-9773	1	2	2	—	—	開）8:30～17:30 ア）有	西田

区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

（障○）は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の（）内の数字は延長定員数です。

※1：103と104に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番12は適用されません。

※2：パピーナ荻窪天沼保育園は、令和8年4月に現園舎（天沼 3-15-20）から天沼 2-42（旧天沼保育園跡地）に整備する園舎へ移転します。
また、移転に合わせて、定員を113名から104名に変更することから、3～5歳児の募集人数を一部停止します。

※3：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。

開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。
また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本天沼
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

⑤ 上荻・松庵・善福寺・西荻北・西荻南

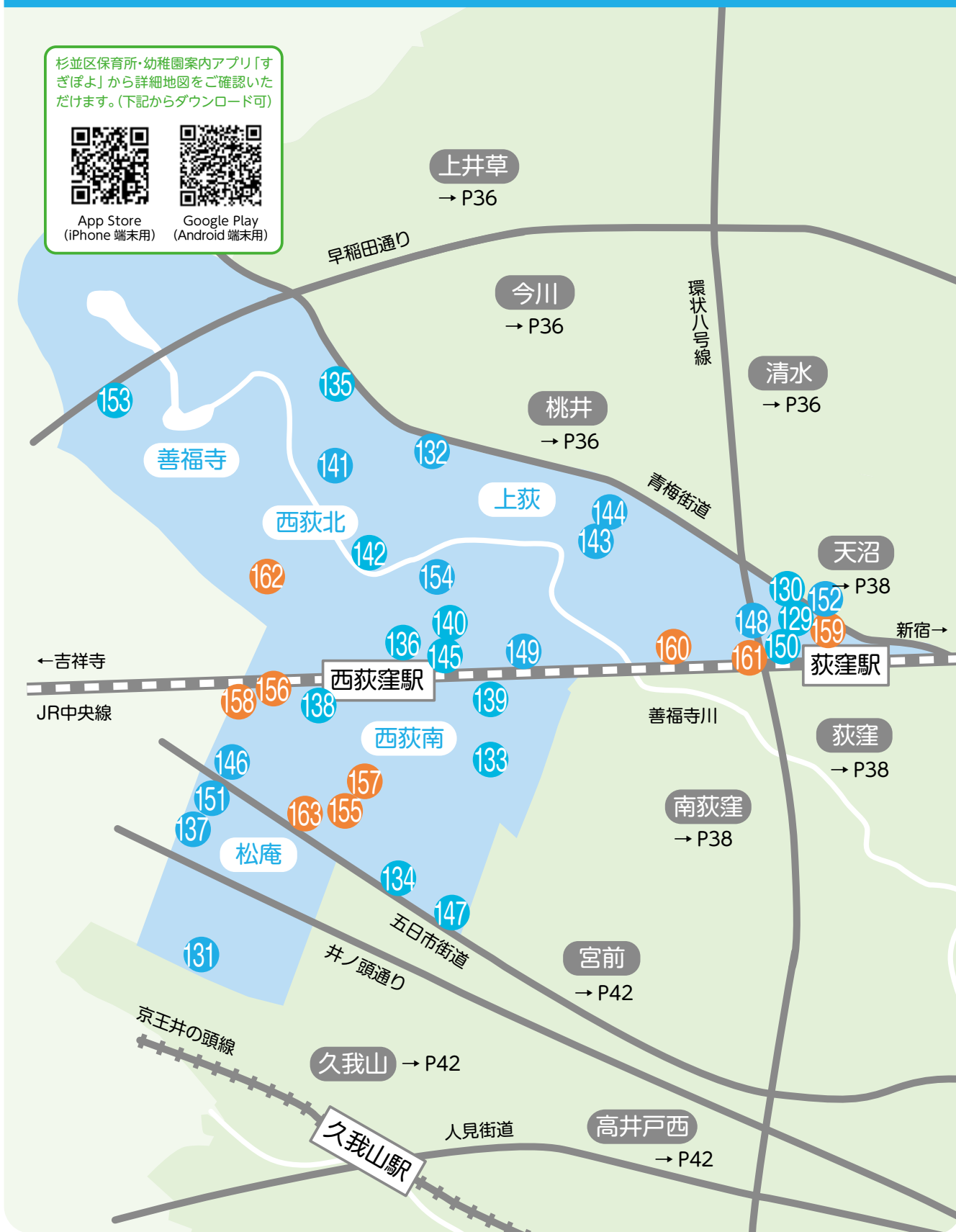
杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store
(iPhone 端末用)



Google Play
(Android 端末用)



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

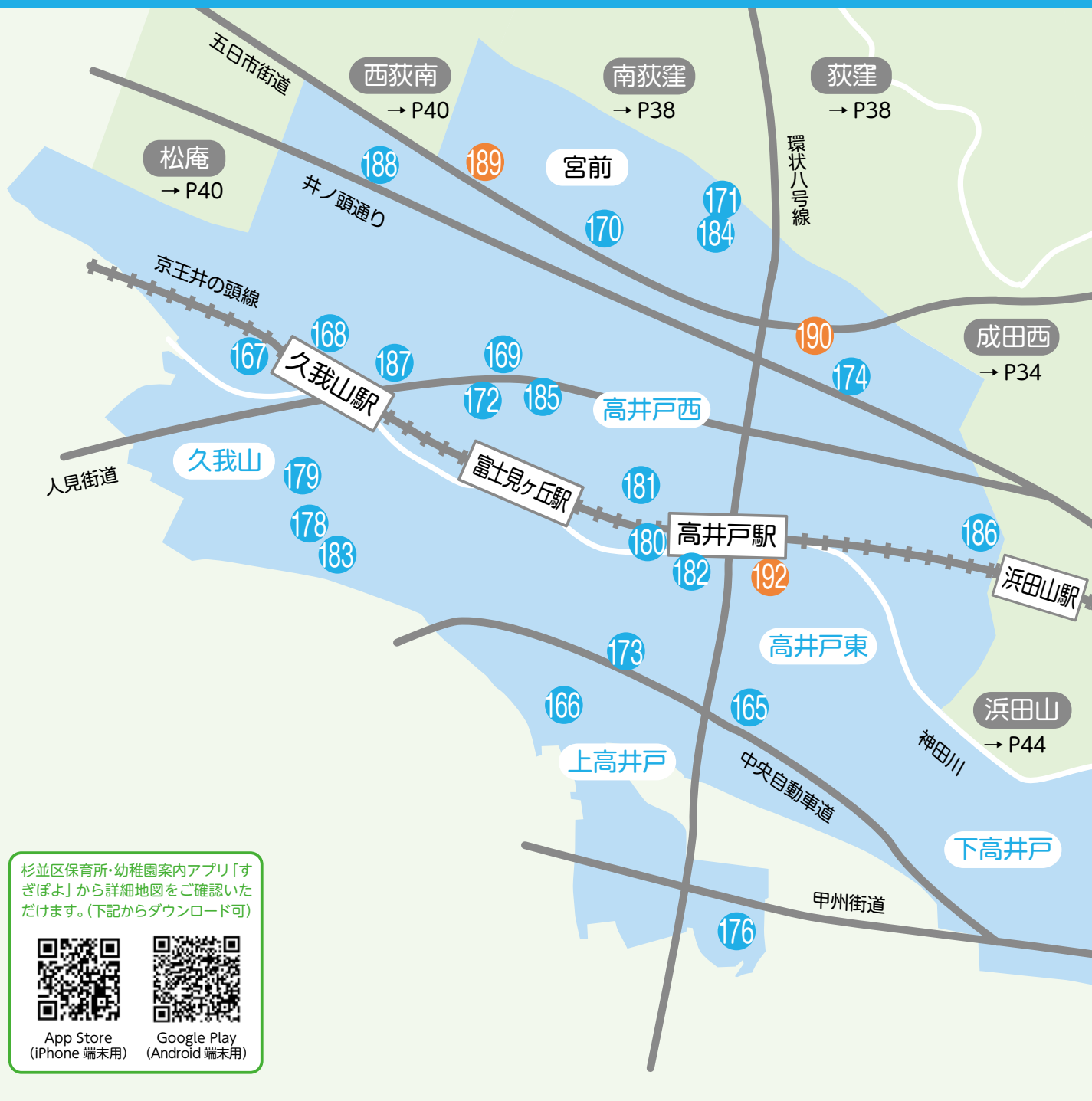
No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立 ※1	129	2101873	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪(本園)(9週目以上)	上荻 1-21-20 常盤レ ジデンシア荻窪 1階	03-5335-9613	12	—	—	15	30	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30(1歳7クラス以上)	天沼
	130	2106052	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪分園(1歳以上)	上荻 1-22-16 アジール コート荻窪 1階	03-5335-9613	—	15	15	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30※2	天沼

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 延長保育時間	小学校区
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立	9W	131 2101847 保育センターこどもの木かげ野のはな空のとり ※3	松庵 1-9-33	03-3332-5345	9	10	11	—	—	開)7:30~18:30 延)無	松庵
		132 2101853 ピノキオ幼児舎桃井	上荻 4-29-15 さくら上荻ビル 2F	03-5303-2761	6	10	12	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	井荻
		133 2101854 小学館アカデミーにしおぎ南	西荻南 4-14-4	03-5336-6141	6	10	16	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高井戸 第四
		134 2101870 アスク西荻南	西荻南 1-6-3	03-5336-9077	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第四
		135 2101885 コンビプラザ善福寺	善福寺 1-16-19	03-6913-5081	6	10	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	井荻
		136 2101906 パピーナ西荻北	西荻北 2-4-8	03-3395-1313	6	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第三
		137 2101912 グローバルキッズ松庵園	松庵 2-23-6	03-5344-9733	3	12	13	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	松庵
		138 2104784 小学館アカデミーにしおぎ駅前	松庵 3-35-15	03-5336-7861	9	10	10	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松庵
		139 2104789 西荻窪きらきら	西荻南 4-30-9	03-5336-0231	6	9	10	12	30	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第四
		140 2104791 キッズフォレスト西荻窪	西荻北 2-15-12	03-6913-5907	6	7	7	10	20	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	桃井 第三
		141 2104808 井荻	善福寺 1-5-17	03-3399-7267	12	15	15	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	井荻
		142 2105553 AIAI NURSERY西荻北	西荻北 5-3-4	03-6915-0388	6	10	12	14	28	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	井荻
4M	143 2101837 頌栄	上荻 3-15-12	03-3399-8585	9	11	11	12	24	開)7:30~18:30 延)無	桃井 第一	
8M	144 2105228 樹	上荻 3-22-13	03-6913-5210	3	10	10	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	桃井 第一	
1歳	145 2101888 ぴっころきっず西荻窪北口園	西荻北 2-5-3 杏順ビル 1階	03-6454-7780	—	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	桃井 第三	
	146 2104798 AIAI NURSERY西荻窪	松庵 3-15-3	03-5941-5802	—	17	17	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松庵	
	147 2104801 杉並西荻窪雲母	西荻南 1-1-27	03-5336-3201	—	10	11	13	26	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第四	
	148 2105230 アイグラン保育園上荻	上荻 1-22-9	03-5335-7408	—	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	天沼	
	149 2105231 ベネッセ西荻窪	西荻北 1-5-7	03-5311-1680	—	14	14	14	28	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	桃井 第三	
	150 2105552 ピノキオ幼児舎荻窪	上荻 1-14-12	03-5335-9512	—	7	7	8	18	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	天沼	
区立	9W	151 1101816 松庵	松庵 2-23-34	03-3332-1751	9	16	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	松庵
	8M	152 1101811 上荻(障3)	上荻 1-20-13	03-3392-6742	12	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	天沼
		153 1101818 善福寺(障3)	善福寺 2-26-18	03-3394-8961	9	15	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	桃井 第四
	1歳	154 1101808 西荻北(障3) ※4	西荻北 2-27-18	03-3396-8427	—	14	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	桃井 第三
小規模A	9W	155 2404693 マグハウス西荻	西荻南 2-8-16 メゾン・ド・エテルナ 1階	03-5941-3150	5	6	6	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00	高井戸 第四
	5M	156 2404682 マグハウス西荻第2	松庵 3-41-1	03-5344-9130	4	7	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00	松庵
	6M	157 2404671 杉並保育園ソラグミ	西荻南 2-18-20 若見ハイツ 101	03-5941-9370	3	3	3	—	—	開)7:30~18:30 延)無	高井戸 第四
		158 2404683 きらら保育園杉並松庵	松庵 3-18-17 オールメゾン西荻窪 1階	03-5941-6972	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松庵
		159 2404686 ピヨピヨおうちえん荻窪駅前	上荻 1-18-3	03-6383-5928	5	7	7	—	—	開)7:30~18:30 延)無	天沼
	160 ~2月入所 2704708 4月入所 2406181	ピヨピヨおうちえん ※5	上荻 2-7-9 イタル上荻 1階	03-6913-5617	2	5	5	—	—	開)7:30~18:30 延)無	桃井 第二
	7M	161 2404676 アロハエンジェルナーサリー荻窪駅前園	上荻 1-20-6 スターフィールド上荻 2階	03-6915-1191	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)無	天沼
		162 2404679 ほっぺるランド西荻窪	西荻北 4-8-2 ベルハイム西荻窪Ⅲ 104号室	03-5382-8777	6	6	7	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00	井荻
事業所A	9W	163 2704715 あすもベビーホーム松庵 ※6	松庵 3-1-3	03-5930-0415	2	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)無	松庵

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。区立保育園延長保育時間の()内の数字は延長定員数です。
 ※1：129と130に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番12は適用されません。
 ※2：延長保育時間帯は、ミアヘルサ保育園ゆらりん荻窪へ移動しての保育になります。
 ※3：保育センターこどもの木かげ野のはな空のとり保育園は、玉成幼稚園が連携施設として設定されています。
 ※4：区立西荻北保育園は、建替工事のため最も早くして令和11年度に仮園舎候補地(西荻北1-9)へ一時移転する可能性があります。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
 ※5：ピヨピヨおうちえんは、令和7年4月に事業所内保育事業所(小規模A)から小規模保育事業所A型へ転換する予定です。また、当該園はグローバルキッズ荻窪が連携施設として設定されています。ただし、連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間での利用調整となります。
 ※6：あすもベビーホーム松庵は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は15名となります。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本天沼
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸・高井戸西・高井戸東・宮前



杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store
(iPhone 端末用)



Google Play
(Android 端末用)

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立 1歳	181	2104911	ヴィラまなびの森保育園高井戸	高井戸西 2-7-32	03-5941-5130	—	12	12	12	24	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00 (平日のみ)	高井戸
	182	2104918	まことたかいど	高井戸西 1-26-1	03-5941-5152	—	10	10	10	20	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	富士見丘
	183	2105864	Pico ナーサリ久我山ガーデン	久我山 1-4-15	03-3333-1777	—	10	16	18	36	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	富士見丘
区立 9W 8M	184	1101804	宮前	宮前 2-24-38	03-3333-1935	12	16	17	17	34	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30(13)	荻窪
	185	1101806	久我山東 (障 7)	久我山 5-17-17	03-3333-7450	9	15	16	16	32	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30(13)	久我山
	186	1101809	高井戸東 (障 3) ※3	高井戸東 3-14-9	03-3304-9572	11	16	17	17	34	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30(13)	浜田山
	187	1101819	久我山	久我山 5-8-8	03-3331-5141	6	15	19	20	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30(13)	久我山

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立 9W	164	2105238	下高井戸	下高井戸 3-31-11	03-3303-1221	8	16	20	24	48	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高井戸 第三
	165	2101839	上水	高井戸東 2-3-4	03-3333-8626	22	36	48	50	104	開)7:15~18:15 延)18:15~19:15(平日のみ)	高井戸 東
	166	2101855	杉並大宙みたけ	上高井戸 2-12-30	03-3334-6711	9	15	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	富士見 丘
	167	2101863	Picoナーサリ 久我山 ※1	久我山 3-37-24	03-5941-3020	3	10	18	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 第二
	168	2101878	Picoナーサリ 久我山駅前 ※1	久我山 4-2-15	03-3332-7776	9	15	18	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 第二
	169	2101879	アイグラン保育園 久我山	久我山 5-28-13	03-5941-8784	12	15	15	18	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	久我山
	170	2101887	アウル宮前	宮前 2-11-11	03-5941-5112	9	20	30	30	60	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	荻窪
	171	2101891	宮前おおぞら	宮前 2-24-22	03-5336-1234	10	20	20	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	荻窪
	172	2101892	ポピンズナーサリ スクール久我山	久我山 5-12-23	03-5941-5174	9	15	15	20	50	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	久我山
	173	2101894	まなびの森保育園 高井戸	高井戸西 1-9-4	03-3334-8686	12	20	22	22	44	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(平日のみ)	高井戸
	174	2101902	杉並たかいどいちご	高井戸東 4-5-7	03-3334-1555	9	15	18	20	40	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	高井戸
	175	2101923	レイモンド下高井戸	下高井戸 3-23-10	03-6379-8742	3	13	13	17	34	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第三
	176	2104774	アスク上高井戸保育園 ~都会のふるさと~	上高井戸 1-7-6	03-5316-2281	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	富士見 丘
	177	2104776	下高井戸ここわ	下高井戸 2-6-19	03-6379-2041	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	永福
	178	2104793	Pico ナーサリ 玉川上水公園	久我山 1-6-12	03-3333-1808	3	8	8	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	富士見 丘
	179	2104924	パピーナ久我山	久我山 3-1-24	03-5941-9022	5	10	10	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 第二
	180	~2月入所 1101789 4月入所 2106180	高井戸 ※2	高井戸西 1-31-3	03-3332-0124	11	14	16	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	高井戸

区立子供園はP62、私立幼稚園はP60参照



(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の()内の数字は延長定員数です。

- ※1：Picoナーサリ久我山及びPicoナーサリ久我山駅前、久我山幼稚園が連携施設として設定されています。
- ※2：区立高井戸保育園は、令和7年3月末で閉園となり、令和7年4月から現在地で私立保育園に転換する予定です。
- ※3：区立高井戸東保育園は、建替工事のため最も早く令和10年度に仮園舎候補地（浜田山4-15）へ一時移転する可能性があります。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
- ※4：区立大宮前保育園は、建替工事のため最も早く令和11年度に仮園舎候補地（宮前2-24）へ一時移転する可能性があります。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
- ※5：ソーナやなぎくぼは、ゆめの樹保育園おぎくぼとゆめの樹保育園なりたにしが連携施設として設定されています。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	小学 校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
区立	1歳	188	1101791	大宮前 ※4	宮前 5-19-8	03-3333-7609	—	13	14	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	高井戸 第二
小規模 A	9W	189	1404707	(区立)小規模保育事業所 宮前北	宮前 3-9-3 シャトー5 1階	03-3334-7971	6	6	6	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00	高井戸 第四
		190	2404674	ソーナやなぎくぼ ※5	高井戸東 4-10-30 サンハイム高井戸101	03-5941-3988	6	6	6	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00	高井戸
		191	2404677	スクルドエンジェル保 育園下高井戸園	下高井戸 3-3-6 ヒデ.スタープラザ1階	03-6379-9790	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 第三
	6M	192	2404690	ハーモニー・キッズ	高井戸東 2-29-13	03-5941-5960	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 東

① 梅里・高井戸北
高井戸南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本大沼
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

⑦ 和泉・永福・大宮・浜田山・方南



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	小学校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立	7W	193 2101845	杉並の家	浜田山 4-31-5	03-3312-3737	12	13	14	14	28	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00(満1歳以上)	浜田山
		194 2101835	方南隣保館	方南 1-4-7	03-3321-4815	12	20	23	25	50	開) 7:15~18:15 延) 18:15~19:15	方南
	195 2101849	むさしの保育園 方南分園	方南 1-51-2	03-3327-7552	8	10	11	—	—	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00(満1歳以上)	方南	
	196 2101874	杉並の家ちゅうりっぷ	浜田山 2-23-13	03-6379-7861	6	12	12	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00	高井戸 東	
	197 2101884	ラ・プリマブランカ えいふく	永福 2-17-12	03-6304-3245	6	10	12	13	28	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	永福	
	198 2101899	和泉ここわ	和泉 2-17-5 オイスカ ビル1階	03-6265-7228	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30(平日のみ)	新泉 和泉	
	199 2101901	ポピズナーサリース クール方南町	方南 2-14-1 シティテ ラス杉並方南町 1・2 階	03-5913-8077	9	15	17	19	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:00	方南	
	200 2101903	Pico ナーサリ 和田堀公園	大宮 1-20-22	03-5913-9888	12	18	21	23	46	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	松ノ木	
	9W	201 2101907	ういず杉並和泉	和泉 2-42-12	03-6379-0620	6	13	15	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00	新泉 和泉
		202 2101910	杉並の家ことり	浜田山 4-9-15	03-6383-2161	4	11	11	11	22	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00	浜田山
		203 2101915	キッズガーデン 杉並和泉	和泉 3-15-4	03-6304-7861	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30	新泉 和泉
		204 2101918	永福ここわ	和泉 2-23-4	03-6379-3061	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30(平日のみ)	新泉 和泉
		205 2101922	よつぎ永福	永福 1-7-6	03-6304-3195	3	10	12	16	32	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30	永福
		206 2101928	にじいろ保育園浜田山	浜田山 3-17-8 グリ ナージュ浜田山 1・2 階	03-6304-9231	6	12	12	14	28	開) 7:30~18:30 延) 18:31~20:30	浜田山
		207 2101929	グローバルキッズ 浜田山園	浜田山 3-22-13	03-6379-6881	3	12	13	13	26	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30	浜田山
		208 2104775	キッズガーデン浜田山	浜田山 2-7-14	03-6379-7052	6	9	9	12	24	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30	高井戸 東

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 延長保育時間	小学 校区		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立	9W	209 2104779	ふたばクラブ 浜田山駅前	浜田山 3-24-4	03-5357-8328	5	7	7	7	14	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	浜田山	
		210 2104787	京王キッズプラッツ 永福町	永福 2-60-31 京王リト ナード永福町 3階	03-5376-1555	4	12	13	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	永福	
		211 2104790	ふたばクラブ 浜田山柏の宮	浜田山 2-8-11	03-6304-6528	2	7	7	8	16	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	高井戸 東	
		212 2104797	Gakkenほいくえん 浜田山	浜田山 3-18-8 ケイワンビル 1階	03-5305-6133	6	6	6	6	12	開)7:00~18:00 延)18:01~20:00	浜田山	
		213 2104800	ピノキオ幼児舎浜田山	浜田山 3-27-2 YOU I COURT 1階	03-6383-2446	3	10	10	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	浜田山	
		214 2104912	まなびの森保育園 永福町	和泉 4-13-2	03-6304-3553	6	12	13	13	26	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(平日のみ)	新泉 和泉	
		215 2104917	さくらさくみらい 西永福	大宮 2-10-25	03-5913-9439	6	11	11	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	松ノ木	
		216 2105555	大宮	大宮 2-16-16	03-5913-8261	9	15	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松ノ木	
		217 2105865	ベネッセ永福北	永福 3-51-17	03-3325-6761	9	15	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	永福	
	1歳	218 2101866	ベネッセ杉並和泉	和泉 2-32-6	03-5355-6700	—	10	13	13	28	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	新泉 和泉	
		219 2101871	ミアヘルサ保育園ひび き永福町	永福 2-54-8 プレミ ール永福 1・2階	03-6379-2815	—	10	12	16	32	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	永福	
		220 2104794	杉並の家けやき	浜田山 1-33-1	03-3329-3737	—	18	18	24	48	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	高井戸 第三	
		221 2104796	第二永福ここわ	和泉 2-23-3	03-6304-7841	—	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	新泉 和泉	
		222 2104802	かえで保育園 杉並いずみ	和泉 4-42-23	03-5305-3070	—	10	12	12	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	大宮	
		223 2105232	ちゃいれつく和泉	和泉 4-44-6	03-5929-7390	—	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	大宮	
	区立	9W	224 1101822	浜田山(障4)	浜田山 4-18-31	03-3315-7811	12	15	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	浜田山
		8M	225 1101817	永福南(障3)	永福 2-6-12	03-3323-4151	11	17	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)	永福
		1歳	226 1101797	和泉	和泉 4-16-22	03-3323-7249	—	12	13	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(16)	大宮
	小規模 A	9W	227 2404667	おうち保育園 えいふく町	大宮 2-1-4 1階	03-5913-9223	4	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	松ノ木
			228 2404678	スクルドエンジェル保 育園方南町園	方南 2-12-16 トウトハウス 1・2階	03-5929-7440	4	7	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	方南
			229 2404687	ぴっぴのもり	永福 4-18-5 フェリーチェ杉並 2階	03-6315-6908	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00(平日のみ)	永福
			230 2404689	小規模保育園 びーかーぶう	和泉 4-42-5 方南会館 2階	03-3311-4141	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	大宮
			231 2404666	ふたばクラブ西永福	永福 4-19-17 1階	03-5913-8728	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	永福
232 2404675			ふたばクラブ 浜田山井の頭通り	浜田山 4-10-5 稲葉ビル 2階	03-6383-2287	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	浜田山	
小規模 B	6M	233 2404672	西永福らる 小規模保育園 ※2	永福 3-33-10 鈴木ビル 1階	03-6379-7577	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	永福	

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 アレルギー対応	小学 校区	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
家庭的	7W	234 2504703	ひまわり園 ※1	和泉 3-13-15 プラザ永福町	03-6379-5239	1	2	2	—	—	開)8:00~18:00 ア)有	新泉 和泉
	6M	235 2504696	保育ルーム方南 ※1	方南 1-46-2	03-5932-1051	1	2	2	—	—	開)8:00~18:00 ア)有	方南

(障○) は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の () 内の数字は延長定員数です。

※1 保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

※2 西永福らる小規模保育園は、令和8年3月末で閉園します。そのため、令和7年度中は2歳児のみ募集します。

- ① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
- ② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
- ③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
- ④ 荻窪・本荻窪
天沼・南荻窪
- ⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
- ⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
- ⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

●地域型保育事業所等の連携施設の設定について

地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所）及び2歳児までの認可保育園等の、年齢制限のある認可施設には、卒園時の転園先を保障する「連携施設」を設定しています。これらの施設の卒園時には、優先的に転園希望先の利用調整が行われるとともに、いずれかの園への斡旋が確実に行われ、年齢制限のある施設でも安心してご利用いただくことができます。

対象者

令和7年2月1日までに杉並区民として地域型保育事業所、2歳児クラスまでの認可保育所に在園する方で、令和7年3月31日をもって在園する保育施設の最年長クラスを卒園する方
 ※杉並区外の事業所内保育事業（従業員枠）を利用している杉並区民の方も対象となります。
 ※年度途中で認可保育所への転園が内定した場合は、この連携施設利用調整の対象外となります。

連携先施設

区内にあるすべての認可保育所・区立子供園が設定されています。一部の認可施設には、個別に連携施設が設定されています。

個別連携元施設	個別連携先施設
ソラーナやなぎくぼ	ゆめの樹保育園おぎくぼ
	ゆめの樹保育園なりたにし
マザーズハート成田東園	杉並の家さくら
Kangarooのへや	世尊院幼稚園
保育センターこどもの木かげ野のはな空のとり	玉成幼稚園
Picoナーサリ久我山	久我山幼稚園
Picoナーサリ久我山駅前	
ピヨピヨおうちえん	グローバルキッズ荻窪
ウィズブック保育園東高円寺	ウィズブック保育園高円寺南

卒園時の 転園手続き

手続きの時期や方法は、該当する方に保育課認定・入園係よりお知らせします。

●居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業は、ご自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する単年度事業です。詳細は、区ホームページをご確認ください。

園コード	名称	運営法人	対象年齢・利用期間	申込窓口	利用条件等
—	アニー	認定NPO法人 フローレンス	1歳～5歳	事業者	障害、疾病の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる児童に対する事業。
		03-6811-0907	8時～18時のうち最大8時間（土・日・祝日を除く）		

以下の事業は、希望順位に関わらず、認可施設（当事業を除く。以下この項目について同じ。）の利用調整後に選考を行います。事業の性質上、単願で申込みされた場合は利用調整を行いません。4月入所の利用申込みは二次からとなります。入所が決まった場合は、入所翌月の転園申請を必ず行っていただきます。

園コード	名称	運営法人	対象年齢・利用期間	申込窓口	利用条件等
2602013	マミー東京	株式会社ニューマン	9週目～5歳	保育課 認定・ 入園係	待機児童対策として認可施設へ入所を希望したものの、入所できなかった児童を対象に、認可施設に入所するまでの間利用できる事業。
		0422-38-6314	8時～19時（日・祝日を除く）		
2602014	ル・アンジェ 保育訪問サービス	ル・アンジェ株式会社	6週目～3歳	保育課 認定・ 入園係	待機児童対策として認可施設へ入所を希望したものの、入所できなかった児童を対象に、認可施設に入所するまでの間利用できる事業。
		03-3477-1287	7時30分～20時30分（日・祝日を除く）		

8 今後の保育施設の整備予定について

●区立保育園等の移転予定

既存の区立保育園・子供園は、「区立施設マネジメント計画」等に基づき、老朽化に伴う移転改築等を進めています。発行時点の予定は下表のとおりです。追加や変更等がある場合は、随時、区ホームページや窓口等にて最新情報をご案内していきます。

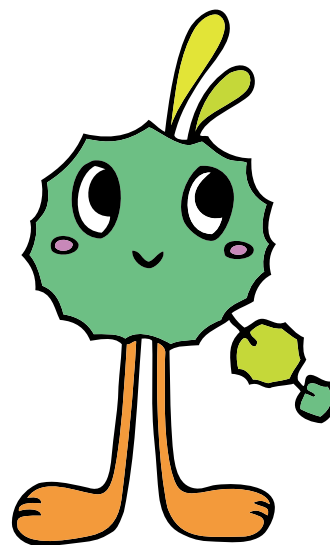
施設名	移転時期等(予定)
高円寺東保育園	令和7年6月2日から、旧杉並第八小学校跡地(高円寺南 2-40-24)に整備する複合施設内の新園舎に移転し、運営を開始する予定です。
堀ノ内東保育園	令和8年4月に、現園舎から、梅里一丁目団地(仮称)隣接地に整備予定の園舎(梅里 1-1)に移転し、私立保育園へ転換する予定です。
高井戸東保育園	高井戸東保育園は、建替工事のため最も早くて令和10年度に仮園舎候補地(浜田山 4-15)へ一時移転する可能性があります。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
高井戸西子供園	高井戸西子供園の改築計画は、これまでの計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。
西荻北保育園	西荻北保育園は、建替工事のため最も早くて令和11年度に仮園舎候補地(西荻北 1-9)へ一時移転する可能性があります。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
大宮前保育園	大宮前保育園は、建替工事のため最も早くて令和11年度に仮園舎候補地(宮前 2-24)へ一時移転する可能性があります。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。

※高井戸東保育園・西荻北保育園・大宮前保育園の改築計画は、『杉並区立施設マネジメント計画』の令和6年度一部修正において決定・公表される予定です。詳細は区ホームページ等でご確認ください。

●区施設運営パートナーズ制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換について

区施設運営パートナーズ制度を導入している区立保育園については、以下のとおり私立保育園に転換する予定です。

施設名	民営化の時期(予定)	園舎等	運営事業者
高井戸保育園	令和7年4月	現園舎を使用し、転換。	社会福祉法人 東京家庭学校
堀ノ内東保育園	令和8年4月	梅里一丁目団地(仮称)隣接地に整備予定の園舎(梅里 1-1)に移転し、転換。	事業者公募予定 (令和6年度末選定予定)



9 認可保育所等保育料について

区立・私立保育所や地域型保育事業所の保育料は、保育の実施に必要な経費の一部を、利用する児童の保護者に負担していただく費用です。なお、保育所の運営経費は、保護者の皆さんに負担していただく保育料と国・都・区の負担でまかなわれています。

今後も、持続可能な保育事業を行うため、また、住民サービス・住民負担の観点から適正な利用者負担に努めてまいりますので、納付期限内の納付など、ご協力をお願いいたします。

保育料が無償となる方

入園されるお子様が以下のいずれかに該当する場合は、国・都の政策により保育料が無償となります。

- ①3歳児以上
- ②住民税非課税世帯の0～2歳児
- ③生計を一にする兄・姉（年齢制限なし）から数えて、第2子以降に当たる0～2歳児

※年齢要件につきましては、4月1日時点の満年齢で判定します。

※兄・姉と第2子以降に当たる0～2歳児が別居している場合でも、兄・姉の養育費を支払っている等「生計を一にしている」と認められる場合は、③の保育料無償化の対象となります。該当される方は保育課認定・入園係に申し出てください。

保育料の決定・支払方法について

①保育料は、児童の年齢と世帯の住民税額（区民税所得割）[1月1日現在の住所地の市区町村が、前年の所得に基づいて賦課します。]に応じて決定されます。

●世帯区民税所得割額・年齢区分・保育時間に応じて決定されます。

令和7年4月～令和7年8月分保育料:令和6年度区民税所得割額
令和7年9月～令和8年3月分保育料:令和7年度区民税所得割額

※区民税所得割額によっては、年度の途中で保育料額が変更になる場合があります。

●賦課期日である1月1日に、国内に住民登録がなかった方は、杉並区民とみなして決定します。前年の所得を確認するため、給与証明書等をご提出ください。

●修正申告等により税額が変更になった場合は、保育料についても変更になる場合があります。

●税額が変更になった場合は保育課認定・入園係までご連絡ください。

②納付期限経過分の保育料を滞納した場合（卒園児に関わる保育料を滞納している場合を含む。）

当該児童及び兄弟姉妹の申込みの際、**調整指数(P26・27参照)項番23(-10点)**を適用します。また地方税法の規定に基づき財産差押え等の処分を受けることがあります。

③支払方法

認可保育所・区立小規模保育事業所

原則として口座振替となります。口座振替の申込手続きに必要な「保育料口座振替(自動振込)依頼書」は、保育課認定・入園係・各子どもセンターにあります。

●口座振替の開始月は通知書でお知らせします。

●口座の登録は、最短で引き落とし月の10日以前に、「保育料口座振替(自動振込)依頼書」を提出いただいた場合に適用します。それ以降に提出された場合は、翌月から反映されます。

●すでに入所中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めての手続きは不要です。また、兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。

●口座振替は、口座変更・廃止等のお申し出がない限り、翌年度以降も継続します。

●支払い期限は、**毎月末日です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。**

●口座名義は納付義務者(保護者)の名義にしてください。

私立小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所

保育料の納付方法(口座振替等)や納期限、納付手続きにつきましては、各施設・事業者にご直接お問い合わせください。

【令和7年度認可保育施設保育料表】

(令和6年10月1日現在)(単位:円)

階層	税額区分	保育料(月額)						延長保育料(月額)※区立園の場合			
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児		0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間				
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	500	500	500	
C	区民税均等割のみ課税世帯	2,200	2,100	2,000	1,900	0	0	600	600	600	
D1	区民税所得割課税世帯	区民税所得割額 5,000円未満	2,800	2,700	2,600	2,500	0	0	600	600	600
D2		5,000円以上 8,200円未満	3,700	3,600	3,400	3,300	0	0	600	600	600
D3		8,200円以上 11,100円未満	8,000	7,800	7,300	7,100	0	0	900	900	900
D4		11,100円以上 20,000円未満	9,900	9,700	9,100	8,900	0	0	900	900	900
D5		20,000円以上 33,300円未満	11,200	11,000	10,300	10,100	0	0	1,100	1,000	1,000
D6		33,300円以上 48,600円未満	18,400	18,000	16,900	16,600	0	0	1,800	1,600	1,100
D7		48,600円以上 57,700円未満	18,800	18,400	17,200	16,900	0	0	1,800	1,700	1,200
D8		57,700円以上 77,100円未満	22,900	22,500	21,000	20,600	0	0	2,200	2,100	1,300
D9		77,100円以上 97,000円未満	25,800	25,300	23,600	23,100	0	0	2,500	2,300	1,500
D10		97,000円以上 128,500円未満	28,300	27,800	25,900	25,400	0	0	2,800	2,500	1,700
D11		128,500円以上 169,000円未満	30,600	30,000	28,000	27,500	0	0	3,000	2,800	1,800
D12		169,000円以上 183,500円未満	33,000	32,400	30,200	29,600	0	0	3,300	3,000	2,000
D13		183,500円以上 211,200円未満	35,000	34,400	32,100	31,500	0	0	3,500	3,200	2,100
D14		211,200円以上 233,700円未満	37,200	36,500	34,100	33,500	0	0	3,700	3,400	2,200
D15		233,700円以上 256,300円未満	39,000	38,300	35,700	35,000	0	0	3,900	3,500	2,300
D16		256,300円以上 283,700円未満	41,000	40,300	37,600	36,900	0	0	4,100	3,700	2,400
D17		283,700円以上 301,000円未満	42,800	42,000	39,200	38,500	0	0	4,200	3,900	2,500
D18		301,000円以上 338,500円未満	44,600	43,800	40,900	40,200	0	0	4,400	4,000	2,500
D19		338,500円以上 366,000円未満	46,200	45,400	42,300	41,500	0	0	4,600	4,200	2,500
D20		366,000円以上 397,000円未満	48,000	47,100	44,000	43,200	0	0	4,800	4,400	2,600
D21		397,000円以上 435,400円未満	52,000	51,100	47,700	46,800	0	0	5,200	4,700	2,600
D22		435,400円以上 481,300円未満	58,600	57,600	53,700	52,700	0	0	5,800	5,300	2,700
D23		481,300円以上 540,800円未満	64,400	63,300	59,000	57,900	0	0	6,400	5,900	2,800
D24		540,800円以上 616,100円未満	69,000	67,800	63,200	62,100	0	0	6,900	6,300	2,800
D25		616,100円以上 715,000円未満	73,200	71,900	67,100	65,900	0	0	7,300	6,700	2,900
D26		715,000円以上 850,900円未満	77,500	76,100	71,000	69,700	0	0	7,700	7,100	3,000
D27		850,900円以上 1,150,000円未満	82,200	80,800	75,300	74,000	0	0	8,200	7,500	3,100
D28		1,150,000円以上 1,300,000円未満	89,000	87,400	82,200	80,800	0	0	8,900	8,200	3,400
D29		1,300,000円以上	92,400	90,800	89,000	87,400	0	0	9,200	8,900	3,700

- 保育料は、世帯(認定保護者等)の区民税所得割額の合計額に基づき階層、クラス年齢(歳児)及び保育必要量(標準時間:11時間まで、短時間:8時間まで)の区分で決まります。
- 保育料を決定する際の区民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除(ふるさと納税を含む)等を適用しない税額となります。
- 保育短時間の保育料は、各階層区分の保育標準時間の保育料の概ね98.2%の額です(100円未満切り捨て)。
- 多子軽減に該当する場合、第2子以降の保育料は無料になります(延長保育を除く)。
- 延長保育料は区立園(公設民営園を除く)の保育料です。私立園・公設民営園・地域型保育事業所については、各施設にご確認ください。
 ※区立園(公設民営園を除く)の保育短時間の延長保育は延長スポット保育のみで、月ぎめの設定はありません。
 ※区立園(公設民営園を除く)の生活保護世帯、非課税ひとり親世帯等の要保護世帯は、延長保育料が免除になります。
- 賦課資料が確認できない場合は、D29階層となります。
- 保育料は改訂される場合がありますので、ご了承ください。

定額減税について

令和6年度の区民税所得割には「定額減税」が適用されており、国の方針に基づいて令和6年9月～令和7年8月の保育料は、「定額減税」適用後(控除後)の区民税所得割を基に保育料を算定します。

なお、「定額減税」の適用により、すべての方について保育料が減額となるものではありません。

詳細は、以下の例と前ページの【令和7年度認可保育施設保育料表】をご参照ください。

例：1歳児(標準時間)の場合

- ケース1：定額減税適用前の区民税所得割額 190,000円→階層「D13」の月額保育料 32,100円
定額減税適用後の区民税所得割額 166,000円(△24,000円)→階層「D11」に下降階層「D11」の月額保育料 28,000円となり、定額減税の適用により月額4,100円減額
- ケース2：定額減税適用前の区民税所得割額 480,000円→階層「D22」の月額保育料 53,700円
定額減税適用後の区民税所得割額 456,000円(△24,000円)→階層「D22」のまま階層が変わらないため、定額減税の適用による保育料の減額はなし

保育料の減免制度及び負担軽減について

【負担軽減制度】

要保護世帯等

ひとり親世帯、または保護者と同一世帯内に心身障害者等(※)に該当する方がいる場合、世帯の区民税所得割額が77,101円未満の世帯で、保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて1番目の子(第1子)の保育料は半額(保育料の上限が9,000円となる)となります。

多子世帯

保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて2番目(第2子)以降の子の保育料は無料となります。

※心身障害者等とは…

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない障害者又は障害児

- 区で負担軽減の対象世帯と確認できた方は、負担軽減が適用された保育料額で決定しますので、手続きは不要です。
- 区で負担軽減の対象世帯と確認できない方は、「保育料等減額申請書」及び必要書類の提出が必要となります。必要書類については、申請書に記載されていますのでご確認ください。
※「保育料等減額申請書」は、区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。

保育料の減免制度及び負担軽減については、変更となる場合があります。



【減免制度】

条件に該当する場合は、保育料が減額または免除になります。

- 「保育料等減免申請書」のほか、必要書類の提出が必要となります。必要書類は、条件により異なりますので、保育課認定・入園係までお問い合わせください。
※「保育料等減免申請書」は、区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。
- 保育料減免の適用開始は、**申請した月から**です。4月分からの適用を受けるためには、**4月末日(必着)までに申請する必要があります**のでご注意ください。
- 適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。
- 減免の条件に該当しても、計算の結果により減免にならない場合があります。
- 減免制度は改正される場合がありますのでご了承ください。
- 条件番号5を除き、他の条件番号と重複しての減免はできません（減免額の多い条件により減免します）。

保育料の減免制度

(令和6年10月1日現在)

条件番号	条件	必要書類 「保育料等減免申請書」は 全条件必要となります。	適用期間	適用額
1	①生活保護法による保護を受けたとき ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 ③都道府県知事から委託を受けた児童を養育している里親	生活保護受給証明書、または給付を受けていることが確認できる書類、または里親であることが確認できる書類	申請当月のみ ※翌月から階層変更によりA階層になります。	A階層の基準額
2	その世帯の収入額が生活保護法による基準額に満たないとき	収入額が生活保護法による基準額に満たないことが確認できる書類	申請当月のみ	A階層の基準額
3	今年度分の区市町村民税が、地方税法第295条の規定により非課税となったとき又は第323条の規定により免除されたとき	非課税または免除であることが確認できる書類	今年度分区市町村民税が適用されるまで	B階層の基準額
4	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険等受領額を控除する)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による) ※事業用のものは除きます。	・り災証明書(災害の場合) ・保険金の支払い通知書の写し ・被害額の方かるものの写し	年度末まで	お問い合わせください。
5	同一世帯に次のいずれかと月ぎめ保育契約をしている児童がいる場合 →認証保育所、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、東京都の指導監督基準を満たす証明書の交付を受けた認可外保育施設 ※P50の負担軽減制度の「多子世帯」と重複しての適用はできません。	受託証明書	事由がなくなるまで	5階層低位の階層の基準額
6	同一世帯に次のいずれかに該当する者がいる場合 →身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者福祉手帳1～2級、要介護5の認定 ※P50の負担軽減制度の「要保護世帯等」と重複しての適用はできません。	手帳の写し	事由がなくなるまで	1階層低位の階層の基準額

10 申込み後の手続き等について

各種届出は保育課認定・入園係または各子どもセンターで受付しています。郵送の場合は、簡易書留・レターパック等で締切日までに保育課認定・入園係に届くように送付してください(必着)。また、一部の届出については電子申請で行うことができます。太字の書類は杉並区所定の様式です。区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。

電子申請可能

詳細は
P65 参照

[1] 申込み後に変更する場合の届出について

以下の変更事項に該当する場合は書類を提出してください。

以下の必要書類は、電子申請で提出いただくことが可能です。詳細は、二次元コードをご確認ください。

変更事項	必要書類
	認可保育所・地域型保育事業
希望保育施設を変更する	希望保育施設等変更届
	※変更を希望する月の締切日までに提出してください。
申込みを取上げる	保育所等(利用・転園・延長)申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届
	入所の意思がなくなった時点で速やかに提出してください。 ※4月(1次)入所を取上げる場合は、12月18日(水)までに提出してください。
内定を辞退する	保育所等(利用・転園・延長)申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届
	保育課認定・入園係と内定した保育施設に辞退する旨を連絡のうえ、速やかに提出してください。入所の前月末日までに提出されないと保育料がかかる場合があります。内定辞退後、改めて保育所を希望する場合は、再度申込みが必要です。

[2] 申込み後、申込有効期間内に状況が変わった場合の届出について

●申込み後、申込有効期間内に、以下のように状況が変わった場合は、至急保育課認定・入園係までご連絡ください。

- 仕事を辞めた、転職した
- 就労内定先が変わった
- 勤務時間や日数が変わった
- 育児休業を延長した等



これらのことにより利用調整時の指数が下がった場合には、入所の内定を取消します。また、入所後に判明した場合には退所となります。

- 保育施設の入所は、保護者の保育が必要な事由により「指数」を算定し決定します。そのため、利用申込時の状況が継続していることが必要です。
- 指数の算定は、申込締切日までに提出された書類によることとしています。入所までの期間は提出された書類の内容に変更がないものとして利用調整を行います。状況が変わった場合はP53の表「状況が変わった場合の届出について」を確認のうえ、必要な手続きをしてください。
- 調整指数、同一指数の場合の優先順位に係る変更は、必要書類が各月の申込締切日までに提出された場合、**利用調整に反映します。

●状況が変わった場合の届出について

変更事項	必要書類
住所が変わった(区内転居)	区内転居の手続き後に、保育課認定・入園係に速やかに電話連絡してください。
出産休暇または育児休業を取得していた勤務先に復職をした	復職証明書 ●復職日以降に勤務先から証明を受けてください。
育児休業を延長した	育児休業取得(予定)証明書 ●延長後の育児休業期間を勤務先から証明を受けてください。
退職をした 転職をした P54参照	保育課認定・入園係に速やかに電話連絡のうえ、①②③をそれぞれ提出できる時期に提出してください。 ①前職の離職日がわかる書類(離職票、源泉徴収票、退職証明書の写し等) ②新しい勤務先の 就労証明書 (就労開始) ③新しい勤務先での就労開始2か月を目途に、 就労証明書 (満1か月以上の実績入り)
求職活動で申込み後に、内定した	就労証明書 ●内定先から証明を受けてください。
就労内定・求職活動で申込み後に、就労を開始した	①就労を開始したら、 就労証明書 (就労開始) ②就労開始2か月を目途に、 就労証明書 (満1か月以上の実績入り)
就学予定で申込み後に、就学を開始した	就学証明書 (就学開始)、在学証明書または学生証の写し
自営業で就労再開した	①就労を再開したら、 就労証明書 (再開) ②就労再開2か月を目途に、 就労証明書 (満1か月以上の実績入り) ③②と同時に、就労日数、時間が分かる資料(当該資料が無い場合は、売上が分かる資料)
勤務日数・時間が変わった	就労証明書
その他、家庭状況が変わった	結婚・離婚をした、その他家庭状況が変わった時は保育課認定・入園係までご連絡ください。

11 入所直後に必要となる手続き

以下の「申込時の状況」に該当する方は、就労状況を確認する必要がありますので、**事実発生日以降に作成した**必要書類を速やかに提出してください。提出された書類の内容によっては追加で書類を依頼する場合があります。

※太字の書類は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷可

申込時の状況	必要書類	備考
出産休暇中または育児休業中等	復職証明書 (電子申請はP65参照)	●復職日以降に勤務先から証明を受け、入所月の20日までに提出してください。 (期日までに提出が困難な場合は入所月の20日までに「復職証明書提出期限延長願い」を提出してください。電子申請はP65参照) ※復職日・復職内容を確認します。入所月中に、育児休業を取得していた勤務先に休業前と同じ勤務条件で復職することが必要です。あわせてP17も確認してください。 ※復職後に時間短縮制度を取得する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。
自営業で就労再開予定	① 就労証明書 (再開) ② 就労証明書 (実績入り) ③就労日数、時間が分かる資料 (当該資料が無い場合は売上が分かる資料)	●入所月中に就労を開始し、①を速やかに提出してください。 ●就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績を記入した②・③を提出してください。
就労内定(就労拡大予定を含む)	① 就労証明書 (就労開始) ② 就労証明書 (実績入り)	●入所月中に就労を開始し、就労開始後に①を就労開始日以降の証明日で勤務先から証明を受け、速やかに提出してください。 ●就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入された②を提出してください。
就学・職業訓練(予定)	就学証明書 (就学開始)、在学証明書または学生証の写し	●入所月中に就学を開始し、 就学証明書 または在学証明書を提出する場合は、就学開始後に就学開始日以降の証明日で就学先から証明を受け、速やかに提出してください。
求職活動	① 変更届 (就労の旨) ② 変更認定申請書 ③ 就労証明書 (就労予定) ④ 就労証明書 (就労開始) ⑤ 就労証明書 (実績入り)	●入所後、90日を経過する日が属する月の末日までが入所期限になります。求職活動を行い、期限内に就労(月48時間以上)を開始し、すみやかに 就労証明書 を提出してください。 ●4月入所の場合は6月末までが在園期間になります。7月以降も引き続き在園を希望する場合は、7月入所申込締切日(P9参照)までに、既に就労開始している場合は④、まだ就労開始していない場合は③(7月中に就労を開始することが確認できるもの)を提出してください。 ③を提出した方は、7月中に就労を開始し、④を提出してください。 就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入された⑤を提出してください。

12 入所中の手続き等について

保育施設利用にあたっての重要事項になります。
必ずお読みいただき、必要な手続きを把握しておいてください。

届出いただいた状況に変更があったとき等、以下に当てはまる場合は書類の提出が必要です。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 【1】仕事内容が変わる | 【5】継続通園をする |
| 【2】出産予定がある | 【6】保育所を1か月以上休園する |
| 【3】別の保育施設へ転園を希望する | 【7】認定事由の現況確認 |
| 【4】保育施設を退所する | 【8】その他 |

- 注意**
- 届出がないことが後から判明したときは、退所していただく場合があります。または、兄弟姉妹の新たな入所申込時に調整指数(P26・27)項番22(過去違反: -5点)を適用する場合があります。
 - 太字の書類は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。
 - 「変更届」は各保育施設、保育課認定・入園係、各子どもセンターにあります。変更届は2枚複写になっています。1枚目は保育施設に提出、2枚目は保育課認定・入園係、各子どもセンターに提出してください。

【1】仕事内容が変わる

保護者の状況	必要書類
勤務日数・時間が変わった	①変更届 ② 就労証明書
退職をして別の会社に就職した	①変更届 ② 就労証明書 (就労開始) ③前職の離職日がわかる書類 ④ 就労証明書 (実績入り) ※④は就労開始2か月を目途に、満1か月の就労実績が記入されたものを提出してください。
退職をして自営業を開始した	①変更届 ② 就労証明書 (就労開始) ③前職の離職日がわかる書類 ④仕事の内容がわかる資料(開業届・契約書等)写し ⑤ 就労証明書 (実績入り) ⑥就労実績が確認できる書類(通帳の写し等) ※⑤+⑥は就労開始2か月を目途に、満1か月の実績を記入・確認できるものを提出してください。
退職をして 1ヶ月以上求職活動をする	①変更届 ② 変更認定申請書 ③前職の離職日がわかる書類 ④求職活動をしていることが確認できる書類 (ハローワーク受付票の写し、面接の日程や就職サイトへの登録が確認できる書類等)

転職をする場合

- 育児休業中に申込んだ方が、復職しないまま転職した場合は退所となります。

[2] 出産予定がある

出産予定がある場合は以下のとおり手続きをしてください。

また、「A育児休業を取得する方」と「B育児休業がない方」では手続きが異なりますのでご注意ください。

産前休暇に入る

産前休暇に入る前月末日までに、**変更届を提出**する。

- 「その他」の欄に①～③を記載してください。 ①産休開始日 ②出産予定日 ③父母の育児休業取得予定と取得期間
- 産休中に保育短時間の預かりを希望の方は「その他」の欄にその旨を記載してください。
- 「保育標準時間」の預かりを利用中の場合、産休中は「保育標準時間」となります。ただし、保護者の一方、又は両方が産休中に育児休業を取得する場合、原則「保育短時間」の預かりとなります。ただし、保護者の申し出に応じて、保育必要量を標準時間認定に変更することを可能とします。

AまたはBの状況により保育課認定・入園係から㉞㉟または㊵を送付します。

㉞㉟または㊵は、必ず出産後に作成したものを提出してください。

A 育児休業を取得する方

- ㉞育児休業取得(予定)証明書:勤務先に依頼
- ㉟育児休業届:保護者が記入

電子申請可能

詳細は
P65 参照

※追加書類(社則等)を依頼する場合があります。

育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合の特例(通称:育児休業特例制度)

- 出生児のなれ保育がある場合は、その終期まで利用を継続できます。なれ保育終了後は速やかに復職してください。復職していない場合は退所となります。
- 育児休業中は原則「保育短時間」の預かりになります。
- 上記期間中であっても在園中の児童が入・転所した場合は復職が必要です。

POINT

育児休業を取得しながら認可保育所等を利用できる期間は、以下の通りとなります。

育児休業取得の状況	利用可能期間
父母が同時に育児休業を取得する場合	育児休業に係る子が2歳に達する月の月末まで
父母のいずれかが育児休業を取得する場合	育児休業に係る子が2歳に達する月の月末まで(※)

※勤務先の制度で2歳に達する月の月末以降も育児休業を取得できる場合は、育児休業に係る児童が2歳に達する年度の末日まで

B 育児休業がない方

- ㊵復職(就労再開)に関する確認書

電子申請可能

詳細は
P65 参照

- 出産月の翌月から最長4か月間までお預かりいたします。
(例) 6/10出産の場合、11/1に就労再開必須
- 育児休業がなく、産後就労意思がない場合、出産月の翌月から2か月で退園となります。

出産した

㉞㉟を提出

- 保育必要量と認定有効期間を変更した認定通知書を、保育課認定・入園係から送付します。
- 月を遡って保育必要量を変更することはできません。
- 育児休業終了日または出生児が満2歳になる年度の末日のどちらか早い方までが、認定の有効期間となります。

育児休業を延長する

- 認定が切れる前に、**育児休業取得(予定)証明書**を提出する。
- 延長後の育児休業期間について、勤務先からの証明を取得してください。

※月ごめの延長保育を利用中の場合は産休取得月から利用できなくなります。利用中の方は各施設と調整してください。区立保育園に在籍中の方は「延長保育辞退届」を提出してください。

自営業の方

会社勤務の方

㊵を提出

就労再開する

再開後速やかに、**就労証明書(就労再開)**を提出する。

満1か月以上の就労実績が出た

就労再開2か月を目的に、**①②を提出**する。
①就労証明書(実績入り) ②売上がわかる書類

復職する

- 復職月の前月末日までに、**変更届**を提出する。「その他」の欄に①～③を記載してください。
- ①復職予定日 ②保育必要量の切替え月 ③希望する保育必要量(記載例) 4月15日に復職予定のため、4月から保育標準時間を希望する。
- 復職後に、**復職証明書**を提出する。
- 復職した後に、勤務先からの証明を取得してください。

[3]別の保育施設への転園を希望する

右記2次元コードから電子申請手続きが可能です。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/syorui/1069062.html>

提出書類はP10【2】、転園する際の注意事項はP18【4】をご確認ください。



[4]保育施設を退所する

右記2次元コードから電子申請手続きが可能です。

<https://logoform.jp/form/Y4gR/21986>

または「認定事由の消滅届 兼 保育園退園(継続通園)届」を杉並区保育課認定・入園係に提出してください。



[5]継続通園をする

区外に転出後、在園中の杉並区内の認可保育所等に引き続き通園を希望する場合は、以下の手続きが必要です。

- 継続可能な期間は、施設によって異なりますので、ご注意ください。
- 転出をする前に必ず杉並区保育課認定・入園係までご相談ください。

認可保育所等在園の場合

【継続可能期間】

転出月時点のクラス	入所・転園後3か月以内の転出	入所・転園後4か月以降の転出	
		杉並区内の在勤・在学(保護者のいずれか) ※1	
		なし	あり
0～3歳児	転出後3か月まで または年度の末日の早い方	年度末まで ※2	卒園まで ※3
4～5歳児	転出後3か月まで	卒園まで	卒園まで

※1：杉並区内で月48時間以上の在勤または在学が必要です。

※2：ただし、杉並区へ再転入する場合は、9月30日までに手続きいただければ、継続可能期間を延長できることがありますので、ご相談ください。

※3：0～3歳児クラスに在園中で、途中で保護者のいずれもが杉並区内の在勤・在学がなくなった場合は、その年度末までの利用となります。

- 居宅訪問型保育事業については、転出日以降は利用できません。

【手続き】

杉並区に「認定事由の消滅届兼保育園退園(継続通園)届」を提出後、転出先の自治体で継続通園の申込み手続きを行ってください。必要書類は事前に転出先の自治体に確認してください。

杉並区での手続き

「認定事由の消滅届兼保育園退園(継続通園)届」を杉並区に提出してください。

※退園年月日は転出する月の末日を記入してください。

※理由欄において、「転出後、現保育園への継続通園」を「希望する」に○をしてください。

転出先の自治体での手続き

転出した月の末日(土・日・祝日の場合は、その前の開庁日)までに、転出先の自治体で転入届を提出後、継続通園の申込み手続きを行ってください。必要書類は転出先の自治体に確認してください。

※必要な手続きを期限内に行わなかった場合は、継続通園できなくなることがあります。

延長保育を利用している場合

- 区立保育所で月ぎめ延長保育を利用中の場合、転出後翌月からは利用できません。

ただし、延長スポット保育は空きがあれば利用できます。

- 私立保育所または公設民営保育所を利用中の場合は、各保育所にご相談ください。

電子申請可能

詳細は
P65 参照

[6] 保育所を1か月以上休園する

1か月以上休園する場合

保育所は、60日(土日祝を含む)を超えて休園することはできません。

- 【注意】** 休園期間中であっても、月々の保育料は通常どおりかかります。
休園中に1日登園したり、年度が変わった場合でも、休園期間はリセットされません。

【例】 3月16日から休園した場合、休園期間は5月14日までです。

- 【必要書類】** 休園開始前:「変更届」に休園期間を記載して提出してください。
登園再開:「変更届」に登園再開日を記載して提出してください。

保育の利用を停止する場合

在園中の児童が病気やケガ等で月の初日から末日まで続けて1か月以上休む場合は、保育の利用の停止をすることができます。ただし、2か月を限度とします。

- 【注意】** ● 停止期間中は、保育料を免除することができます。
● 保育の利用の停止を希望する月の前月末営業日までに必要な書類をご提出ください。

- 【必要書類】** ①「保育の利用停止願い」
② 具体的な療養期間の記載が入った医師の診断書等

[7] 認定事由の現況確認

- 年度ごとに、翌年度の認定事由の現況確認を行います。
- 例年、12月下旬から1月上旬頃に利用継続手続きと認定事由の現況確認に必要な書類の提出についてお知らせします。
- 利用継続の要件が確認できれば継続利用となり、利用継続の要件がない場合は退所となります。
- 保育料等決定通知と大切なお知らせを4月中旬頃発送します。

[8] その他

以下に該当する場合は必要書類を提出してください。

状況	必要書類
氏名・電話番号・保護者(世帯主)の変更等	① 変更届
結婚した	① 変更届 ② 結婚相手の保育要件が確認できる書類 ③ マイナンバー記入用紙
離婚した	① 変更届 ② 保護者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書(継続認定通知書)の写し
保育必要量を変更したい	① 変更届 ② 変更認定申請書 ※ 就労証明書の添付が必要になる場合があります。 ※ 前月の末日までに提出してください。
認定通知書を汚した・紛失した	① 証明書(確認書)発行願い
その他、状況が変わった	保育課認定・入園係までご相談ください。

13 家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室

利用者と保育施設の直接契約になります。保育内容・保育時間・児童の体質などについて十分話し合ったうえで契約してください。なお、利用にあたっては「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。(P4参照)

●家庭福祉員(保育ママ)・家庭福祉員グループ

一定の資格を持ち、区長の認定を受けた保育経験者が、家庭的な雰囲気を大切にしながら保育します。

(令和6年10月1日現在)

	氏名	定員	電話番号	住所	最寄駅
家庭福祉員 (保育ママ)	ナカダ ミカ 中田 美香 [青空みかん]	5名	03-6762-1122	成田東2-9-6	JR阿佐ヶ谷駅より関東バス 善福寺川緑地公園前下車(徒歩5分)
	イシカワ サチコ 石川 禎子 [さっちゃん家]	5名	03-5377-7451	高円寺南3-7-6	丸ノ内線 新高円寺駅(徒歩6分)
	キムラ タマキ 木村 環※ [家庭的保育室 ブティバ]	5名	03-5942-1231	永福2-6-21	京王線 下高井戸駅(徒歩9分)、京王井の頭線 永福町駅(徒歩10分)
家庭福祉員 グループ	イマイ ナツコ 今井七津子 [アレーズ]	6名	03-3337-4337	高円寺北3-28-12 メゾンあづみ野101	JR高円寺駅(徒歩7分)

※給食の提供があります。

【対象児童】

- ①杉並区に住民登録のある方(杉並区外に転出すると、杉並区の家庭福祉員には預けられません)
- ②「保育の必要性の認定」を受けた方(P4参照)
- ③生後7週～2歳児で、健康であること
- ④児童をお預かりする家庭福祉員と3親等以内の親族関係にないこと

【保育内容】

保育日:月曜日から土曜日(祝日・年末年始・家庭福祉員の休暇(年次・夏期・慶弔)・家庭福祉員の研修日(年に数回あります)を除く)

保育時間:午前8時30分から午後5時まで

【保育料】

基本料金(月額)月から金:8時間・23,000円、月から土:8時間・25,000円
時間外料金(1時間につき)500円

※区民税非課税世帯は幼児教育・保育無償化により、利用者負担額が無料となります。その他に別途雑費が必要になります。なお、雑費及び時間外料金等は幼児教育・保育無償化対象外となります。

※①P51「保育料の減免制度」条件番号1に該当する世帯の子

②保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて2番目(第2子)以降の子

①または②の保育料は無料となります

【保護者が毎日用意するもの】ミルク・食事・おむつ・着替えなどの月齢に応じたもの等

●グループ保育室

杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営しています。また、保育料に対する補助金制度があります。

(令和6年10月1日現在)

保育室名(運営事業者)	所在地・電話	定員 7週目～2歳児	開所時間	保育料			
				8時間まで	～9時間まで	～10時間まで	～11時間まで
桃井グループ保育室 (保育室モモ)	桃井1-35-2 ☎03-3399-5188	21名	月～土曜日 開:7時30分～18時30分	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円

※保育料には、ミルク代・給食費・おやつ代を含みます。※契約した保育時間を超えた場合は、30分につき250円の延長保育料がかかります。

※保育料の見直し等により、保育料や保育料に対する補助金が改定されることがあります。

【対象児童】

- ①杉並区に住民登録のある方(杉並区外に転出すると、グループ保育室には預けられません)
- ②「保育の必要性の認定」を受けた方(P4参照)
- ③生後7週～2歳児

14 認証保育所

東京都が定める設置運営基準を満たした施設です。産休明けから保育します。利用にあたっては、施設と直接契約となります。利用料のほかに入園料が必要となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。なお、杉並区在住の方で条件を満たしている方には、認証保育所保育料に対する補助制度があります。

【A型】0歳(産休明け)～就学前の児童をお預かりします。

(令和6年10月1日現在)

施設名	運営事業者	所在地・電話	定員	保育料(参考)	開所時間
保育園 夢未来 井荻園	株我喜大笑	上井草1-23-15 シャルマン井荻1階 ☎03-6913-8691	33名	0歳児(生後43日～)を 週5日1日8時間月額65,000円	7時30分～20時30分

記載内容については、今後変更になる可能性があります。

15 認可外保育施設の保育料無償化・保育料補助制度について

3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児

令和元年10月から、3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児を対象に幼児教育・保育無償化が開始となり、認可保育所等のほか国の基準を満たした認可外保育施設も無償化の対象施設となっています。

3～5歳及び0～2歳非課税世帯の補助対象施設・対象者等

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢

対象施設／対象者	3歳児～5歳児		0～2歳児	対象要件
	第一子	第二子以降・住民税非課税世帯	非課税世帯	
認証保育所 	【補助金額】 「認証保育所の保育料」と補助上限額のいずれか低い方の額		【補助上限額】 月額 80,000 円	次の①・②の要件を満たしている児童の保護者 ①当該月の初日に杉並区に住所を有していること ②保育の必要性の認定を有すること
認可外保育施設 (注1)  ※区内施設のみ	【補助金額】 「認可外保育施設の保育料」と補助上限額のいずれか低い方の額 <<補助対象外となる場合>> ・3歳児～5歳児、0歳児～2歳児(非課税世帯)が利用する企業主導型の認可外保育施設を利用した場合		【補助上限額】 月額 77,000 円	
・一時預かり事業 (一時保育・ひととき保育) ・病児保育 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート) ・ベビーシッター 	【補助金額】 対象事業の利用料(「杉並子育て応援券」で支払った分を除く) <<補助対象外となる場合>> ・認可保育所、地域型保育事業、区立保育室(令和6年度末廃止)、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、区立子供園、幼稚園(注2)に在園している場合 ・認証保育所、認可外保育施設の保育料が3～5歳児37,000円、0～2歳児42,000円を超えている場合 ・送迎のみの利用で、保育を伴わない場合 ・保育の必要性の認定事由以外で利用した場合		【補助上限額】 月額 37,000 円	
	【補助上限額】 月額 57,000 円		【補助上限額】 月額 42,000 円	

(注1) 東京都等の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている施設が補助対象となります。




(注2) 幼稚園の開所時間が一日8時間未満または開所日数が年間200日未満の場合は補助対象となります。(補助上限額…月額11,300円)

0歳児～2歳児(住民税非課税世帯を除く)

杉並区では、待機児童対策の一環として、認証保育所等に児童を預けている保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、保育料の補助を行っています。

0～2歳課税世帯の補助対象施設・対象者等

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢

対象施設／対象者	0歳児～2歳児(住民税非課税世帯を除く)		対象要件
	第一子	第二子以降	
認証保育所 	【補助金額】 「認証保育所の保育料」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」(注1)との差額	【補助金額】 「認証保育所の保育料」と補助上限額とのいずれか低い方の額	次の①～③の要件を満たしている児童の保護者 ①当該月の初日に杉並区に住所を有していること ②当該月の初日に施設に在籍し、月160時間以上の月きめ保育契約により入所していること ③保育の必要性の認定を有すること(注3)
認可外保育施設 (注2)  ※区内施設のみ	【補助金額】 「認可外保育施設の保育料」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」(注1)との差額	【補助金額】 「認可外保育施設の保育料」と補助上限額のいずれか低い方の額	
杉並区グループ保育室 	【補助金額】 「杉並区グループ保育室」と「杉並区保育室に入所した場合の保育料」との差額	【補助金額】 「杉並区グループ保育室の保育料」と同額	杉並区グループ保育室に在籍している児童の保護者
	【補助上限額】 月額 80,000 円	【補助上限額】 月額 80,000 円	
	【補助上限額】 月額 30,000 円	【補助上限額】 月額 60,000 円	
	【補助上限額】 なし	【補助上限額】 なし	
	※令和6年度末の杉並区保育室廃止に伴う見直しのため、令和7年度以降の補助金額・補助上限額については未定です。(令和6年10月1日現在)		

(注1) 「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」につきましては、P49「令和7年度認可保育施設保育料表」にてご確認ください。

(注2) 東京都等の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている施設が補助対象となります。

(注3) 保育を必要とする事由を有する期間を含みます。詳細はP4「保育を必要とする事由と認定有効期間」をご参照ください。

ご注意ください。

- 令和6年度に申請し補助金の交付を受けた方で、翌年度も補助金の交付を希望する場合は、令和7年度にあらためて申請が必要です。
- 年度中に入所先の認証保育所等が変わる場合や、一度退園した認証保育所等に再入所される場合等、申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更後の内容で再申請してください。
- 補助内容に変更が生じる場合がございますので、申請の前に必ず区が発行する最新の申請案内書を参照してください。

16 私立幼稚園

幼稚園は学校教育のはじまりの場であり、遊びや豊かな体験を通して、健康的な心と体を育み、学ぶ楽しさを知る場でもあります。

現在、区内には私立幼稚園が35園あります。創立者の教育理念のもとに設立され、各園ともそれぞれの特色を活かした施設や園庭を備え、創意工夫溢れる幼児教育を行っています。全園で3年保育を行っています。満3歳保育(満3歳の誕生日を迎え、3歳児クラスへ入園するまでの幼児に対する保育)を実施している園があります。

また、保護者の就労や通院、リフレッシュ等に対応するため、教育時間の前後に預かり保育を実施している園も多くあります。

教育・保育時間、保育料※¹等は各園によって異なります。また、利用にあたっては園と直接契約となります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。

幼稚園に関するよくあるご質問 FAQ

Q 私立幼稚園にはどのような特色がありますか。

A 杉並区の私立幼稚園は長い歴史を持ち、長年にわたり地域に親しまれています。
また、各園では集団活動を通じた生活習慣の確立を基本に、独自の教育理念に基づく教育活動を行っています。例えば、学校生活での学習を意識した、文字、数、音楽及びスポーツ教育や、食育、自然教育など様々な教育を行っています。各園の教育内容や行事などは、園のホームページ等でご覧いただけます。

Q 幼稚園と保育園はどのような違いがありますか。

A 幼稚園は、幼児の「学びの場」を提供する、学校教育法に基づいた学校です。1日の中で昼食時間を挟んだ4～5時間程度の教育時間を設けている施設です。なお、多くの幼稚園では、教育時間の前後に預かり保育を実施しています。
保育園は、児童福祉法に基づいた児童福祉施設として、乳幼児の「養護及び教育を一体的に行う場」として位置づけられています。家庭の状況により、1日8時間以上の保育時間を設けている施設です。
このような設置目的(制度)の違いから、幼稚園と保育園は対象年齢や保育(教育)内容、設置主体など様々な相違点があります。一方で、同じ就学前教育施設として、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期における幼児教育の場としての役割を担っています。

Q 幼稚園の預かり保育について教えてください。

A 現在、区内には両親がフルタイム勤務であるなど、年間を通して預かり保育が必要な方に対応している「TOKYO子育て応援幼稚園※²」が7園あります。
原則として、満3歳児以上の在園児で、教育時間と合わせて9時間以上の預かり保育を継続的に必要と認められる方が対象です(園で個別に利用条件等を定めている場合があります。)
また、独自の預かり保育(日数・保育時間)を実施している園(27園)もありますので、フルタイム勤務ではない方でも、ご家庭の条件に合う園があれば通うことができます。
いずれの場合も詳細については、各園へ直接お問い合わせください。

Q 区内の私立幼稚園の新年度入園児の募集時期はいつごろですか？

A 各園にて募集要項等の配布を10月15日、申込受付を11月1日に行う予定です。
詳細については各園に直接お問い合わせください。
定員に空きがある場合は、年度途中の入園を受け付けている園もあります。

※¹ 保育料は、幼児教育・保育無償化により上限内で無償となります。その他入園料等に対しても補助を行っています。詳細は、区ホームページをご覧ください。

※² 「TOKYO子育て応援幼稚園」とは、東京都及び区の補助要綱等に基づき、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する幼稚園です。原則、平日5日間、年間を通じて200日以上預かり保育を実施しています(夏休み等の長期休業日も実施しています)。

杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」から詳細地図をご確認いただけます。(下記からダウンロード可)



App Store
(iPhone 端末用)



Google Play
(Android 端末用)

私立幼稚園一覧（令和6年9月1日現在）

※所在地を示した地図は P62 参照

No.	幼稚園名	設置	所在地	電話	最寄駅	定員	新制度	送迎バス	預かり保育	補助活動	満3歳	プレ
①	アサガヤ 阿佐谷幼稚園	宗教	阿佐谷北 5-13-2	☎ 3339-8401	JR 高円寺 阿佐谷	140	○		○		○	○
②	イオギセイボ 井荻聖母幼稚園	宗教	井草 4-19-21	☎ 3395-4040	(私) 井荻	480		○	○		○	○
③	イグサ 井草幼稚園	学幼	善福寺 1-17-1	☎ 3399-4131	JR 西荻窪 荻窪	70	○		○		○	○
④	イズミチヨウ 和泉町幼稚園	個人	和泉 2-25-7	☎ 3321-4510	(私) 明大前	160			○	○	○	○
⑤	オオミヤ 大宮幼稚園	宗教	大宮 2-3-1	☎ 3313-7373	(私) 西永福	315		○	○	○		○
⑥	カンセンジヤ 観泉寺幼稚園	宗教	今川 2-20-7	☎ 3399-5613	(私) 上井草 (バ) 農芸高校前	180			○			
⑦	ギョウフセイ 玉成幼稚園	学幼	松庵 1-9-33	☎ 3332-5973	(私) 三鷹台 JR 西荻窪	270			◎			○
⑧	クガヤマ 久我山幼稚園	学幼	久我山 3-37-24	☎ 3333-7777	(私) 久我山	320		○	◎	○	○	○
⑨	くまの幼稚園	宗教	和泉 3-21-29	☎ 3323-0189	(私) 永福町	120			○	○	○	○
⑩	コウエン 光塩幼稚園	学高	高円寺南 5-11-35	☎ 3315-0512	(私) 東高円寺	300			○	○	○	○
⑪	コクガクインダイガクフゾク 國學院大學附属幼稚園	学大	久我山 1-9-1	☎ 3334-4761	(私) 久我山	135			○	○		
⑫	スギナミ 杉並幼稚園	学幼	阿佐谷南 2-4-36	☎ 3311-2733	JR 阿佐ヶ谷	175			○	○		○
⑬	スギナミオウブン 杉並中央幼稚園	個人	高円寺南 5-37-15	☎ 3315-1715	JR 中野	60	○		◎	○		
⑭	スギナミキョウカイ 杉並教会幼稚園	宗教	和田 3-48-8	☎ 3313-7171	(私) 東高円寺	50	○		○			○
⑮	スギナミトウヨウ 杉並東洋幼稚園	個人	成田東 3-7-36	☎ 3311-0086	(私) 新高円寺	310		○	○	○	○	○
⑯	スギナミヒノデ 杉並日の出幼稚園	学幼	成田西 2-12-29	☎ 3391-8938	(バ) 高井戸境 (私) 浜田山	190		○	○	○	○	○
⑰	セイシンガクエン 聖心学園幼稚園	学幼	高円寺南 2-32-30	☎ 3312-5701	JR 高円寺	140			◎	○	○	○
⑱	センイン 世尊院幼稚園	宗教	阿佐谷北 1-26-18	☎ 3338-6368	JR 阿佐ヶ谷	200			◎	○		○
⑲	タカホ 高千穂幼稚園	学大	大宮 2-19-1	☎ 3315-4171	(私) 西永福	230			○	○		○
⑳	たから幼稚園	個人	西荻南 1-12-12	☎ 3333-9162	JR 西荻窪 (私) 久我山	140		○	○	○	○	○
㉑	ちどり幼稚園	個人	下井草 2-30-9	☎ 3399-8611	(私) 下井草	140			○			
㉒	トキワガオカ 常盤ヶ丘幼稚園	学幼	高井戸東 3-5-23	☎ 3302-0683	(私) 浜田山	120		○	○	○		
㉓	ナカセ 中瀬幼稚園	学幼	下井草 4-20-3	☎ 3395-3636	(私) 井荻	245			○	○	○	○
㉔	ニシオホガクエン 西荻学園幼稚園	学幼	西荻北 2-11-3	☎ 3396-8466	JR 西荻窪	105			○	○		
㉕	ニシオホ 西荻まこと幼稚園	学幼	松庵 3-37-14	☎ 3334-7223	JR 西荻窪	90		○	◎	○	○	○
㉖	ニホンダイガク 日本大学幼稚園	学大	天沼 1-31-14	☎ 3392-8118	JR 荻窪	210			○	○		
㉗	のぞみ幼稚園	学幼	阿佐谷北 6-25-17	☎ 3337-6633	JR 阿佐ヶ谷	80			○	○		○
㉘	ハチマン 八幡幼稚園	宗教	善福寺 1-33-11	☎ 3399-8134	JR 西荻窪 (バ) 桃井第四小学校前	280			○		○	
㉙	ひこばえ幼稚園	学幼	井草 1-45-15	☎ 3399-9527	(私) 下井草	240			○	○	○	○
㉚	フジ 富士幼稚園	個人	南荻窪 4-5-7	☎ 3332-2111	JR 荻窪	80				○		
㉛	ホウワ 宝陽幼稚園	個人	上高井戸 2-16-31	☎ 3332-5916	(私) 富士見ヶ丘 芦花公園	240			○	○		○
㉜	メイアイ 明愛幼稚園	学幼	和田 1-61-18	☎ 3381-4590	(地) 新中野 中野富士見町	140		○	◎	○	○	○
㉝	モモイ 桃井幼稚園	個人	清水 2-18-16	☎ 3301-1123	JR 荻窪 (私) 井荻 (バ) 清水二丁目	220	○		○	○		
㉞	ユウワ 裕和幼稚園	個人	清水 2-21-15	☎ 3390-3989	JR 荻窪 (私) 井荻 下井草	140			○	○		
㉟	レストナック幼稚園	学幼	和泉 2-41-18	☎ 3323-1666	(私) 明大前 (地) 方南町	175			○	○	○	○

(注)

- 1 設置者は、学幼・学高・学大=学校法人立、宗教=宗教法人立、個人=個人立です。
 - 2 「新制度」とは、[子ども・子育て支援新制度]（平成27年施行）に移行した園です。原則、新制度園は利用者負担額（保育料）は無償です。
※実費分（文房具費、行事費等）やそれ以外の上乗せ分（教育・保育の質の向上を図るための費用=特定負担額）はこれまでどおり施設に支払います。
 - 3 「預かり保育」とは、教育時間開始前又は、教育時間終了後に希望者を対象に行なう教育活動です。
 - 4 「預かり保育」の◎は、長時間預かり保育実施園（「TOKYO 子育て応援幼稚園」）です。
 - 5 「補助活動」とは、園児のうち希望者に対し、正規の保育時間外に行う課外活動（音楽教室、体操教室、英会話教室など）をいいます。
 - 6 「満3歳」は、満3歳児（満3歳の誕生日を迎え入園してから3歳児クラスに進級するまでの幼児）を受け入れている園です。
 - 7 「プレ」は、未就園児（主に当該年度に満3歳の誕生日を迎える2歳児）を対象に幼稚園における活動を実施している園です。
- 上記の（注）3～7の活動名称、実施時期、対象年齢等は各園により異なります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。
（参考）杉並区私立幼稚園連合会ホームページ【<http://www.ans.co.jp/u/suginami/>】

17 区立子供園

区立子供園は保護者の就労形態の有無にかかわらず幼児を受け入れ、教育及び保育を提供する区独自の幼保一体化施設です。短時間保育(午前9時から午後2時までの保育)と長時間保育(保護者の就労等により午前7時30分から午後6時30分までの保育)があります。保育料は、幼児教育・保育無償化により無料です。給食費(実施園のみ)、搬入弁当代(希望者のみ)及び行事費等は別途負担があります。

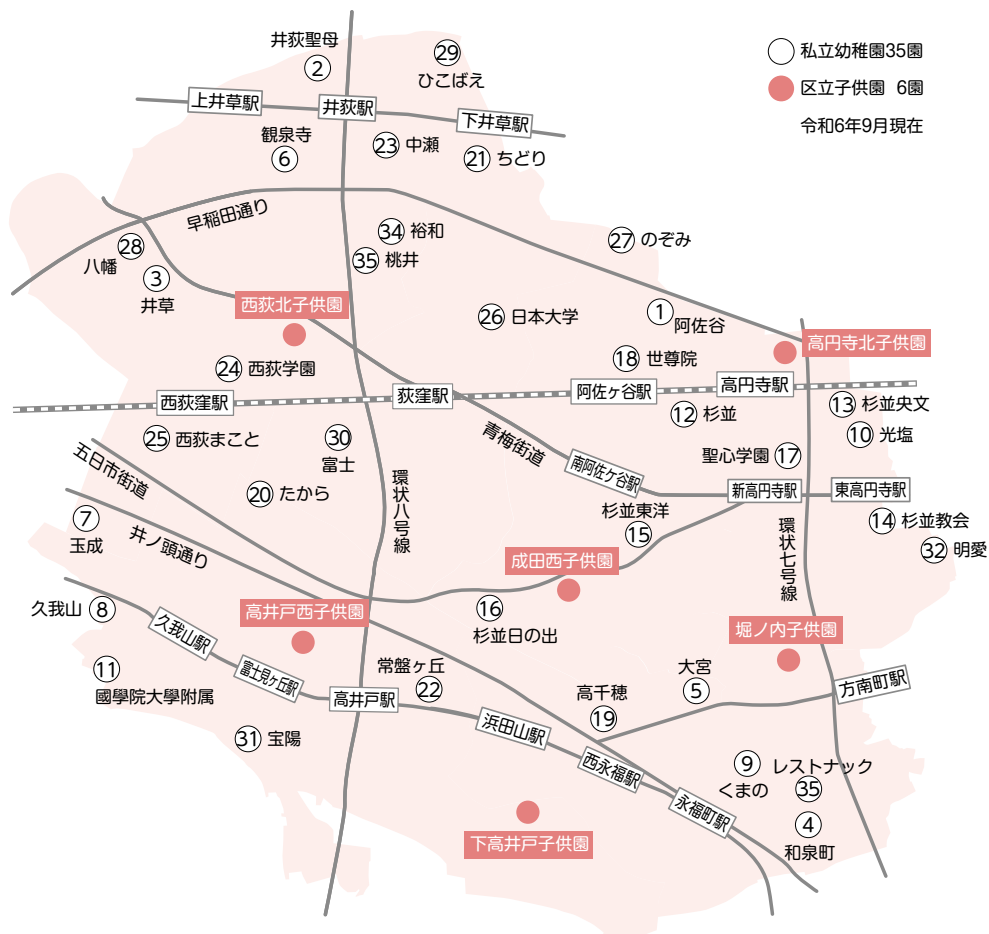
申込方法等は、子供園の【短時間保育・長時間保育】利用案内をご覧ください。利用案内は区ホームページに掲載しています。また、区役所保育課、各子どもセンター窓口、児童館及び各子供園で配布しています。長時間保育の申込については、申込できる要件が認可保育所と異なるのでご注意ください。

子供園名	所在地・電話	保育種別	3歳児		4歳児		5歳児	
			1学級	定員	1学級	定員	1学級	定員
下高井戸	下高井戸 4-38-15 ☎ 03-3303-9485	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
堀ノ内	堀ノ内 1-9-26 ☎ 03-3313-3437	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
高円寺北	高円寺北 2-14-13 ☎ 03-3330-0340	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
成田西	成田西 2-24-21 ☎ 03-3311-3876	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
高井戸西 ※1	高井戸西 3-15-4 ☎ 03-3332-9020	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名
西荻北	西荻北 1-19-22 ☎ 03-3399-0848	短時間	1学級	定員 9名	1学級	定員 21名	1学級	定員 21名
		長時間		定員 14名		定員 14名		定員 14名

※1：高井戸西子供園の改築計画は、これまでの計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。

※下高井戸子供園、高円寺北子供園、成田西子供園では、給食を原則週5日提供します。給食のない日はお弁当を持参していただきます。

※堀ノ内子供園、高井戸西子供園、西荻北子供園では、保護者の希望による搬入弁当の提供を週3日程度行います(ただし、アレルギー対応はできない場合があります)。搬入弁当のない日や、搬入弁当を希望されない場合は、お弁当を持参していただきます。



18 主な変更点とお知らせ

申込みをされる方、既に保育所等に入所されている方にお知らせしたい事項等、重要なお知らせとなっておりますので必ずお読みください。

【1】 医療的ケア児の優先的な入所について

区では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をふまえ、地域における医療的ケア児の支援体制の整備を推進しています。

この一環として、区内の医療的ケア児が、医療的ケアの実施体制が整った保育所等に入所を希望する場合、以下の優先的な利用調整を実施します。

- (1) 4月入所については、優先的な利用調整を行います。(詳細は P28 をご覧ください。)
- (2) 5月入所～2月入所については、調整指数項番 25 により指数の加点を行います。

【2】 里親家庭の優先的な入所について

親元での養育が困難となった子どもを引き取る里親家庭について、新たに調整指数項番 26 により指数の加点を行います。

【3】 その他の利用調整に係る指数の見直しについて

(1) 世帯及び保護者に係る調整指数

これまで調整指数項番 1～5 は重複して適用せず、重複したもののうち最も高い指数の一つを加点していましたが、調整指数 5 番は単独で指数を加点できるよう見直しを行いました。(調整指数 1～4 は、引き続き重複して適用しません。)

(2) 親族が経営する事業に就労する場合の調整指数

令和 6 年度までの利用調整において、「親族が経営している事業に就労し、給与収入が 103 万円以下の場合」は 2 点の減点をしていましたが、当該調整指数を削除しました。

(3) 就労状況(日数・時間等)に対して就労実績に整合性がない場合の調整指数

就労状況(日数・時間等)に対して就労実績に整合性がない場合、これまで 2～4 点を状況に応じて段階的に減算していましたが、より就労実績に即した指数の適用を行うため、2～12 点の減算に見直しを行いました。

【4】 同一指数の場合の優先順位の見直しについて

同一指数の場合の優先順位項番④について、「令和 7 年 4 月入所までの利用調整において適用する」こととなっていましたが、「令和 10 年 4 月入所までの利用調整において適用する」に見直しを行いました。(その他の適用条件に変更はありません。)

【5】 兄弟姉妹同園入所への取り組みについて

令和 7 年 2 月 1 日までに杉並区民として、個別連携元施設に在園し、令和 7 年 3 月 31 日をもって当該施設の最年長クラスを卒園する方が、個別連携先施設を第一希望とした入所の申込みをする場合であって、当該児童の兄弟姉妹が利用する個別連携元施設または当該児童の申込みをする個別連携先施設へ第一希望で入所・転園の申込みをする場合も対象とします。

詳細は、P23 「兄弟姉妹同園入所・転園への取り組み(4月入所選考のみ適用)」の※8 をご覧ください。

【6】 認可保育所等に入所できない方・夜間保育を必要とする方向けベビーシッター利用支援事業について

「認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業の申込みで利用不可となった保護者」「夜間保育を必要とする保護者」の負担軽減のため、ベビーシッターの利用料金および交通費を補助します。補助額・申請方法などの詳細は、区のホームページ(右 2 次元コード)をご覧ください。

※地域子育て支援課が実施している「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり)」および P59 「認可外保育施設の保育料無償化・保育料補助制度」との併用はできません。

《事業詳細》



よくあるご質問 FAQ

申込みについて

Q 既に「保育の必要性」の認定を受けており、認可保育所等利用申込みをする際に、マイナンバー記入用紙の提出は必要ですか？

A 不要です。

Q 現在育児休業中です。保育所に入所ができない場合、育児休業を延長したいと思っています。必要な手続きはありますか？

A 勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

利用調整について

Q 希望順位は利用調整に関係ありますか？

A 令和3年4月入所利用調整から、希望順位による優先はなくなりました。複数の園に内定が出る場合は、その中で一番希望が高い園に内定を出します。

Q 申込み期間が長い方が有利になりますか？

A 申し込んでいる期間が長いかわかりませんが、利用調整では一切関係ありません。

Q 現在育児休業中ですが、4月入所を希望する場合には、育児休業期間は3月末日までにしたほうがいいですか？

A 育児休業期間は無理に3月末日までにする必要はありません。申込日時点で取得が可能な期間の証明を受けご提出ください。ただし、4月に入所する場合は4月中に復職が必要です。

Q 父が会社勤務かつ育児休業制度の適用対象であり、母が育児休業制度のない自営業の場合、調整指数番号17(P26参照)は適用されますか？

A 適用されません。

保育料について

Q 休園期間中の保育料はどうなりますか？

A 休園期間中であっても、月々の保育料は通常どおり徴収します。(日割り計算はできません。)

Q 月の途中で退園した場合の保育料の計算はどうなりますか？

A 毎月1日に在園している児童に対して保育料がかかります。※月の途中で退所しても、日割り計算はありません。

Q なれ保育は保育時間が短くなりますが、その分の保育料は安くなりますか？

A 保育する日数や時間によって減額することはできません。

実費徴収について

Q 保育料の他にかかる費用はありますか？

A 写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。項目や徴収額は保育施設によって異なりますので、ご不明な点は各施設にお問合せください。

その他の保育施設について

Q 家庭福祉員・グループ保育室はどのように申込みを行いますか？

A 家庭福祉員・グループ保育室は、見学等や施設の詳細、申込み方法等を各施設に確認のうえ、直接申込みをしてください。利用開始までに「保育の必要性の認定」を受けている必要があります。認定を受けていない方は、区に認定申請をしてください。

Q 自家用車で送迎してもいいですか？

A 保育施設には送迎用の駐車場はありません。近隣住民に迷惑がかかるため、自家用車での送迎は行わないでください。

その他の質問はこちらに掲載しています。

入園相談チャットボット

※ご利用いただくには、杉並区公式 LINE の友だち追加が必要です。



20 電子申請が可能な申請について

杉並区では令和6年10月現在、下記の申請・申込みで電子申請手続きが可能です。

保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※マイナンバー記入用紙は別途郵送いただく必要があります	 https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/syorui/1069062.html
保育所等転園申込書	
希望保育施設等変更届	
区立保育園 延長保育申込書	
保育所等（利用・転園・延長）申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届	
復職証明書提出期限延長願	
育児休業取得証明書・育児休業届 提出フォーム	
復職証明書 提出フォーム	
復職（就労再開）に関する確認書 提出フォーム	
保育の必要性の認定申請	
認定事由の消滅届 兼 保育園退園（継続通園）届	
各種届出書 提出フォーム	
変更認定申請書 提出フォーム	 https://logoform.jp/f/VqHeN
保育課（区役所本庁東棟3階）窓口予約	
子どもセンター（裏面参照）窓口予約	 https://logoform.jp/form/Y4gR/338513



保育に関する情報は、区ホームページでも提供しています。
 トップページにある『保幼(ぽよ)ナビ』のバナーをクリックしてご覧ください。



杉並区ホームページ
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>



申込み・問い合わせは
保育課認定・入園係へ

杉並区子ども家庭部 保育課 認定・入園係
 (区役所東棟3階6番窓口)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
 東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩1分

代 表：03-3312-2111
 ダイヤルイン：03-5307-0657

以下の子どもセンターでも申込みができます。

(追加書類の提出や郵送での申込みは直接、保育課認定・入園係へご提出ください。)

●子どもセンターのご案内

子どもセンターは保育所の申込みや子育て支援サービスの相談・情報提供を行う窓口です。

窓口利用の予約は不要ですが、利用日の1か月前から予約することもできます。ただし、10月、11月は予約制になります。以下の二次元コードから事前予約してください。

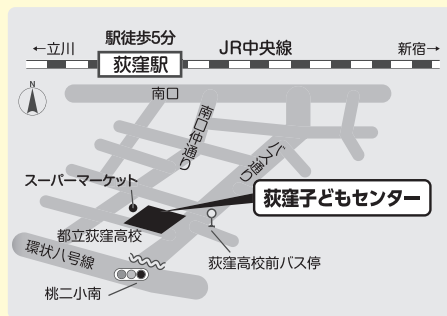
〈受付時間〉

月～金 午前8時30分～午後5時
 (土・日・祝日・年末年始はお休み)



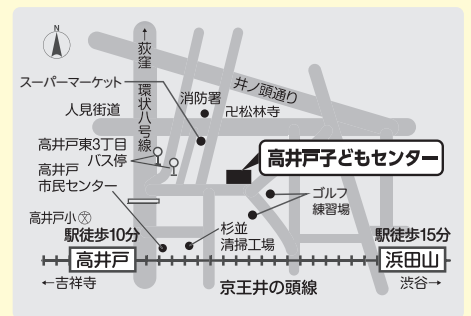
荻窪子どもセンター

(杉並保健所4階)
 荻窪5-20-1 ☎03(5347)2081



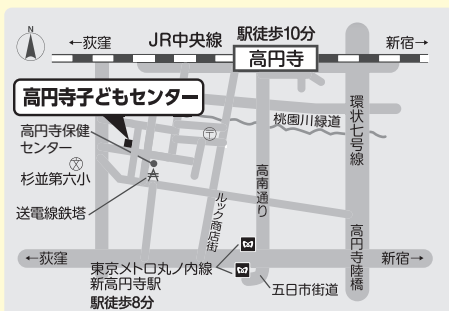
高井戸子どもセンター

(高井戸保健センター1階)
 高井戸東3-20-3 ☎03(5941)3839



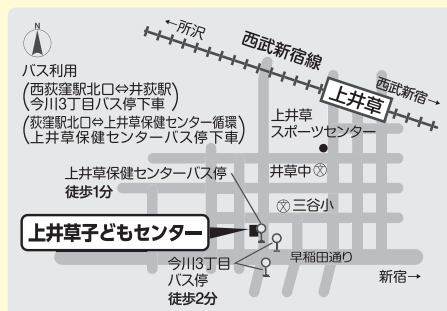
高円寺子どもセンター

(2階は、高円寺子ども家庭支援センター)
 高円寺南3-31-3 1階 ☎03(3312)2811



上井草子どもセンター

(上井草保健センター1階)
 上井草3-8-19 ☎03(3399)1131



和泉子どもセンター

(和泉保健センター1階)
 和泉4-50-6 ☎03(3312)3671

